

印西地区ごみ処理基本計画（案）

令和5(2023)年3月

印西地区環境整備事業組合
印西市 白井市 栄町

目 次

第1章 計画策定	1
1. 計画の目的.....	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
4. 計画の対象範囲	3
第2章 構成市町の概要	4
1. 地理的、地形的、気候的特性	4
2. 人口.....	6
3. 都市計画区域の状況.....	11
4. 土地利用の状況	12
5. 産業.....	13
第3章 ごみ処理の現状	17
1. ごみ処理の体系	17
2. ごみ収集・運搬の現状	18
3. ごみ排出量の現状.....	20
4. 中間処理の現状	35
5. 最終処分場の現状.....	49
6. ごみ処理経費の現状.....	51
7. 温室効果ガス排出量の現状.....	52
8. 県内市町村との比較.....	54
9. 国及び千葉県の目標値との比較	57
第4章 ごみ処理の課題	58
1. 前計画の評価	58
2. ごみ処理の課題	62
第5章 ごみ処理基本計画.....	75
1. 計画策定の基本理念及び基本方針.....	75
2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測	78
3. 国・千葉県及び構成市町の計画	88

4. 本計画の数値目標.....	93
5. 基本理念及び基本方針の実現に向けた施策.....	102
6. 収集運搬計画.....	108
7. 中間処理計画.....	109
8. 最終処分計画.....	112
9. その他の廃棄物計画.....	113
第6章 計画の推進.....	114
1. 計画の進行管理.....	114
2. 評価の方法.....	114
3. 計画の見直し.....	114

注) 本計画記載の数値は端数処理により内訳の計と合計欄の値が一致しない場合があります

第1章 計画策定

1. 計画の目的

印西地区環境整備事業組合（以下、「本組合」という。）は、昭和51年3月に設立し、本組合を構成する印西市、白井市、栄町、印旛村（現印西市）、本埜村（現印西市）（以下、「構成市町」という。）から発生するごみの処理を行ってきました。以来、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動による廃棄物の大量発生や環境負荷の増大等に伴って生じた環境問題への反省から、環境負荷の削減に向けた資源循環型社会を構築していくため、様々な施策を実施してきました。

本組合では、平成31年3月に策定した「ごみ処理基本計画」（以下、「前計画」という）で『みんなでつくる循環型社会～環境への負荷をかけない地域を目指して～』を基本理念とし、「持続可能な循環型社会の構築」「適正な循環型ごみ処理の推進」「住民・事業者・行政が協働でつくる循環型社会」の3つの基本方針を定め、構成市町から日常的に排出される、ごみの資源化と適正処理に努めてきました。

国においては、平成30年4月に策定された「第五次環境基本計画」の中で、「持続可能な開発目標（SDGs）」※1の考え方も取入れ、「経済」、「国土」等分野横断的な6つの重点戦略を設定し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが提唱されています。

それらを踏まえ、平成30年6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」※2が策定され、循環型社会形成に向けた中長期的な方向性が示されました。

さらに、国は「SDGs」や「パリ協定」※3等の世界的な潮流を受け、令和2年10月に2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、令和4年4月にはプラスチック資源循環促進法が施行されたほか、近年はこれまでの3Rに再生可能資源への代替を意味する「Renewable」を加えた3R+Renewableを基本原則として掲げています。このため、国や自治体のみならず、地域住民や事業者が一体での協働・共創により脱炭素社会の実現を目指す必要があることから、本組合における廃棄物施策へも脱炭素の考え方を反映する必要があります。

このような国の状況に加え、前計画策定から概ね5年ごとの見直し時期にあたることや新規焼却処理施設の稼働を令和10年度に予定しており、その施設規模等の検証が必要であることから、設定した減量目標等の達成状況、社会・経済情勢とともに年々変化するごみの現状を踏まえた排出量・処理量の将来予測等、循環型社会の実現に向けて一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しを行うこととします。

なお、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、本組合及び構成市町共通の長期的な視野に立った一般廃棄物（ごみ）処理の基本的事項を定め、総合的かつ計画的にごみ処理を推進していきます。

※1 「持続可能な開発目標（SDGs）」は76ページを参照

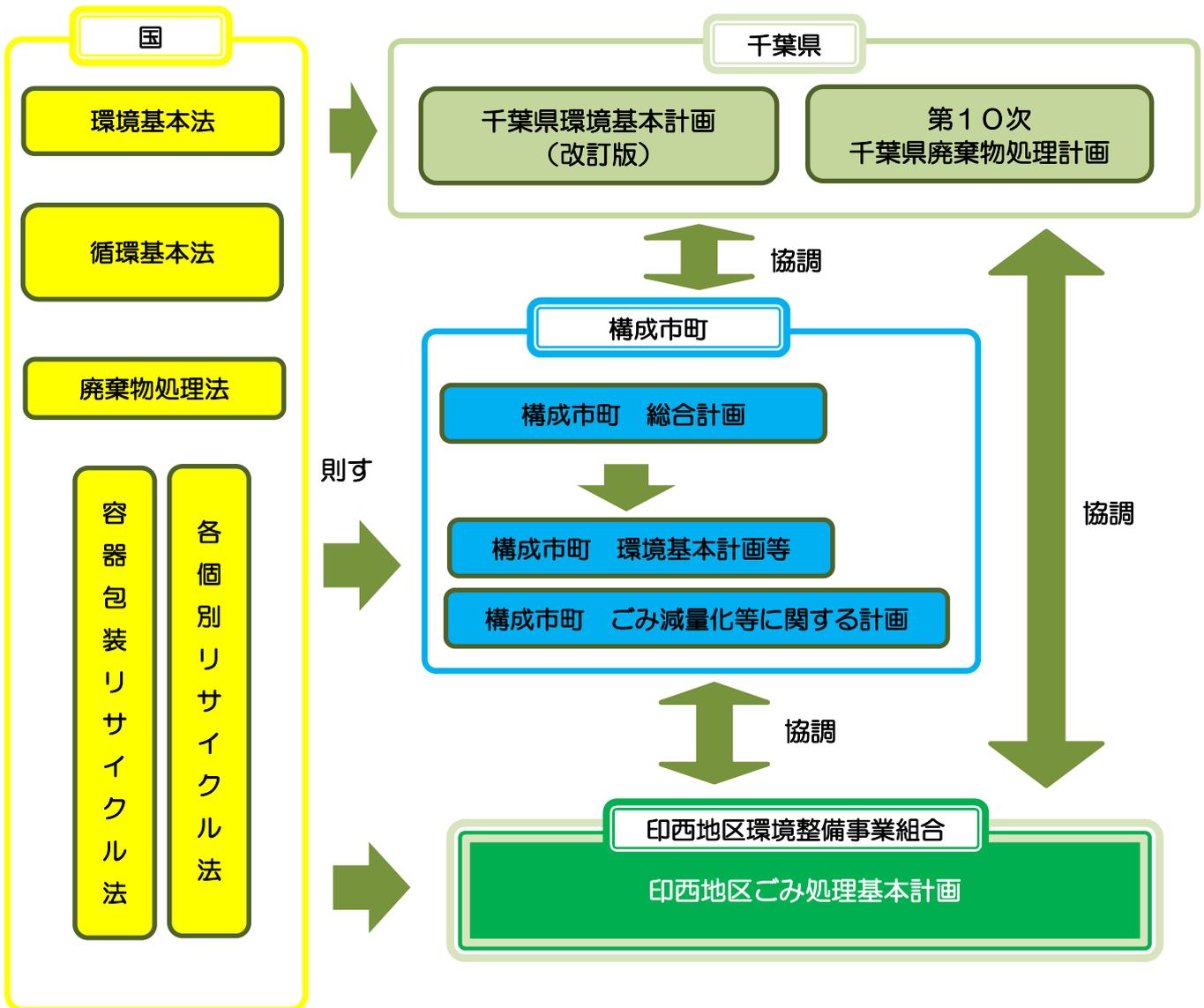
※2 「第四次循環型社会形成推進基本計画」は88～90ページを参照

※3 「パリ協定」：2015年12月にフランス・パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）で採択された2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み

2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的な視点で策定し、今後の本組合及び構成市町共通の廃棄物行政の指針となるものです。

なお、本計画では資源循環型社会を構築していくため、「循環型社会形成推進基本法」（以下「循環基本法」という。）に則し、減量化・資源化の取組みを強化し、関連法令や千葉県廃棄物処理計画・構成市町の環境基本計画等と協調を図り、本組合及び構成市町が実施する施策について定めるものとします。



3. 計画期間

本計画は令和5（2023）年度を初年度、令和10（2028）年度を計画中間年度、令和19（2037）年度を計画最終年度とする15年間を計画期間とします。

なお、おおむね5年後に本計画を見直すこととしますが、今後の社会情勢の変化や廃棄物及びリサイクルに関する法律・制度等が大きく変化した場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

進捗状況や達成状況については、PDCAサイクルを適切に運用し、継続的な評価と見直しを進め、より実効性の高い計画の実施に努めます。

計画期間及び計画目標年度を以下に示しています。

表 1.3-1 計画の期間

年度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037
計画期間	基準年度	計画策定	計画期間【令和5（2023）年度～令和19（2037）年度】														
			計画初年度						計画中間年度								
				見直しの時期						見直しの時期							

4. 計画の対象範囲

本組合が対象とする廃棄物の範囲は以下に示しています。

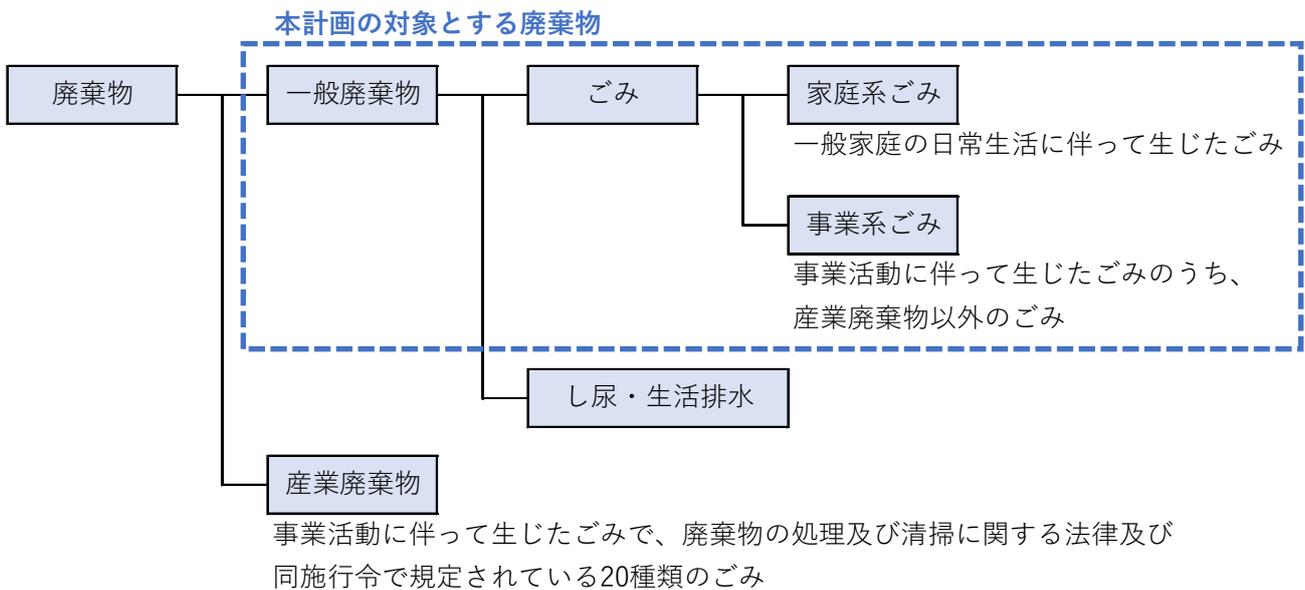


図 1.4-1 対象とする廃棄物

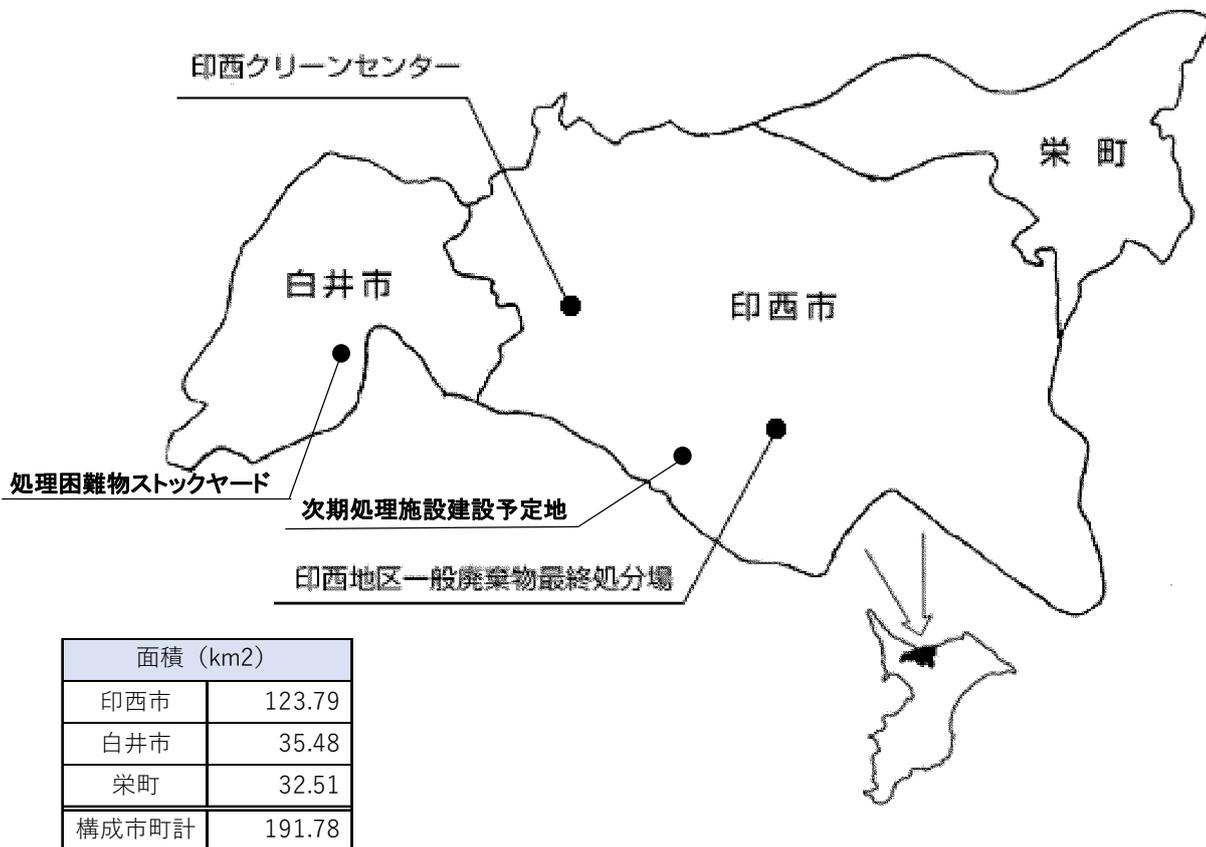
第2章 構成市町の概要

1. 地理的、地形的、気候的特性

(1) 地理的、地形的特性

本組合は、印西市、白井市、栄町の2市1町で構成され、千葉県北西部の北総台地に位置し、首都圏から30～40km、県都千葉市へは30km圏内に所在します。南側には印旛沼、西側には手賀沼、北側は利根川に接しており、市街地や里山と良好な農地を有する、調和のとれた自然豊かな地域です。

構成市町の位置を以下に示しています。



資料：千葉県統計年鑑（R2(2020)年10月1日現在）

図 2.1-1 位置図

第2章 構成市町の概要

1. 地理的、地形的、気候的特性

(2) 気候的特性

構成市町の気候は、内陸型に近く、過去5年間の平均気温は15.4℃、年間降水量はおよそ1,500mmとなっています。

構成市町の気候概況を以下に示しています。

表 2.1-1 構成市町の平均気温と降水量（直近5年間）

項目	H29		H30		R1		R2		R3 (2021)	
	平均気温 (°C)	降水量 (mm)								
1月	4.2	63.5	3.3	54.0	3.8	17.5	6.0	123.5	3.9	42.5
2月	5.5	33.0	4.1	16.5	6.1	49.5	7.1	34.0	7.1	76.5
3月	7.1	110.0	10.6	200.5	9.5	92.5	9.8	112.5	11.6	144.5
4月	13.6	125.0	15.8	92.0	12.3	100.0	12.0	222.5	13.8	137.5
5月	18.6	72.5	18.4	181.5	18.3	128.0	18.6	111.5	18.9	97.5
6月	20.8	54.0	21.4	192.0	20.7	163.0	22.2	179.5	21.3	123.5
7月	26.1	91.0	27.1	109.5	23.3	195.5	23.8	224.0	24.6	310.5
8月	25.4	141.5	26.9	45.5	27.2	63.0	27.4	24.5	26.4	345.5
9月	22.0	199.5	22.6	235.5	23.9	228.0	23.7	159.0	21.8	121.5
10月	16.6	428.5	18.5	75.5	19.1	428.0	16.6	173.5	17.3	190.5
11月	11.2	68.0	13.0	53.5	12.4	160.5	12.9	19.5	12.4	100.5
12月	5.5	19.0	7.0	33.5	7.8	88.0	6.0	18.5	6.3	139.0
平均（気温） 合計（降水量）	14.7	1,405.5	15.7	1,289.5	15.4	1,713.5	15.5	1,402.5	15.5	1,829.5

資料：アメダス（成田観測所）

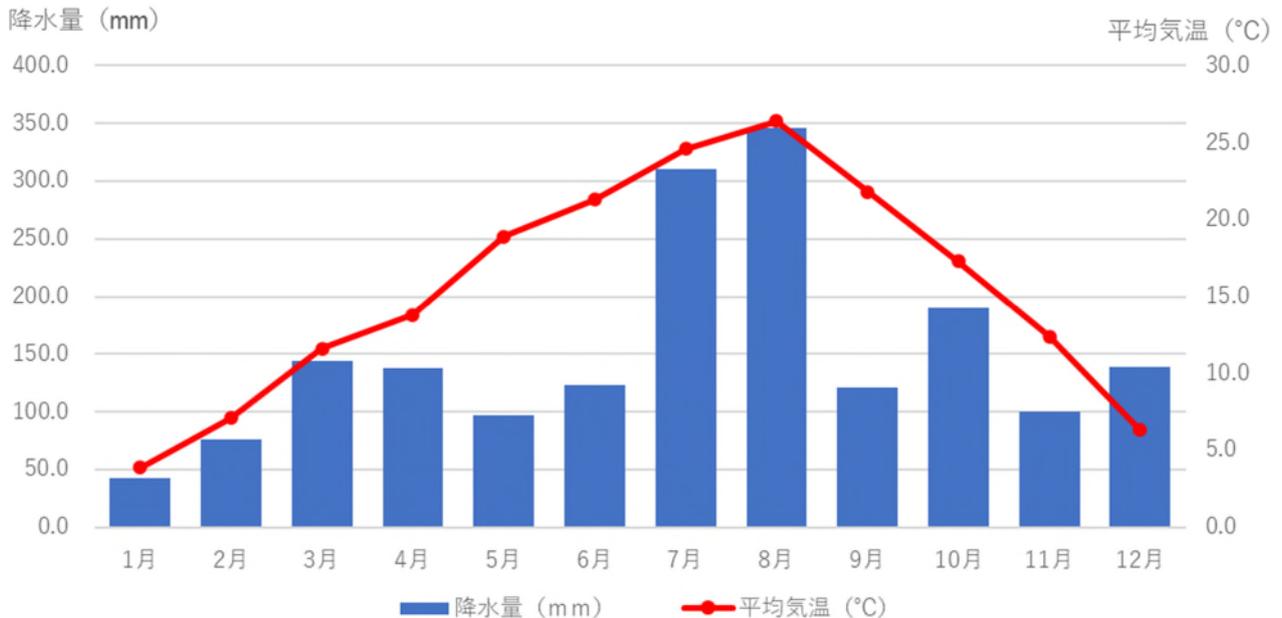


図 2.1-2 平均気温と降水量の推移（令和3（2021）年）

2. 人口

(1) 人口の推移

構成市町全体の人口は増加傾向で推移しており、令和3年度には190,887人となっています。平成24年度から過去10年間で13,734人(8.0%)増加しています。

構成市町の人口を以下に示しています。

表 2.2-1 構成市町の人口

(単位：人)

年度 市町	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 (2021)
印西市	92,489	93,085	93,494	95,185	97,321	99,133	101,406	103,794	106,080	108,141
白井市	62,386	62,493	62,816	63,175	63,404	63,772	63,555	63,336	63,012	62,745
栄町	22,278	21,899	21,656	21,470	21,201	20,908	20,676	20,384	20,181	20,001
構成市町計	177,153	177,477	177,966	179,830	181,926	183,813	185,637	187,514	189,273	190,887

※各年度末人口、外国人登録者を含む

資料：各構成市町 HP

人口（人）

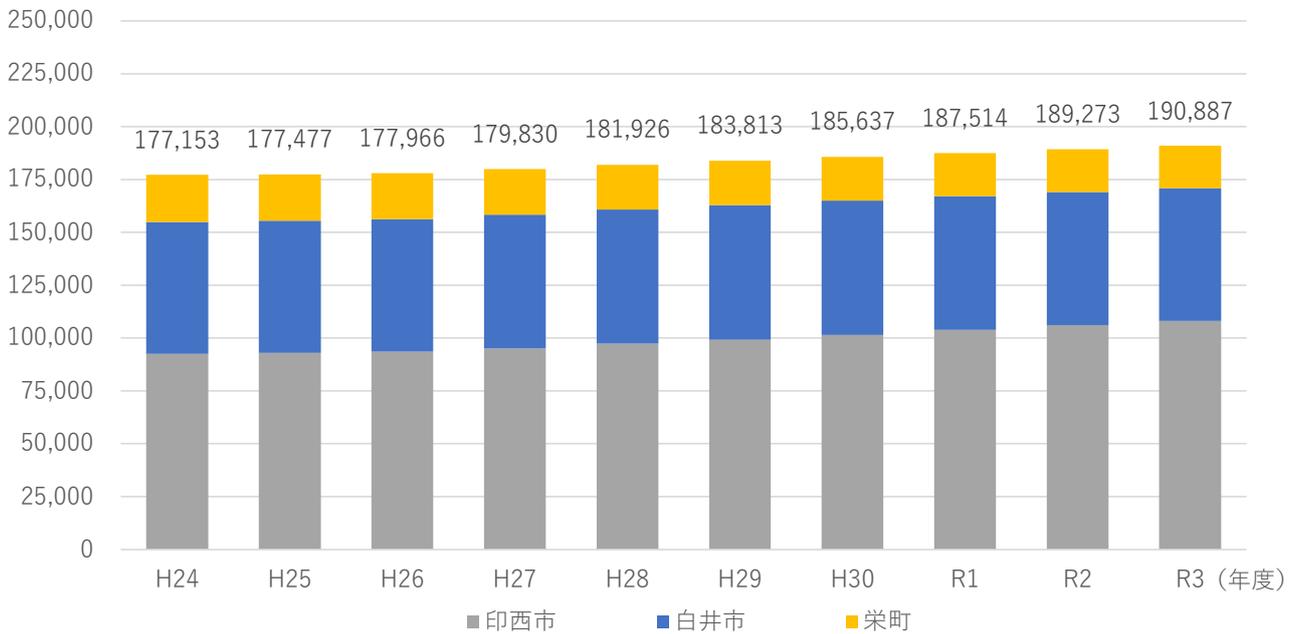


図 2.2-1 人口の推移

第2章 構成市町の概要

2. 人口

図 2.2-2 に示すとおり前計画時に予測した人口と比較すると、令和3年度予測人口の 190,190 人に対し、実際の人口は 190,887 人となっており、人口増加は予測時とおおむね一致している傾向となっていることが伺えます。

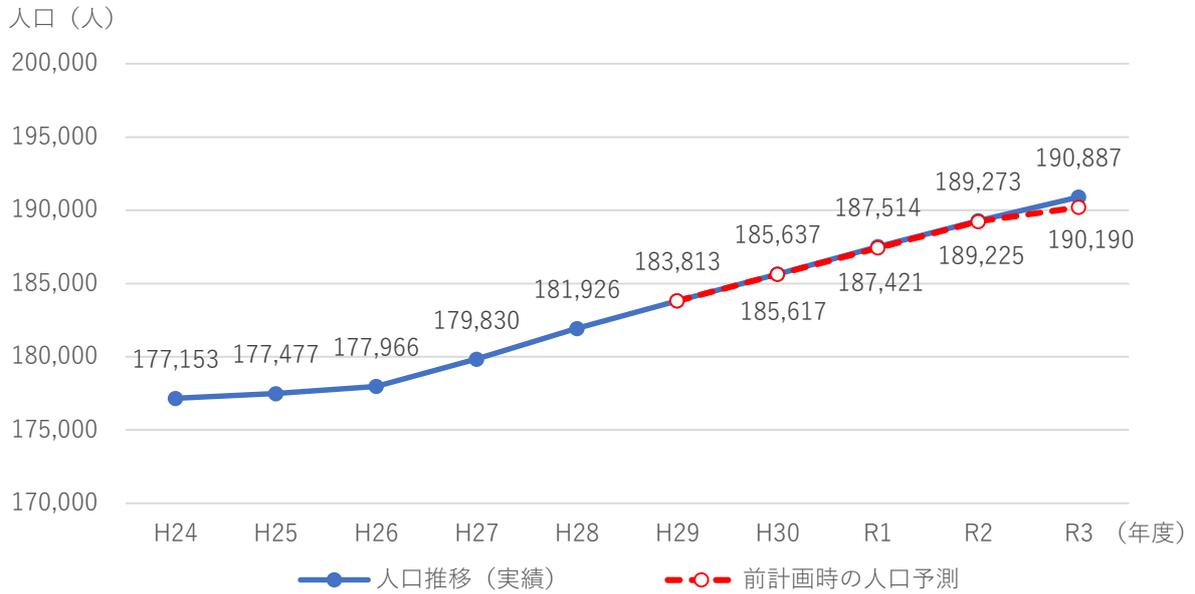


図 2.2-2 前計画時の人口予測との対比

第2章 構成市町の概要

2. 人口

(2) 年齢別人口構成

構成市町全体の年齢別人口構成は、令和3年4月1日現在で、幼年少人口が27,599人(14.6%)、生産年齢人口が111,876人(59.1%)、高齢人口が49,798人(26.3%)となっています。

構成市町の年齢別人口構成を以下に示しています。

表 2.2-2 構成市町の年齢別人口構成

項目		合計(人)											
		印西市			白井市			栄町					
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
幼年少人口	0～4	8,332	4,216	4,116	5,786	2,964	2,822	2,129	1,049	1,080	417	203	214
	5～9	9,544	4,868	4,676	6,052	3,093	2,959	2,931	1,492	1,439	561	283	278
	10～14	9,723	4,954	4,769	5,563	2,833	2,730	3,516	1,812	1,704	644	309	335
	小計	27,599	14,038	13,561	17,401	8,890	8,511	8,576	4,353	4,223	1,622	795	827
生産年齢人口	15～19	9,172	4,661	4,511	4,898	2,483	2,415	3,547	1,816	1,731	727	362	365
	20～24	8,061	4,157	3,904	4,493	2,309	2,184	2,777	1,449	1,328	791	399	392
	25～29	7,454	3,791	3,663	4,390	2,153	2,237	2,336	1,229	1,107	728	409	319
	30～34	10,014	5,003	5,011	6,459	3,171	3,288	2,744	1,413	1,331	811	419	392
	35～39	12,594	6,386	6,208	7,893	3,987	3,906	3,582	1,801	1,781	1,119	598	521
	40～44	13,736	7,068	6,668	7,850	3,962	3,888	4,731	2,468	2,263	1,155	638	517
	45～49	14,710	7,588	7,122	7,857	4,063	3,794	5,610	2,890	2,720	1,243	635	608
	50～54	12,389	6,323	6,066	6,614	3,321	3,293	4,627	2,411	2,216	1,148	591	557
	55～59	11,516	5,624	5,892	6,594	3,173	3,421	3,714	1,878	1,836	1,208	573	635
	60～64	12,230	5,898	6,332	6,998	3,394	3,604	3,614	1,764	1,850	1,618	740	878
小計	111,876	56,499	55,377	64,046	32,016	32,030	37,282	19,119	18,163	10,548	5,364	5,184	
高齢人口	65～69	13,961	6,911	7,050	7,478	3,807	3,671	4,130	1,975	2,155	2,353	1,129	1,224
	70～74	14,685	7,375	7,310	7,196	3,707	3,489	5,021	2,422	2,599	2,468	1,246	1,222
	75～79	9,077	4,397	4,680	4,066	2,003	2,063	3,711	1,743	1,968	1,300	651	649
	80～84	5,942	2,806	3,136	2,698	1,248	1,450	2,324	1,142	1,182	920	416	504
	85～89	3,805	1,349	2,456	1,941	629	1,312	1,274	510	764	590	210	380
	90～94	1,786	519	1,267	985	279	706	525	154	371	276	86	190
	95～99	477	75	402	233	32	201	155	25	130	89	18	71
	100～	65	4	61	36	1	35	14	1	13	15	2	13
小計	49,798	23,436	26,362	24,633	11,706	12,927	17,154	7,972	9,182	8,011	3,758	4,253	
総数		189,273	93,973	95,300	106,080	52,612	53,468	63,012	31,444	31,568	20,181	9,917	10,264

資料：千葉県総合企画部統計課人口班 R3(2021)年4月1日現在、外国人登録者を含む

第2章 構成市町の概要

2. 人口

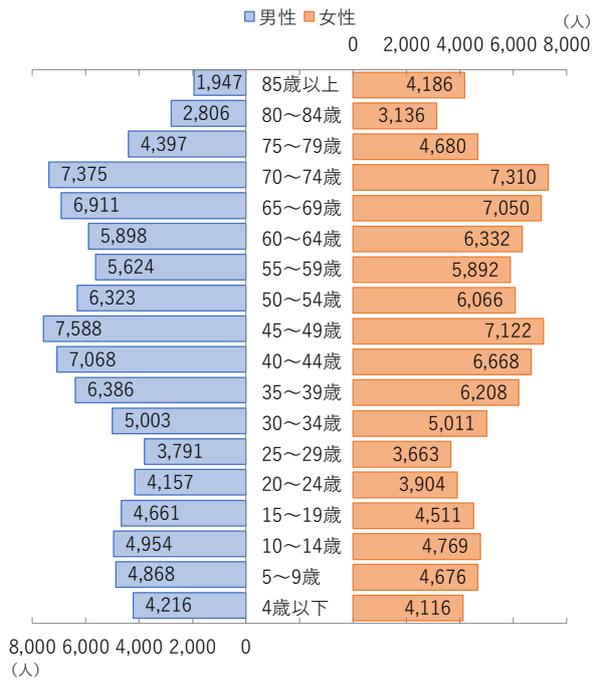


図 2.2-3 構成市町全体の人口構成

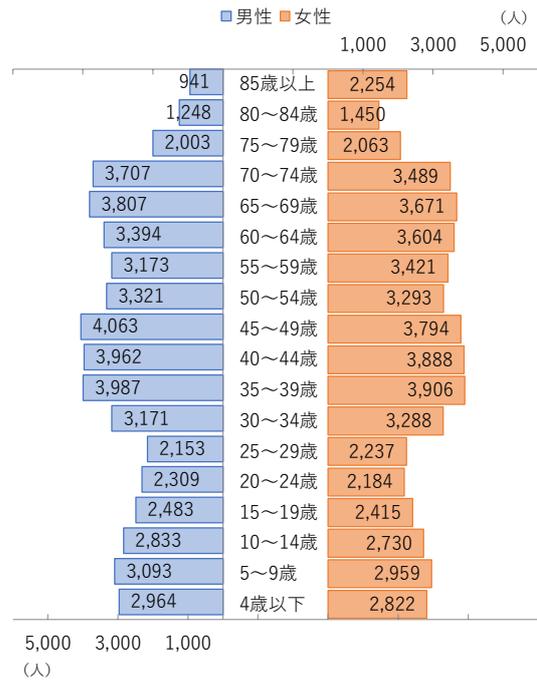


図 2.2-4 印西市の人口構成

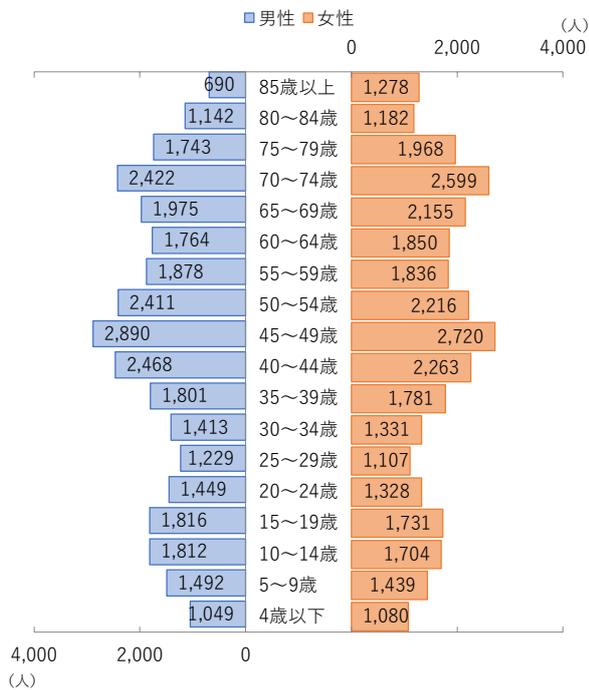


図 2.2-5 白井市の人口構成

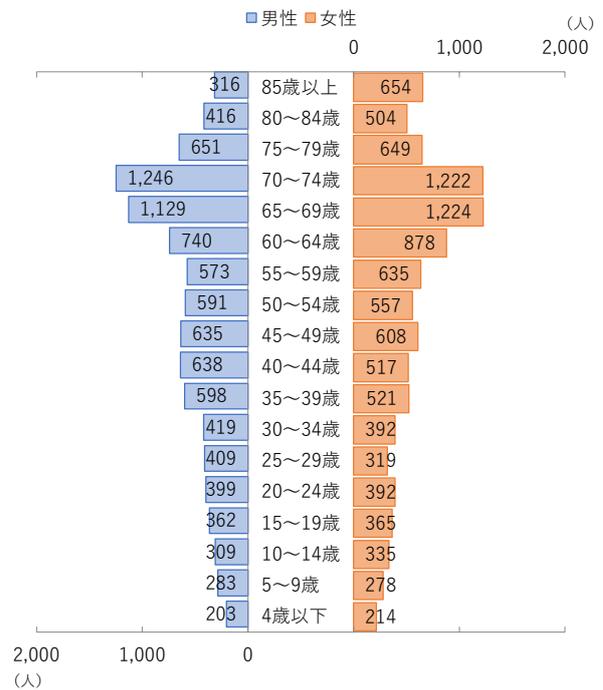


図 2.2-6 栄町の人口構成

資料：千葉県総合企画部統計課人口班 令和3年（2021）4月1日現在、外国人登録者を含む

第2章 構成市町の概要

2. 人口

(3) 外国人人口

構成市町全体の外国人人口は、年々増加傾向で推移し、令和3年12月末現在で3,978人の外国人が登録されており、平成24年から過去10年間で2,107人（約113%）増加しています。

構成市町の外国人人口を以下に示しています。

表 2.2-3 構成市町の外国人人口

項目	合計 (人)	中国	フィリピン	韓国又は 朝鮮	ベトナム	タイ	ネパール	ブラジル (H29から スリランカ)	その他	
H24	印西市	1,065	445	207	110	29	20	23	31	200
	白井市	634	249	104	78	24	8	10	39	122
	栄町	172	43	29	35	18	17	2	0	28
	構成市町計	1,871	737	340	223	71	45	35	70	350
H25	印西市	1,105	417	212	106	32	25	48	29	236
	白井市	673	221	106	82	20	6	56	14	168
	栄町	178	29	28	41	21	16	0	3	40
	構成市町計	1,956	667	346	229	73	47	104	46	444
H26	印西市	1,169	465	111	209	66	34	3	32	249
	白井市	706	220	88	96	83	20	0	7	192
	栄町	177	26	41	22	0	17	0	16	55
	構成市町計	2,052	711	240	327	149	71	3	55	496
H27	印西市	1,346	515	139	218	93	33	4	32	312
	白井市	809	245	88	95	128	19	0	12	222
	栄町	192	25	43	21	5	22	0	17	59
	構成市町計	2,347	785	270	334	226	74	4	61	593
H28	印西市	1,465	589	134	232	94	37	6	25	348
	白井市	855	270	92	94	148	18	0	13	220
	栄町	208	34	43	19	7	27	0	17	61
	構成市町計	2,528	893	269	345	249	82	6	55	629
H29	印西市	1,753	693	142	245	184	39	4	58	388
	白井市	1,069	289	100	103	187	21	1	170	198
	栄町	229	46	50	20	9	29	0	4	71
	構成市町計	3,051	1,028	292	368	380	89	5	232	657
H30	印西市	1,985	763	155	255	277	46	7	74	408
	白井市	1,221	342	102	103	275	19	7	170	203
	栄町	245	65	48	22	17	24	0	4	65
	構成市町計	3,451	1,170	305	380	569	89	14	248	676
R1	印西市	2,224	896	159	260	308	44	21	77	459
	白井市	1,249	383	88	106	266	19	5	174	208
	栄町	260	76	44	20	18	23	0	11	68
	構成市町計	3,733	1,355	291	386	592	86	26	262	735
R2	印西市	2,367	956	172	269	307	34	27	97	505
	白井市	1,295	403	91	97	281	18	10	180	215
	栄町	273	71	47	20	18	23	1	13	80
	構成市町計	3,935	1,430	310	386	606	75	38	290	800
R3 (2021)	印西市	2,373	965	182	268	277	35	25	102	519
	白井市	1,325	422	104	97	260	19	19	177	227
	栄町	280	61	45	21	23	21	2	18	89
	構成市町計	3,978	1,448	331	386	560	75	46	297	835

資料：各構成市町よりデータ提供

第2章 構成市町の概要

2. 人口、3. 都市計画区域の状況

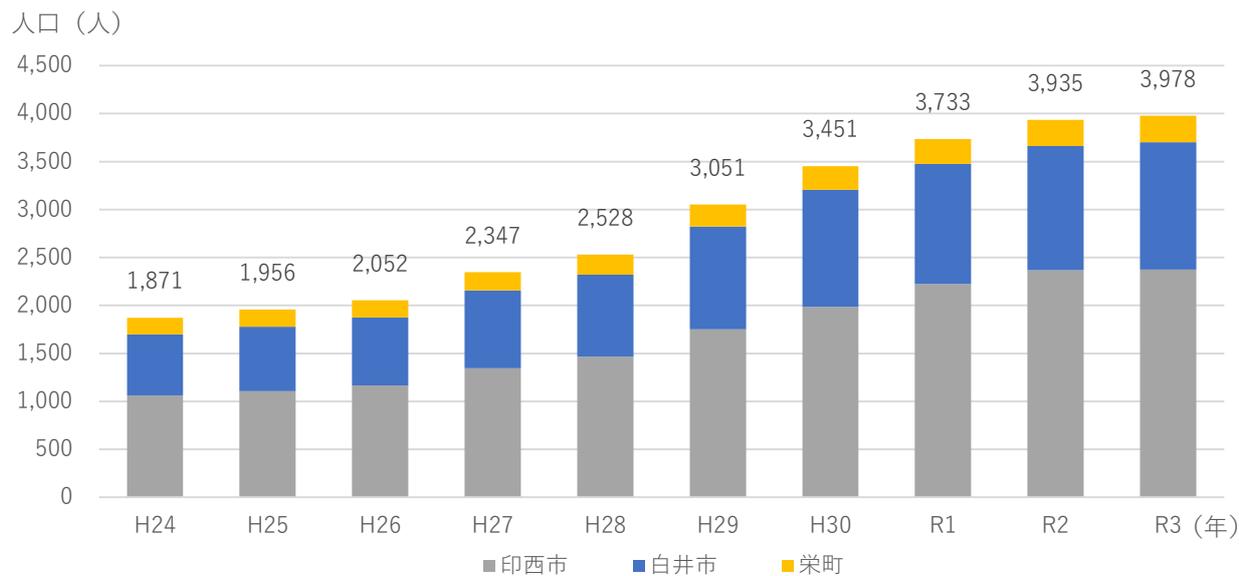


図 2.2-7 構成市町の外国人人口の推移

3. 都市計画区域の状況

構成市町の都市計画区域の状況を以下に示しています。

表 2.3-1 都市計画区域、用途地域の状況

項目		印西市	白井市	栄町
都市計画区域	市街化区域	1,907	845	343
	市街化調整区域	10,472	2,703	2,908
	計 (ha)	12,379	3,548	3,251
用途地域	低層住居専用地域	631	306	175
	中高層住居専用地域	447	195	34
	住居地域	290	95	86
	近隣商業地域	91	39	11
	商業地域	55	0	0
	準工業地域	360	17	1
	工業地域	33	0	0
	工業専用地域	0	193	36
	計 (ha)	1,907	845	343

資料：千葉県都市計画課 HP（都市計画区域：H30年3月31日現在）

4. 土地利用の状況

構成市町における主な土地利用の状況を以下に示しています。

表 2.4-1 土地利用状況

項目	計 (km ²)	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
印西市	123.79	33.62	14.76	17.12	1.14	18.19	0.59	1.50	20.03	16.83
白井市	35.48	3.78	8.94	7.67	0.35	4.30	0.17	0.17	6.52	3.58
栄町	32.51	12.53	2.09	4.00	0.86	2.61	-	0.77	4.86	4.79
構成市町計	191.78	49.93	25.79	28.79	2.36	25.10	0.77	2.44	31.41	25.20

資料：千葉県統計年鑑（R2年1月1日現在）

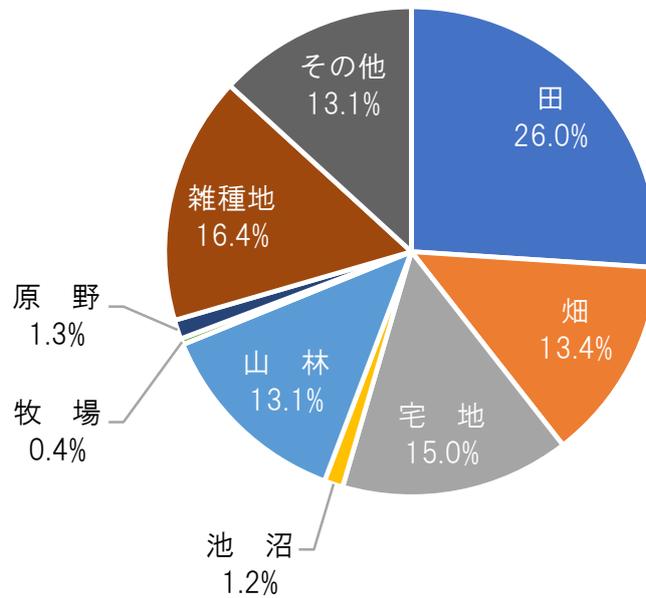


図 2.4-1 土地利用状況

5. 産業

構成市町における平成18年から令和3年までの、産業大分類別事業所数を以下に示しています。

表 2.5-1 産業大分類別民営事業所数（構成市町計）

（単位：事業所数）

項目	年	H18	H24	H28	R3
全業種（公務、事業内容等不詳をを除く）		3,907	4,247	4,321	4,606
農林漁業		31	32	41	46
第1次産業		31	32	41	46
鉱業、採石業、砂利採取業		3	2	2	2
建設業		548	580	547	556
製造業		357	406	405	394
第2次産業		908	988	954	952
電気・ガス・熱供給・水道業		2	5	4	16
情報通信業		20	40	31	56
運輸業、郵便業		85	135	152	183
卸売業、小売業		1,107	1,100	1,103	1,056
金融業、保険業		39	52	45	47
不動産業、物品賃貸業		99	177	148	199
学術研究、専門・技術サービス業		0	0	129	198
宿泊業、飲食サービス業		424	421	434	368
生活関連サービス業、娯楽業		0	0	394	382
教育、学習支援業		167	168	172	253
医療、福祉		243	274	372	451
複合サービス事業		33	20	22	21
サービス業(他に分類されないもの)		749	835	320	378
第3次産業		2,968	3,227	3,326	3,608

資料：R3年経済センサス・活動調査 速報集計（事業所に関する集計）、
H28年経済センサス・活動調査、H24年経済センサス・活動調査、
H18年事業所・企業統計調査（民営事業所数）

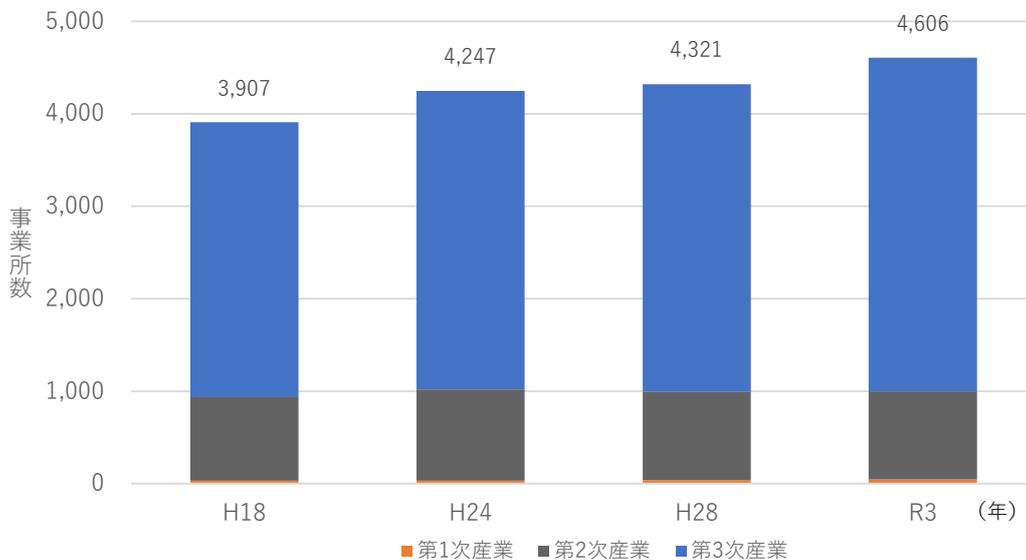


図 2.5-1 産業大分類別民営事業所数の推移（構成市町計）

表 2.5-2 産業大分類別民営事業所数（印西市）

（単位：事業所数）

項目	年	H18	H24	H28	R3
全業種（公務、事業内容等不詳をを除く）		2,112	2,219	2,246	2,453
農林漁業		19	21	31	34
第1次産業		19	21	31	34
鉱業，採石業，砂利採取業		3	1	1	1
建設業		297	299	269	274
製造業		89	113	104	104
第2次産業		389	413	374	379
電気・ガス・熱供給・水道業		1	2	3	10
情報通信業		17	28	22	34
運輸業，郵便業		37	52	67	90
卸売業，小売業		652	642	638	593
金融業，保険業		23	30	26	26
不動産業，物品賃貸業		69	107	82	109
学術研究，専門・技術サービス業		0	0	79	119
宿泊業，飲食サービス業		251	240	247	234
生活関連サービス業，娯楽業		0	0	209	217
教育，学習支援業		95	89	92	148
医療，福祉		129	140	196	248
複合サービス事業		21	12	14	14
サービス業(他に分類されないもの)		409	443	166	198
第3次産業		1,704	1,785	1,841	2,040

資料：R3年経済センサス・活動調査 速報集計（事業所に関する集計）、
H28年経済センサス・活動調査、H24年経済センサス・活動調査、
H18年事業所・企業統計調査（民営事業所数）

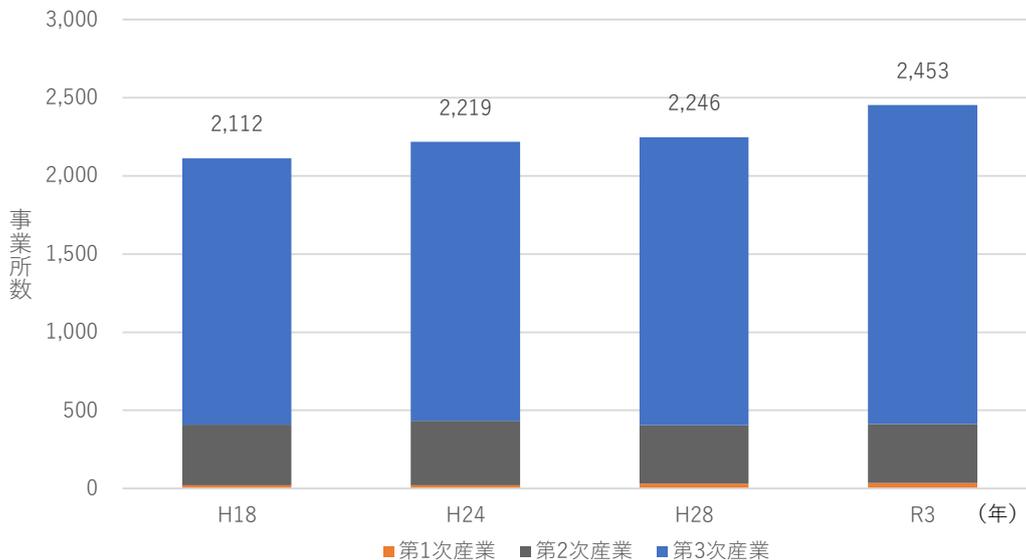


図 2.5-2 産業大分類別民営事業所数の推移（印西市）

表 2.5-3 産業大分類別民営事業所数（白井市）

（単位：事業所数）

年 項目	H18	H24	H28	R3
全業種（公務、事業内容等不詳をを除く）	1,232	1,523	1,602	1,686
農林漁業	6	6	6	8
第1次産業	6	6	6	8
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0
建設業	163	211	214	217
製造業	229	259	274	268
第2次産業	392	470	488	485
電気・ガス・熱供給・水道業	0	2	0	1
情報通信業	2	11	9	20
運輸業、郵便業	38	68	70	76
卸売業、小売業	313	331	342	349
金融業、保険業	9	12	11	14
不動産業、物品賃貸業	21	58	56	76
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	35	59
宿泊業、飲食サービス業	121	136	139	101
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	133	119
教育、学習支援業	36	57	62	84
医療、福祉	65	90	128	153
複合サービス事業	4	4	4	4
サービス業(他に分類されないもの)	225	278	119	137
第3次産業	834	1,047	1,108	1,193

資料：R3年経済センサス・活動調査 速報集計（事業所に関する集計）、
H28年経済センサス・活動調査、H24年経済センサス・活動調査、
H18年事業所・企業統計調査（民営事業所数）

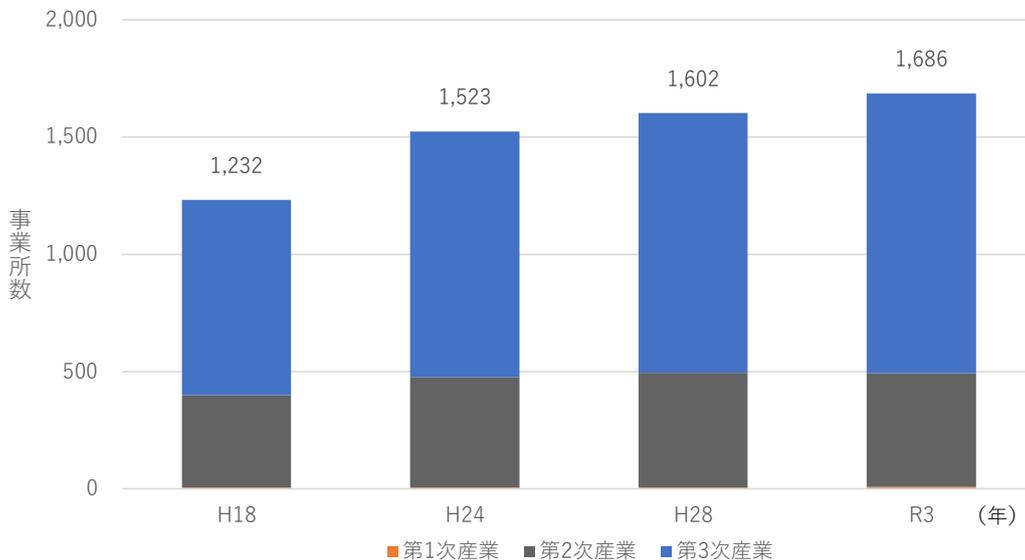


図 2.5-3 産業大分類別民営事業所数の推移（白井市）

表 2.5-4 産業大分類別民営事業所数（栄町）

（単位：事業所数）

項目	年	H18	H24	H28	R3
全業種（公務、事業内容等不詳をを除く）		563	505	473	467
農林漁業		6	5	4	4
第1次産業		6	5	4	4
鉱業、採石業、砂利採取業		0	1	1	1
建設業		88	70	64	65
製造業		39	34	27	22
第2次産業		127	105	92	88
電気・ガス・熱供給・水道業		1	1	1	5
情報通信業		1	1	0	2
運輸業、郵便業		10	15	15	17
卸売業、小売業		142	127	123	114
金融業、保険業		7	10	8	7
不動産業、物品賃貸業		9	12	10	14
学術研究、専門・技術サービス業		0	0	15	20
宿泊業、飲食サービス業		52	45	48	33
生活関連サービス業、娯楽業		0	0	52	46
教育、学習支援業		36	22	18	21
医療、福祉		49	44	48	50
複合サービス事業		8	4	4	3
サービス業(他に分類されないもの)		115	114	35	43
第3次産業		430	395	377	375

資料：R3年経済センサス・活動調査 速報集計（事業所に関する集計）、
H28年経済センサス・活動調査、H24年経済センサス・活動調査、
H18年事業所・企業統計調査（民営事業所数）

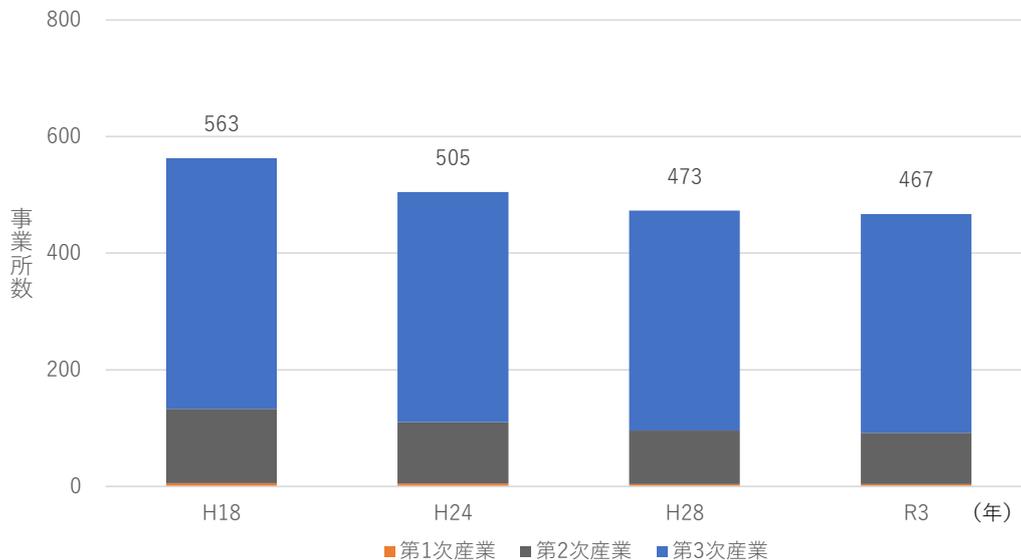


図 2.5-4 産業大分類別民営事業所数の推移（栄町）

第3章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の体系

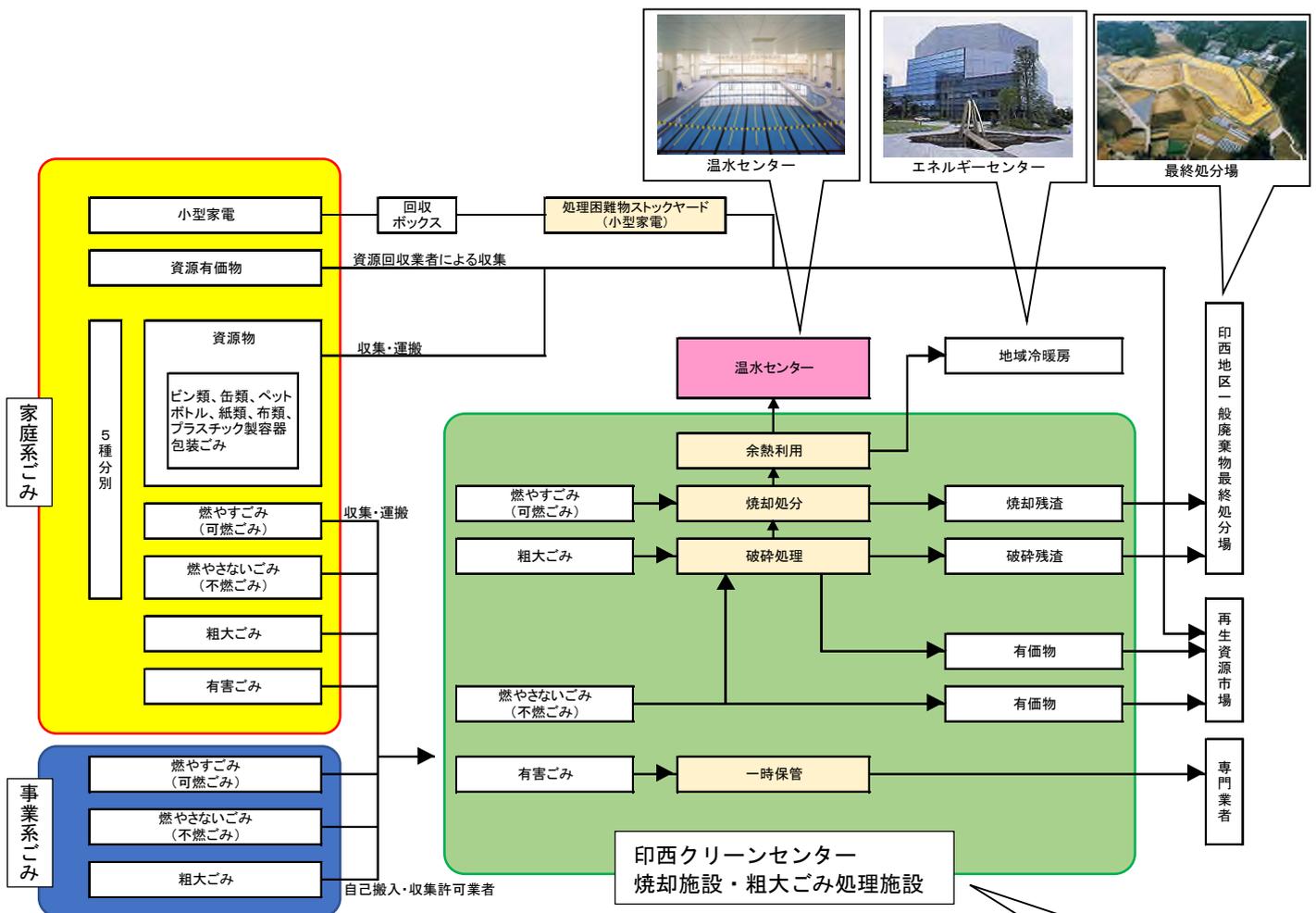
家庭系ごみは、5種13品目に分類されています。燃やすごみ（可燃ごみ）・燃やさないごみ（不燃ごみ）・粗大ごみ・有害ごみについては、印西クリーンセンターへ搬入・処理しており、処理過程で発生した有価物は回収して再資源化ルートへ送る他、焼却時に発生する熱を蒸気に変換して温水センター・地域冷暖房へ供給する等、資源の有効利用に努めています。

また、処理後に残る焼却残渣、破碎残渣については、印西地区一般廃棄物最終処分場にて埋立処分をしています。

資源物については、民間業者へ売却、または委託によりリサイクルしています。

事業系ごみの可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみについては、収集・運搬業者もしくは排出業者により、印西クリーンセンターに搬入し、家庭系ごみと同様に処理をしています。

ごみ処理フローを以下に示しています。



資料：印西地区環境整備事業組合 HP

図 3.1-1 ごみ処理フロー



2. ごみ収集・運搬の現状

(1) 家庭系ごみの収集概要

構成市町の収集・運搬体制について印西市及び白井市は、本組合が収集・運搬、資源化業務を行ない、効率化を図っています。

また、栄町については、独自で収集・運搬業務を行っており、ごみの有料化を実施しています。家庭系ごみの収集・運搬体制を以下に示しています。

表 3.2-1 家庭系ごみの収集・運搬体制

区分		印西市	白井市	栄町
燃やすごみ (可燃ごみ)	収集方法	組合が事業者へ委託		栄町が事業者へ委託
	収集方式	ステーション方式		
	排出方式	指定袋		指定袋
	収集頻度	2回/週		
燃やさないごみ (不燃ごみ)	収集方法	組合が事業者へ委託		栄町が事業者へ委託
	収集方式	ステーション方式		
	排出方式	指定袋		指定袋
	収集頻度	2回/月		1回/週
粗大ごみ	収集方法	組合が事業者へ委託		栄町が事業者へ委託
	収集方式	戸別方式		
	排出方式	無指定	専用シール (有料)	
	収集頻度	電話申込制		
有害ごみ	収集方法	組合が事業者へ委託		栄町が事業者へ委託
	収集方式	ステーション方式		
	排出方式	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やさないごみ用の指定袋 ・任意の透明袋 ・回収ボックス ・その他 		<ul style="list-style-type: none"> ・燃やさないごみ用の指定袋 ・回収ボックス
	収集頻度	2回/月		1回/月
資源物	収集方法	組合が事業者へ委託		栄町が事業者へ委託
	収集方式	ステーション方式		
	排出方式	<ul style="list-style-type: none"> ・指定袋 ・ステーションに設置している専用袋 ・その他 		<ul style="list-style-type: none"> ・指定袋 ・専用シール
	収集頻度	1回/週		

※印西クリーンセンターへの搬入は、月曜日～土曜日まで（土曜日は午前中のみ）

※令和4年4月1日現在

第3章 ごみ処理の現状

2. ごみ収集・運搬の現状

(2) 事業系ごみの収集概要

印西クリーンセンターにおいて処理する事業系ごみは、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの3分別であり、本組合のごみ処理に関する取扱い要領により受入基準が定められています。搬入は、収集・運搬業者による搬入及び排出事業者による自己搬入としています。

事業系ごみの収集・運搬概要を以下に示しています。

表 3.2-2 事業系ごみの収集・運搬概要

受入区分	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの3区分
運搬方法	①排出事業者が立地する構成市町が許可する一般廃棄物収集・運搬許可業者へ委託 ②排出事業者による自己搬入
処理手数料	270円／10kg（消費税込み）

※印西クリーンセンターへの搬入は、月曜日～土曜日まで（土曜日は午前中のみ）

※令和4年4月1日現在

3. ごみ排出量の現状

(1) 総ごみ排出量の実績

①構成市町全体の総ごみ排出量の実績

構成市町全体の過去10年間の人口は増加しており、平成29年度ごろまで総ごみ排出量（家庭系ごみ、事業系ごみの合計）は減少傾向で推移していましたが、平成30年度から令和2年度にかけて増加し、令和3年度に減少となっています。

しかし、事業系ごみは平成24年度以降から増加傾向で推移しています。

また、令和3年度の総ごみ排出量は59,588 t/年、ごみ排出原単位は855.2 g/人・日となっており、家庭系ごみが46,097 t/年（77.4%）、事業系ごみが13,491 t/年（22.6%）となっています。

なお、令和3年度実績を前計画の目標値と比較すると、総ごみ排出原単位は60.7 g/人・日上回っています。

構成市町全体の総ごみ排出量の実績を以下に示しています。

表 3.3-1 構成市町全体の総ごみ排出量・排出原単位の実績

年度	項目 計画収集 人口 (人)	総ごみ 排出量 (t/年)			排出原単位 (g/人・日)
		家庭系ごみ	事業系ごみ		
H24	177,153	55,935	44,834	11,101	865.1
H25	177,477	56,792	44,968	11,823	876.7
H26	177,966	56,468	44,627	11,841	869.3
H27	179,830	56,522	44,461	12,061	858.8
H28	181,926	56,430	44,110	12,320	849.8
H29	183,813	56,172	43,803	12,369	837.2
H30	185,637	56,770	43,935	12,835	837.8
	(185,617)	(55,982)	(43,661)	(12,321)	(826.3)
R1	187,514	58,633	45,289	13,344	854.3
	(187,421)	(55,933)	(43,626)	(12,307)	(815.4)
R2	189,273	60,097	46,834	13,263	869.9
	(189,225)	(55,567)	(43,342)	(12,226)	(804.5)
R3 (2021)	190,887	59,588	46,097	13,491	855.2
	(190,190)	(55,155)	(42,977)	(12,178)	(794.5)

※排出原単位＝総ごみ排出量/計画収集人口/365日（閏年は366日）

※H30年度以降の下段カッコ書きは、前計画での目標値

第3章 ごみ処理の現状

3. ごみ排出量の現状

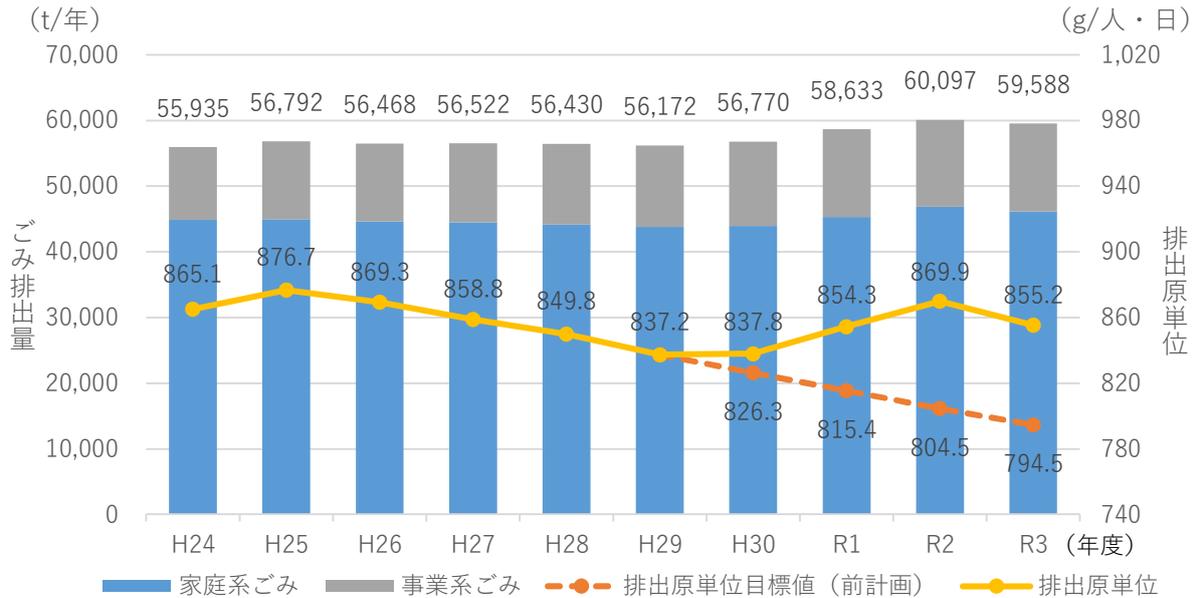


図 3.3-1 構成市町全体の総ごみ排出量・排出原単位の推移

②構成市町別総ごみ排出量の実績

構成市町別の総ごみ排出量は、令和3年度の実績で印西市が 34,154 t、白井市が 19,854 t、栄町が 5,579 t となっています。

構成市町別の総ごみ排出量の実績を以下に示しています。

表 3.3-2 構成市町別総ごみ排出量の実績

年度	項目 構成市町計 (t/年)	構成市町別		
		印西市	白井市	栄町
H24	55,935	30,201	19,038	6,696
H25	56,792	30,601	19,467	6,723
H26	56,468	30,682	19,355	6,431
H27	56,522	31,038	19,262	6,223
H28	56,430	31,083	19,385	5,962
H29	56,172	31,208	19,170	5,793
H30	56,770	31,990	19,125	5,654
R1	58,633	33,313	19,596	5,724
R2	60,097	34,207	20,120	5,770
R3 (2021)	59,588	34,154	19,854	5,579

第3章 ごみ処理の現状

3. ごみ排出量の現状

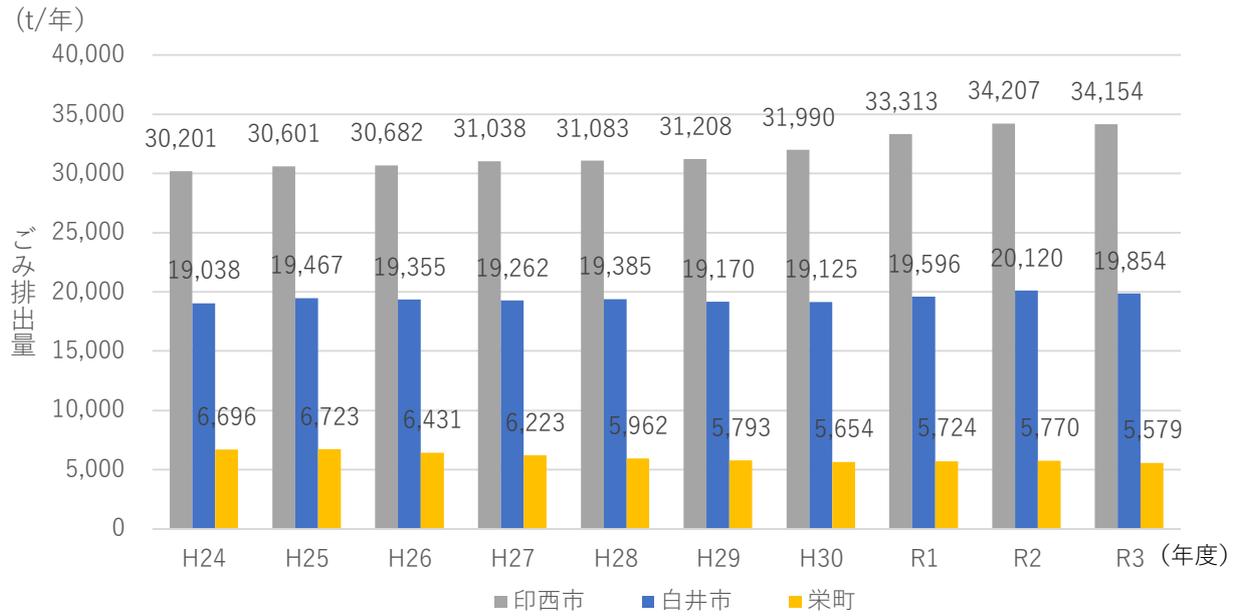


図 3.3-2 構成市町別総ごみ排出量の推移

第3章 ごみ処理の現状

3. ごみ排出量の現状

(2) 家庭系ごみ排出量の実績

①構成市町全体の家庭系ごみ排出量の実績

構成市町全体の家庭系ごみ排出量及び排出原単位は、平成 25 年度以降減少傾向で推移していましたが、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて増加し、令和 3 年度に減少となっています。

また、令和 3 年度の実績において平成 24 年度と比較すると、総ごみ排出量原単位は 661.6 g/人・日で、31.8 g/人・日減少、集団回収資源物を除くごみ排出原単位は 626.0 g/人・日で、11.1 g/人・日減少、収集・集団回収資源物を除くごみ排出原単位は 515.3 g/人・日で、5.5 g/人・日減少、収集・集団回収資源物のごみ排出原単位は 146.3 g/人・日で、26.3 g/人・日減少となっています。

なお、令和 3 年度の実績を前計画の目標値と比較すると、総ごみ排出原単位は 42.5 g/人・日上回っています。

家庭系ごみ排出量の実績を以下に示しています。

表 3.3-3 家庭系ごみ排出量の実績（構成市町全体）

項目 年度	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)				合計 (t/年)	燃やすごみ	燃やさない ごみ	粗大ごみ	資源物合計	収集資源物	集団回収 資源物
		総排出量	集団回収資 源物を除く	収集・集団 回収資源物 を除く	収集・集団 回収資源物							
H24	177,153	693.4	637.1	520.8	172.6	44,834	30,818	1,272	1,586	11,158	7,522	3,636
H25	177,477	694.2	637.3	521.4	172.8	44,968	30,854	1,256	1,664	11,193	7,511	3,682
H26	177,966	687.0	630.7	518.5	168.5	44,627	30,867	1,193	1,622	10,945	7,287	3,659
H27	179,830	675.5	622.9	513.1	162.5	44,461	30,980	1,167	1,621	10,693	7,230	3,463
H28	181,926	664.3	614.8	508.0	156.2	44,110	31,026	1,034	1,676	10,374	7,091	3,284
H29	183,813	652.9	606.4	503.2	149.7	43,803	31,118	1,007	1,633	10,045	6,923	3,122
H30	185,637	648.4	602.5	502.2	146.2	43,935	31,327	964	1,736	9,908	6,800	3,108
	(185,617)	(644.4)	(599.3)	(497.1)	(147.3)	(43,661)	(31,043)	(996)	(1,639)	(9,983)	(6,923)	(3,060)
R1	187,514	659.9	616.7	515.0	144.9	45,289	32,383	1,026	1,937	9,943	6,982	2,962
	(187,421)	(636.0)	(592.2)	(491.0)	(145.0)	(43,626)	(31,046)	(986)	(1,648)	(9,945)	(6,940)	(3,005)
R2	189,273	677.9	641.5	528.5	149.5	46,834	33,567	1,118	1,824	10,325	7,806	2,519
	(189,225)	(627.5)	(585.1)	(484.9)	(142.6)	(43,342)	(30,872)	(971)	(1,649)	(9,850)	(6,918)	(2,932)
R3 (2021)	190,887	661.6	626.0	515.3	146.3	46,097	33,191	1,029	1,686	10,191	7,710	2,480
	(190,190)	(619.1)	(578.0)	(478.8)	(140.2)	(42,977)	(30,639)	(954)	(1,647)	(9,736)	(6,883)	(2,853)

※H30 年度以降の下段カッコ書きは、前計画での目標値

第3章 ごみ処理の現状

3. ごみ排出量の現状

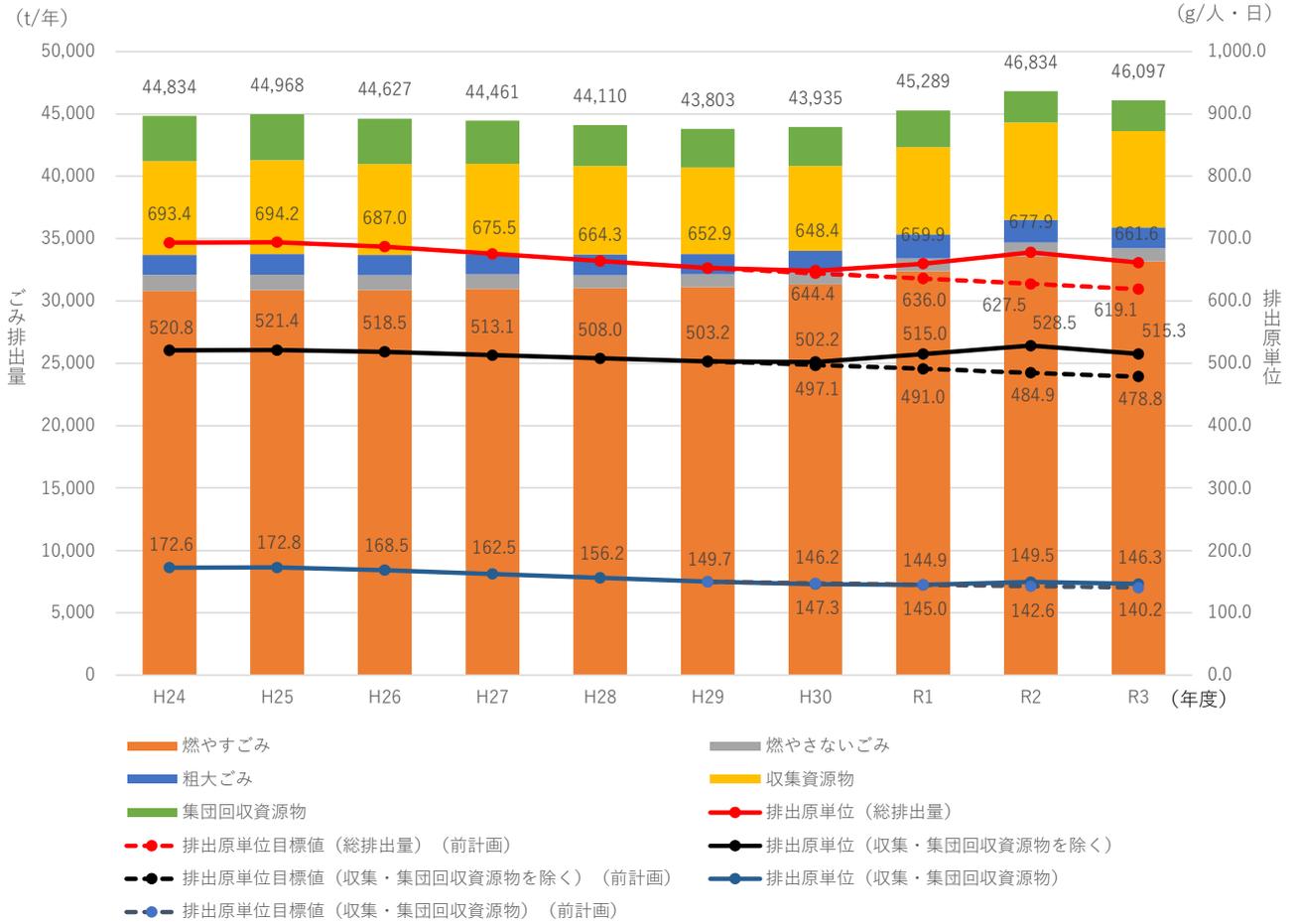


図 3.3-3 家庭系ごみ排出量の推移（構成市町全体）

第3章 ごみ処理の現状

3. ごみ排出量の現状

②印西市の家庭系ごみ排出量の実績

印西市の家庭系ごみ排出量は、人口増加の影響もあり増加傾向で推移しており、令和3年度の実績において平成24年度と比較すると、2,789 t/年増加していますが、総ごみ排出量原単位は681.1 g/人・日で、32.7 g/人・日減少しています。

また、集団回収資源物を除くごみ排出原単位についても644.5 g/人・日で9.7 g/人・日減少しており、収集・集団回収資源物を除くごみ排出原単位も526.0 g/人・日で、2.7 g/人・日減少しています。印西市の家庭系ごみ排出量の実績を以下に示しています。

表 3.3-4 家庭系ごみ排出量の実績（印西市）

項目 年度	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)			合計 (t/年)	燃やすごみ	燃やさない ごみ	粗大ごみ	資源物合計	収集資源物	集団回収 資源物
		総排出量	集団回収資源物を除く	収集・集団回収資源物を除く							
H24	92,489	713.7	654.3	528.7	24,095	16,051	653	1,145	6,245	4,238	2,008
H25	93,085	715.7	655.8	530.3	24,316	16,155	636	1,226	6,299	4,265	2,034
H26	93,494	708.9	647.9	526.2	24,190	16,155	620	1,183	6,232	4,150	2,082
H27	95,185	697.6	641.2	522.0	24,304	16,349	634	1,203	6,118	4,151	1,967
H28	97,321	687.3	634.8	518.5	24,415	16,617	566	1,236	5,997	4,132	1,864
H29	99,133	675.8	626.4	514.0	24,452	16,842	568	1,187	5,855	4,067	1,787
H30	101,406	668.8	620.9	512.5	24,756	17,114	559	1,297	5,787	4,012	1,775
R1	103,794	679.5	635.0	525.3	25,812	17,918	609	1,427	5,858	4,170	1,688
R2	106,080	695.6	660.2	538.5	26,933	18,810	637	1,401	6,084	4,712	1,372
R3(2021)	108,141	681.1	644.5	526.0	26,883	18,878	591	1,294	6,120	4,678	1,442

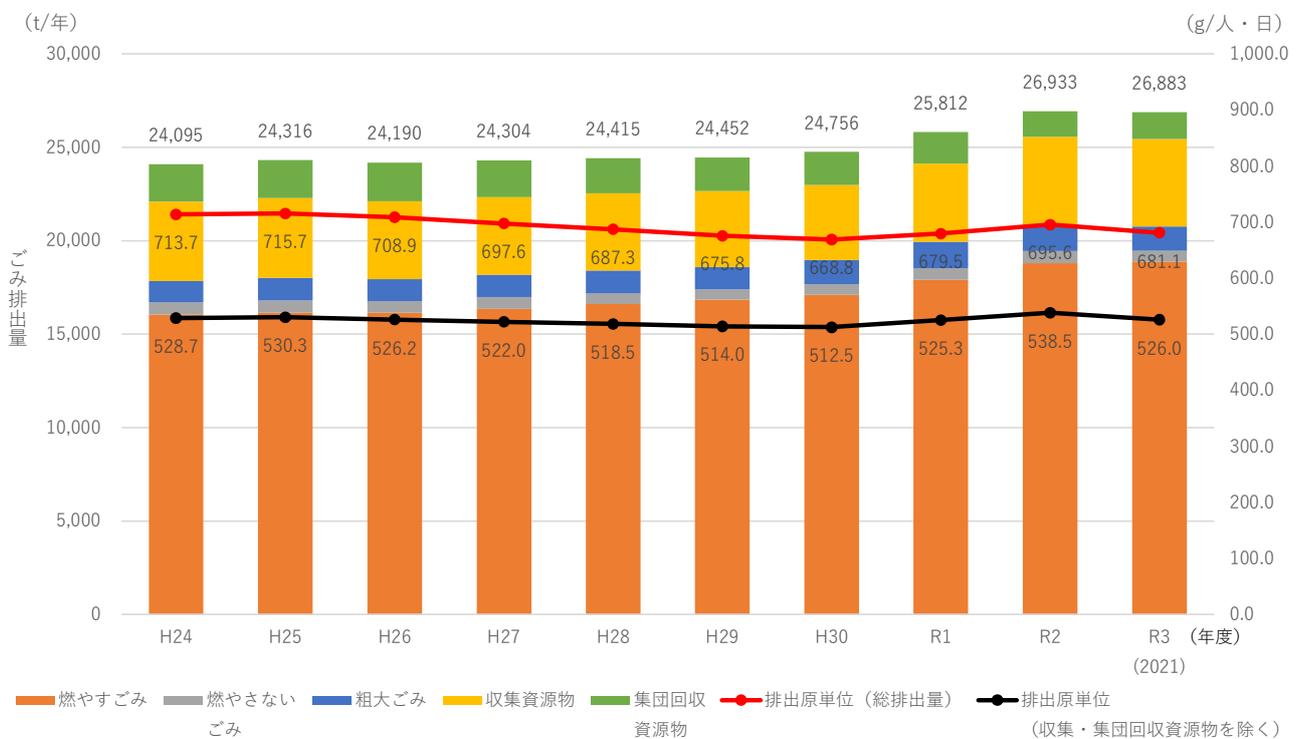


図 3.3-4 家庭系ごみ排出量の推移（印西市）

第3章 ごみ処理の現状

3. ごみ排出量の現状

③白井市の家庭系ごみ排出量の実績

白井市の家庭系ごみ排出量及び総ごみ排出原単位は、平成24年度以降減少傾向で推移していましたが、令和元年度から令和2年度にかけて増加し、令和3年度に減少となっています。令和3年度の実績において平成24年度と比較すると、ごみ排出量は386t/年減少しており、総ごみ排出量原単位も636.1g/人・日で、20.6g/人・日減少しています。

また、集団回収資源物を除くごみ排出原単位についても621.9g/人・日で、2.1g/人・日減少していますが、収集・集団回収資源物を除くごみ排出原単位は504.0g/人・日で、4.4g/人・日増加しています。

白井市の家庭系ごみ排出量の実績を以下に示しています。

表 3.3-5 家庭系ごみ排出量の実績（白井市）

項目 年度	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)			合計 (t/年)	燃やすごみ	燃やさない ごみ	粗大ごみ	資源物合計	収集資源物	集団回収 資源物
		総排出量	集団回収資 源物を除く	収集・集団 回収資源物 を除く							
H24	62,386	656.7	624.0	499.6	14,953	10,694	377	305	3,576	2,832	744
H25	62,493	656.3	624.0	500.9	14,970	10,726	379	319	3,545	2,810	735
H26	62,816	650.9	620.3	501.7	14,923	10,796	376	331	3,419	2,718	701
H27	63,175	642.3	612.7	497.3	14,852	10,823	362	314	3,354	2,670	684
H28	63,404	629.4	603.2	491.3	14,566	10,725	316	328	3,197	2,591	606
H29	63,772	620.4	596.7	489.1	14,440	10,713	324	347	3,056	2,505	552
H30	63,555	621.2	596.7	491.2	14,410	10,709	330	355	3,016	2,448	568
R1	63,336	632.5	609.6	502.6	14,662	10,932	341	377	3,012	2,480	532
R2	63,012	653.3	636.6	516.5	15,025	11,150	400	329	3,145	2,761	384
R3(2021)	62,745	636.1	621.9	504.0	14,567	10,864	360	319	3,024	2,699	325

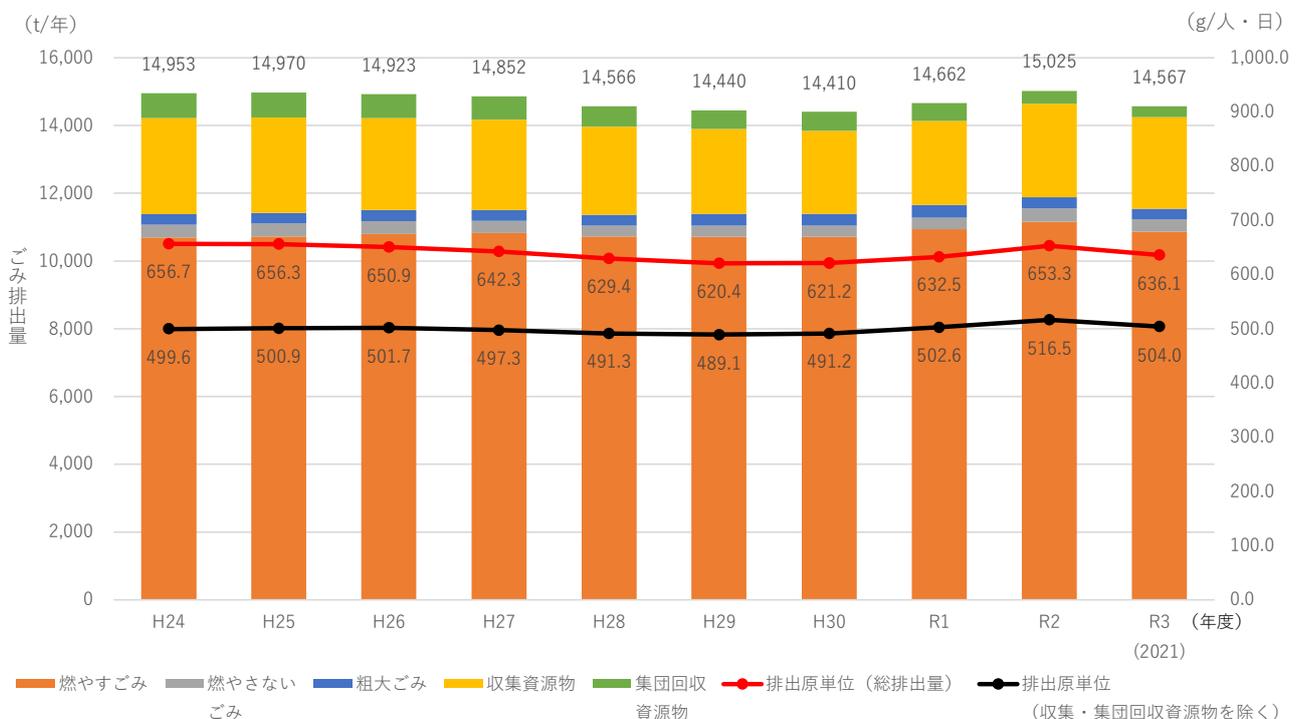


図 3.3-5 家庭系ごみ排出量の推移（白井市）

第3章 ごみ処理の現状

3. ごみ排出量の現状

④栄町の家庭系ごみ排出量の実績

栄町の家庭系ごみ排出量は、人口減少の影響もあり減少傾向で推移しており、令和元年度から令和2年度にかけてわずかに増加したものの、令和3年度で減少しています。令和3年度の実績において平成24年度と比較すると、ごみ排出量は4,646 t/年で1,140 t/年減少しており、総ごみ排出量原単位は636.5 g/人・日で、75.2 g/人・日減少しています。

また、集団回収資源物を除くごみ排出原単位についても538.7 g/人・日で、64.2 g/人・日減少しており、収集・集団回収資源物を除くごみ排出原単位も493.1 g/人・日で、54.2 g/人・日減少しています。

栄町の家庭系ごみ排出量の実績を以下に示しています。

表 3.3-6 家庭系ごみ排出量の実績（栄町）

項目 年度	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)			合計 (t/年)	燃やすごみ	燃やさない ごみ	粗大ごみ	資源物合計	収集資源物	集団回収 資源物
		総排出量	集団回収資 源物を除く	収集・集団 回収資源物 を除く							
H24	22,278	711.7	602.9	547.3	5,787	4,073	242	135	1,337	452	885
H25	21,899	710.9	596.7	542.2	5,683	3,973	241	120	1,349	436	913
H26	21,656	697.6	586.8	533.9	5,514	3,915	197	108	1,294	418	876
H27	21,470	675.1	571.8	519.7	5,305	3,809	171	104	1,221	410	812
H28	21,201	662.8	557.8	510.3	5,129	3,684	152	112	1,181	367	813
H29	20,908	643.4	540.9	494.9	4,910	3,563	116	98	1,134	351	783
H30	20,676	631.9	530.5	485.3	4,768	3,505	75	83	1,106	341	765
R1	20,384	645.4	545.9	501.5	4,815	3,533	76	133	1,074	332	742
R2	20,181	662.0	558.5	513.3	4,876	3,607	81	93	1,096	333	762
R3(2021)	20,001	636.5	538.7	493.1	4,646	3,449	78	73	1,047	333	713

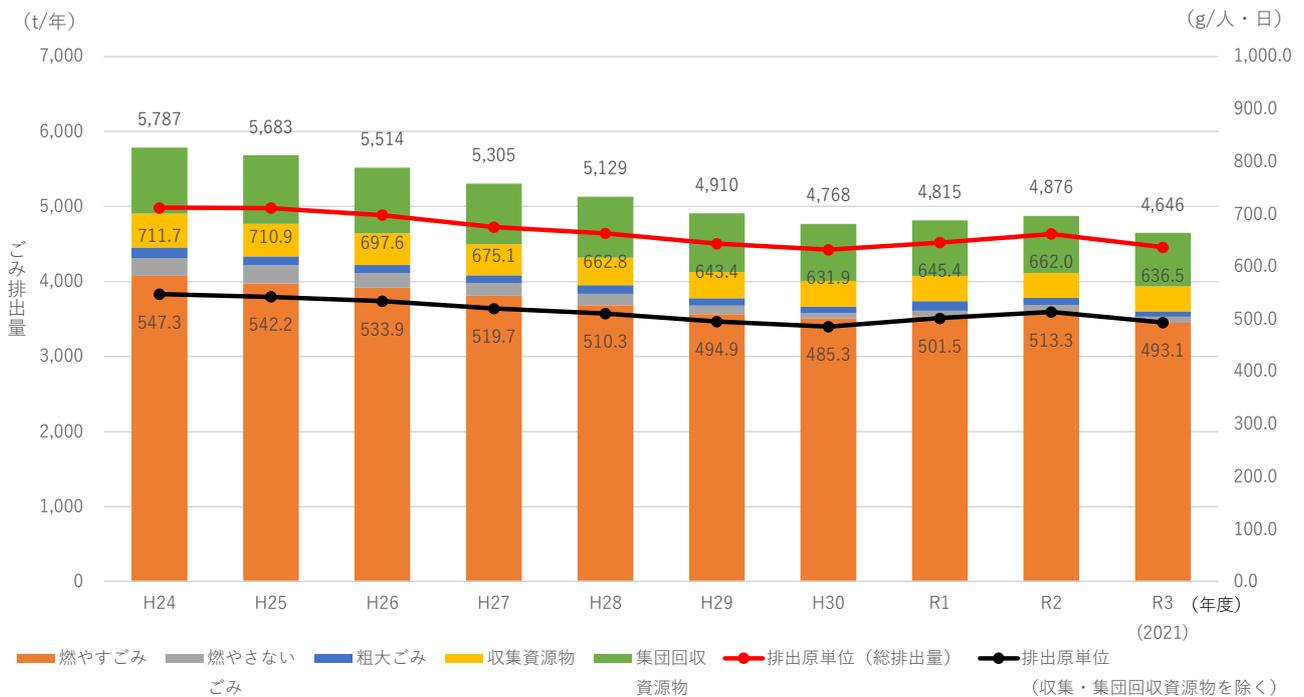


図 3.3-6 家庭系ごみ排出量の推移（栄町）

第3章 ごみ処理の現状

3. ごみ排出量の現状

⑤構成市町別家庭系ごみ排出原単位の実績

構成市町の家庭系ごみ総排出原単位は、平成24年度以降減少傾向で推移しており、令和3年度の実績において平成24年度と比較すると、印西市 681.1 g/人・日で 32.7 g/人・日減少、白井市 636.1 g/人・日で 20.6 g/人・日減少、栄町 636.5 g/人・日で 75.2 g/人・日減少しています。

また、構成市町全体でみると、令和3年度の実績は 661.1 g/人・日で 31.8 g/人・日減少しています。家庭系ごみ排出原単位の実績を以下に示しています。

表 3.3-7 家庭系ごみ排出量原単位の実績

年度	項目	構成市町計 (g/人・日)			
		印西市	白井市	栄町	
H24	総排出量	693.4	713.7	656.7	711.7
	集団回収資源物を除く	637.1	654.3	624.0	602.9
	収集・集団回収資源物を除く	520.8	528.7	499.6	547.3
H25	総排出量	694.2	715.7	656.3	710.9
	集団回収資源物を除く	637.3	655.8	624.0	596.7
	収集・集団回収資源物を除く	521.4	530.3	500.9	542.2
H26	総排出量	687.0	708.9	650.9	697.6
	集団回収資源物を除く	630.7	647.9	620.3	586.8
	収集・集団回収資源物を除く	518.5	526.2	501.7	533.9
H27	総排出量	675.5	697.6	642.3	675.1
	集団回収資源物を除く	622.9	641.2	612.7	571.8
	収集・集団回収資源物を除く	513.1	522.0	497.3	519.7
H28	総排出量	664.3	687.3	629.4	662.8
	集団回収資源物を除く	614.8	634.8	603.2	557.8
	収集・集団回収資源物を除く	508.0	518.5	491.3	510.3
H29	総排出量	652.9	675.8	620.4	643.4
	集団回収資源物を除く	606.4	626.4	596.7	540.9
	収集・集団回収資源物を除く	503.2	514.0	489.1	494.9
H30	総排出量	648.4	668.8	621.2	631.9
	集団回収資源物を除く	602.5	620.9	596.7	530.5
	収集・集団回収資源物を除く	502.2	512.5	491.2	485.3
R1	総排出量	659.9	679.5	632.5	645.4
	集団回収資源物を除く	616.7	635.0	609.6	545.9
	収集・集団回収資源物を除く	515.0	525.3	502.6	501.5
R2	総排出量	677.9	695.6	653.3	662.0
	集団回収資源物を除く	641.5	660.2	636.6	558.5
	収集・集団回収資源物を除く	528.5	538.5	516.5	513.3
R3 (2021)	総排出量	661.6	681.1	636.1	636.5
	集団回収資源物を除く	626.0	644.5	621.9	538.7
	収集・集団回収資源物を除く	515.3	526.0	504.0	493.1

第3章 ごみ処理の現状

3. ごみ排出量の現状

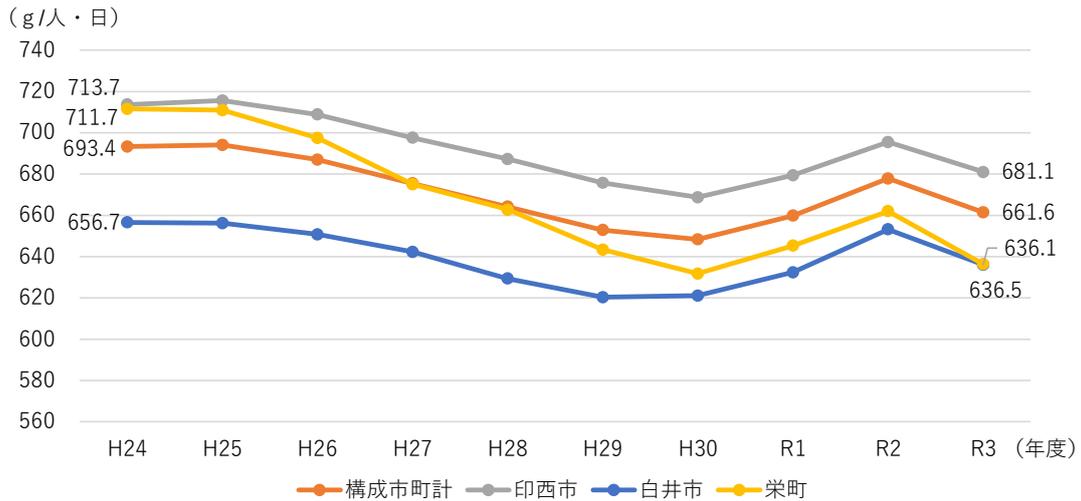


図 3.3-7 家庭系ごみ排出量原単位（総排出量）の推移

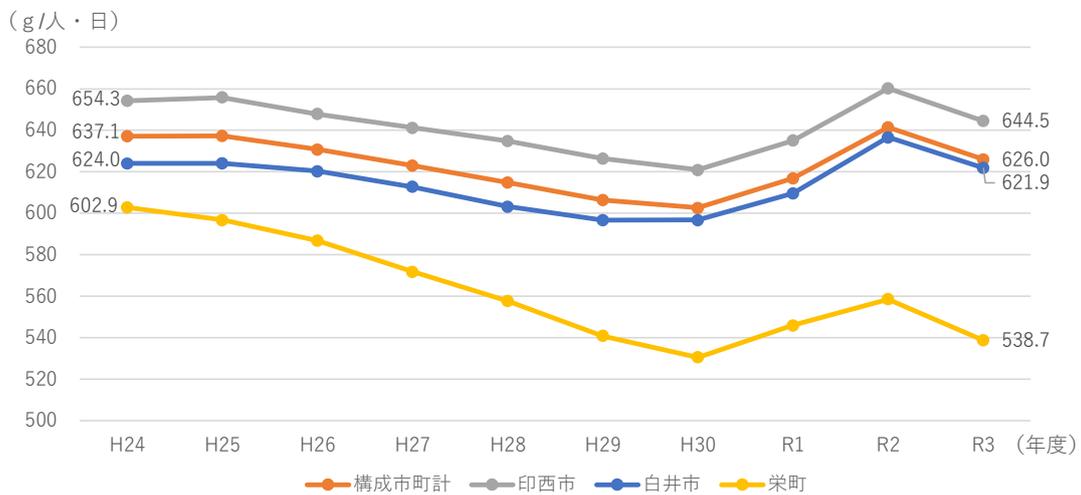


図 3.3-8 家庭系ごみ排出量原単位（集団回収資源物を除く）の推移

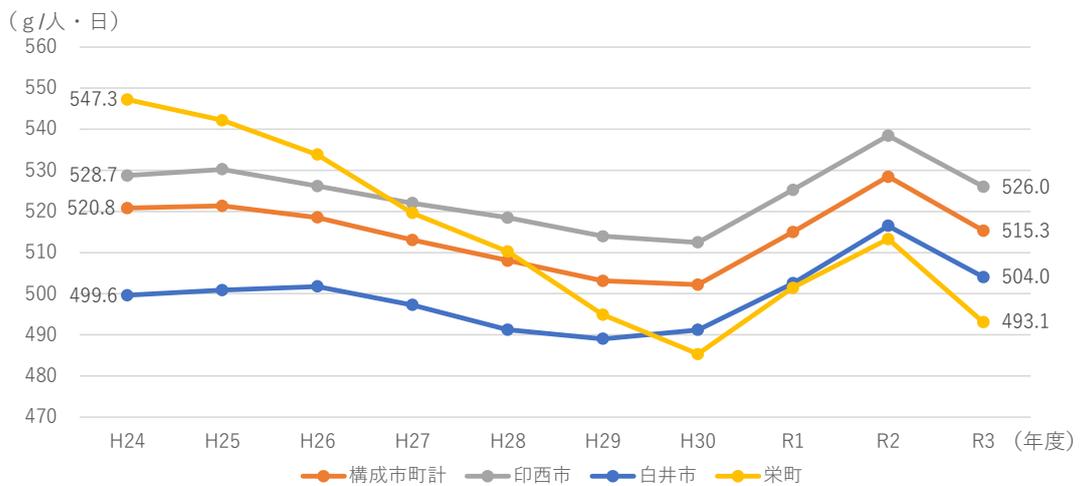


図 3.3-9 家庭系ごみ排出量原単位（収集・集団回収資源物を除く）の推移

第3章 ごみ処理の現状

3. ごみ排出量の現状

⑥構成市町別集団回収資源物の実績

構成市町では、資源物の集団回収に対し奨励金を交付しており、令和3年度の実績において平成24年度と比較すると、印西市が1,442 t/年で、565 t/年減少、白井市も325 t/年で、419 t/年減少、栄町も713 t/年で、171 t/年減少しており、構成市町全体の集団回収量は、平成24年度以降全体的に減少傾向で推移しています。

また、令和3年度の実績を前計画の目標値と比較すると、集団回収量は373 t/年、原単位は5.5 g/人・日下回っています。

構成市町別集団回収量の実績を以下に示しています。

表 3.3-8 構成市町別集団回収量の実績

年度	項目	構成市町計			
		印西市	白井市	栄町	
H24	回収量 (t/年)	3,636	2,008	744	885
	原単位 (g/人・日)	56.2	59.5	32.7	108.8
H25	回収量 (t/年)	3,682	2,034	735	913
	原単位 (g/人・日)	56.8	59.9	32.2	114.2
H26	回収量 (t/年)	3,659	2,082	701	876
	原単位 (g/人・日)	56.3	61.0	30.6	110.8
H27	回収量 (t/年)	3,463	1,967	684	812
	原単位 (g/人・日)	52.6	56.5	29.6	103.3
H28	回収量 (t/年)	3,284	1,864	606	813
	原単位 (g/人・日)	49.5	52.5	26.2	105.1
H29	回収量 (t/年)	3,122	1,787	552	783
	原単位 (g/人・日)	46.5	49.4	23.7	102.5
H30	回収量 (t/年)	3,108 (3,060)	1,775	568	765
	原単位 (g/人・日)	45.9 (45.2)	48.0	24.5	101.3
R1	回収量 (t/年)	2,962 (3,005)	1,688	532	742
	原単位 (g/人・日)	43.2 (43.8)	44.4	22.9	99.5
R2	回収量 (t/年)	2,519 (2,932)	1,372	384	762
	原単位 (g/人・日)	36.5 (42.5)	35.4	16.7	103.5
R3 (2021)	回収量 (t/年)	2,480 (2,853)	1,442	325	713
	原単位 (g/人・日)	35.6 (41.1)	36.5	14.2	97.7

※H30年度以降の下段カッコ書きは、前計画での目標値

第3章 ごみ処理の現状

3. ごみ排出量の現状

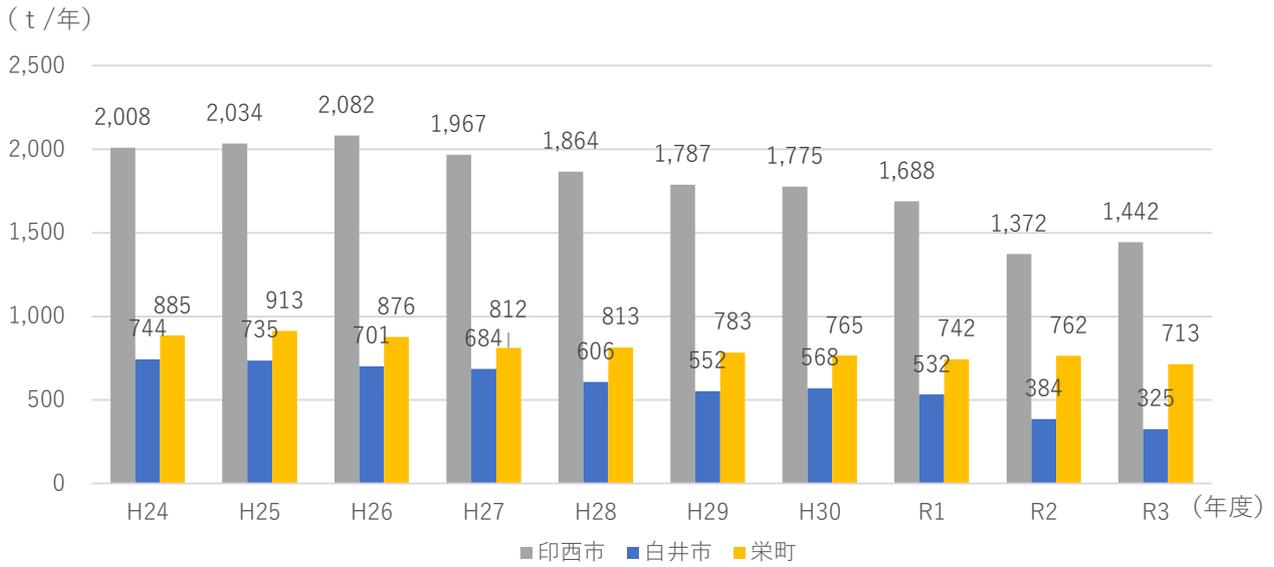


図 3.3-10 構成市町別集団回収量の推移

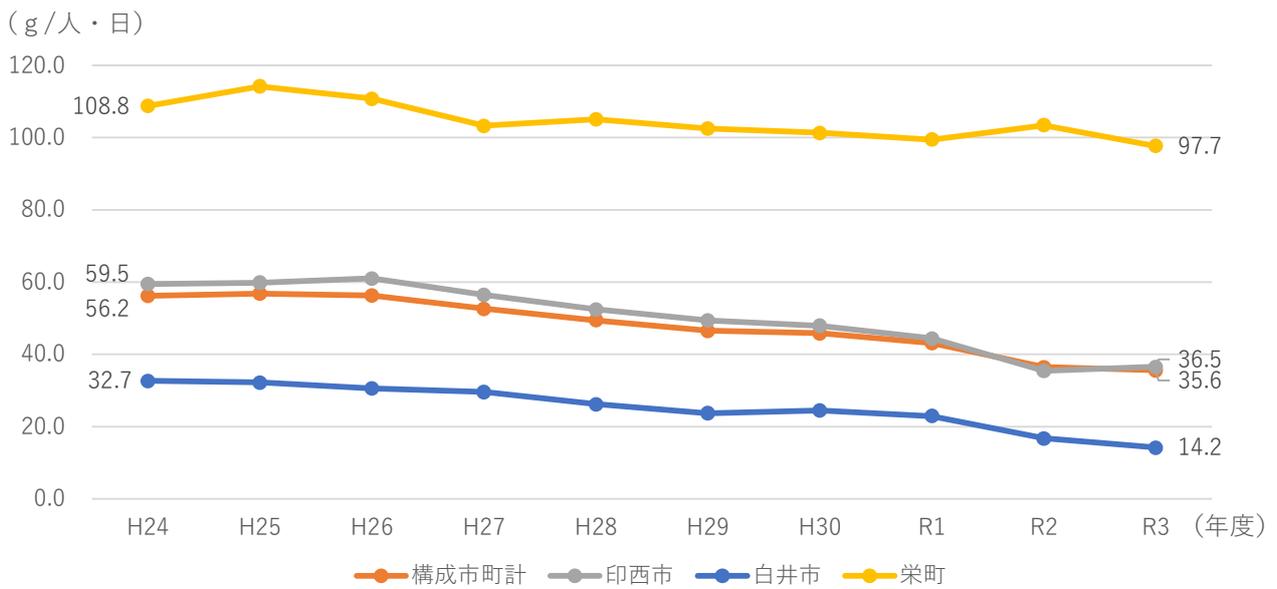


図 3.3-11 構成市町別集団回収原単位の推移

第3章 ごみ処理の現状

3. ごみ排出量の現状

(3) 事業系ごみ排出量の実績

①構成市町全体の事業系ごみ排出量の実績

印西クリーンセンターで処理した、事業系ごみの排出量、排出原単位ともに、おおむね増加傾向にあります。令和3年度の実績において、ごみ排出量は13,491 t/年で、平成24年度と比較すると2,390 t/年増加しており、ごみ排出原単位も193.6 g/人・日で21.9 g/人・日増加しています。(事業系ごみは可燃ごみが大半を占めています。)

また、令和3年度の実績を前計画の目標値と比較すると、ごみ排出量は1,313 t/年、ごみ排出原単位は18.2 g/人・日上回っています。

事業系ごみ排出量の実績を以下に示しています。

表 3.3-9 事業系ごみ排出量の実績

年度	項目	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)	合計			
				(t/年)	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
H24		177,153	171.7	11,101	10,845	82	173
H25		177,477	182.5	11,823	11,587	105	131
H26		177,966	182.3	11,841	11,713	92	37
H27		179,830	183.2	12,061	11,951	80	31
H28		181,926	185.5	12,320	12,270	39	11
H29		183,813	184.4	12,369	12,340	22	7
H30		185,637	189.4	12,835	12,813	21	2
		(185,617)	(181.9)	(12,321)	(12,292)	(22)	(7)
R1		187,514	194.4	13,344	13,321	16	7
		(187,421)	(179.4)	(12,307)	(12,278)	(22)	(7)
R2		189,273	192.0	13,263	13,240	15	8
		(189,225)	(177.0)	(12,226)	(12,197)	(21)	(7)
R3 (2021)		190,887	193.6	13,491	13,476	12	3
		(190,190)	(175.4)	(12,178)	(12,150)	(21)	(7)

※H30年度以降の下段カッコ書きは、前計画での目標値

第3章 ごみ処理の現状

3. ごみ排出量の現状

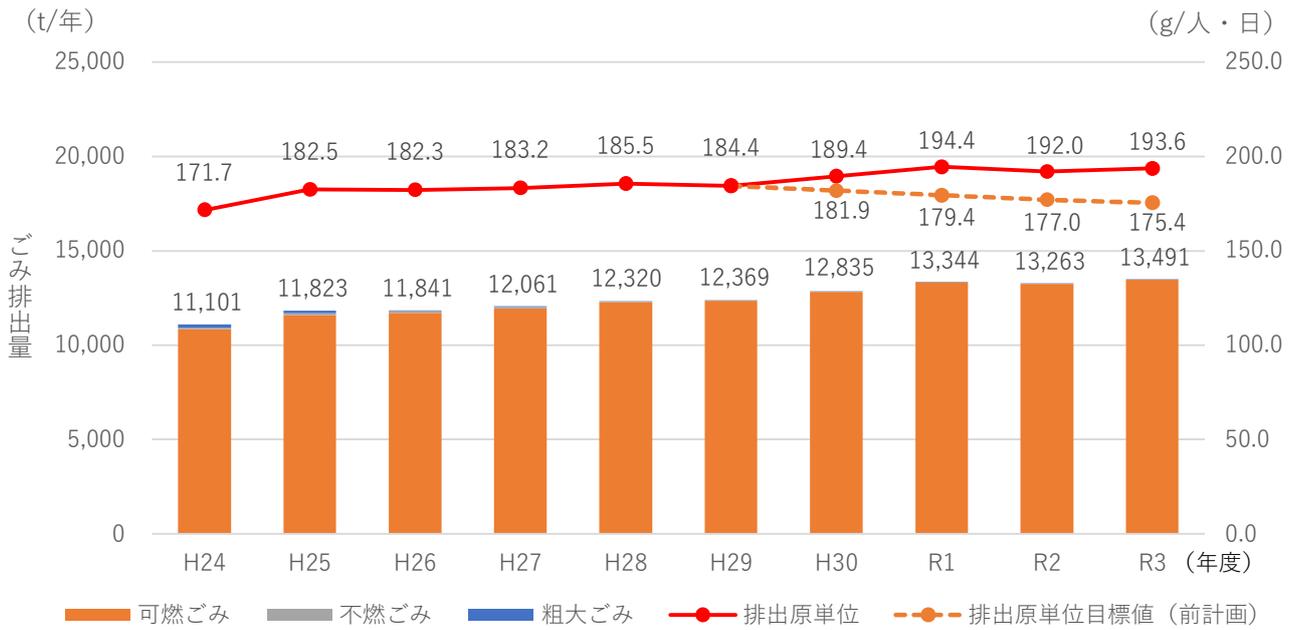


図 3.3-12 事業系ごみ排出量の推移

第3章 ごみ処理の現状

3. ごみ排出量の現状

②構成市町別事業系ごみ排出量の実績

構成市町別の事業系ごみ排出量は、印西市と白井市で平成24年度から増減しているが増加傾向にあり、令和3年度の実績において、ごみ排出量は印西市で7,271 t/年、白井市で5,287 t/年であり、平成24年度と比較すると印西市では1,165 t/年、1,201 t/年増加しています。栄町はほぼ一定の推移で増減を繰り返しています。

構成市町別事業系ごみ排出量の実績を以下に示しています。

表 3.3-10 構成市町別事業系ごみ排出量の実績

年度	項目	構成市町計 (t/年)			
		印西市	白井市	栄町	
H24		11,101	6,106	4,086	909
H25		11,823	6,285	4,498	1,041
H26		11,841	6,492	4,432	917
H27		12,061	6,733	4,410	918
H28		12,320	6,668	4,819	833
H29		12,369	6,756	4,730	883
H30		12,835	7,235	4,715	885
R1		13,344	7,501	4,935	909
R2		13,263	7,274	5,095	893
R3(2021)		13,491	7,271	5,287	933

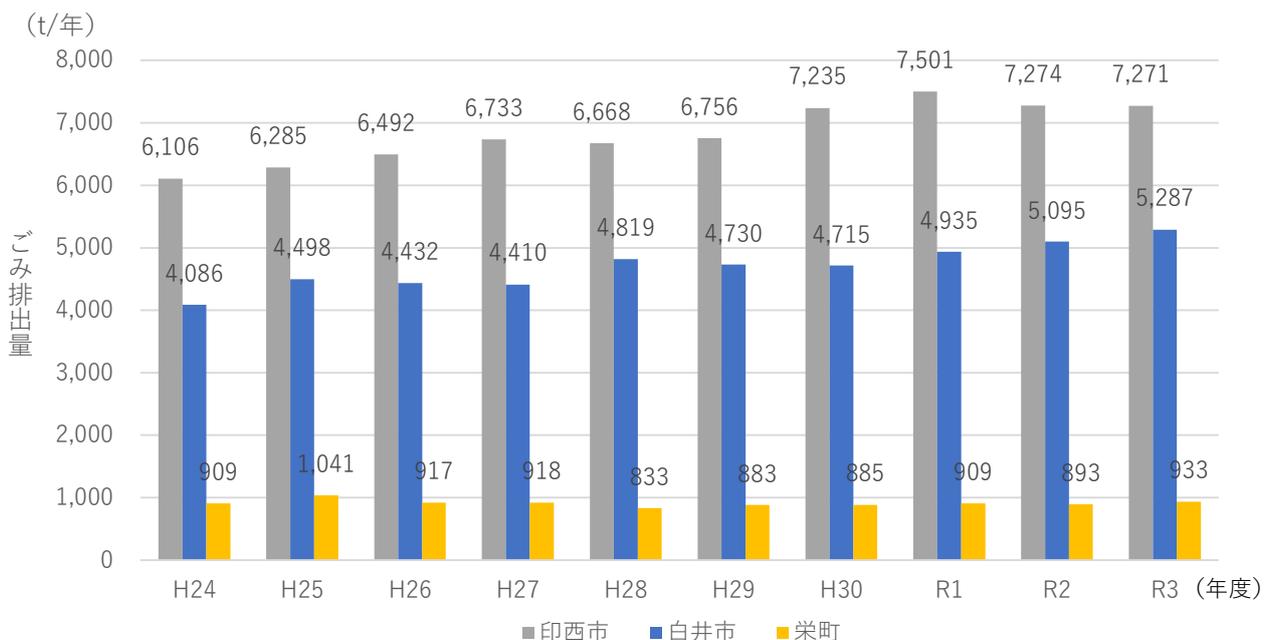


図 3.3-13 構成市町別事業系ごみ排出量の推移

4. 中間処理の現状

(1) 中間処理の概要

構成市町から排出されたごみのうち燃やすごみは、印西クリーンセンターの焼却施設で処理し、燃やさないごみ・粗大ごみは、印西クリーンセンターの粗大ごみ処理施設に搬入し、中間処理を行っています。有害ごみは、印西クリーンセンターの粗大ごみ処理施設にて一時保管したあと民間委託処理業者へ搬出しています。資源物及び集団資源回収物は、民間委託処理業者にて資源化されています。また、処理困難物は印西市及び栄町は民間委託処理業者へ直接搬入しており、白井市はストックヤードにて一時保管したあと民間委託処理業者へ搬出しています。

中間処理及び印西クリーンセンターの概要や、受入基準（平成28年4月改定）を以下に示しています。

表 3.4-1 中間処理の概要（令和3年4月1日現在）

項目	印西市	白井市	栄町
燃やすごみ（可燃ごみ）	印西クリーンセンターにて焼却処理		
燃やさないごみ（不燃ごみ）	印西クリーンセンターにて破碎・選別処理		
粗大ごみ			
有害ごみ	印西クリーンセンターにて一時保管後、民間委託処理業者へ搬出		
資源物（収集、集団回収）	民間委託処理業者にて資源化		
処理困難物	民間委託処理業者へ直接搬入	ストックヤードにて一時保管後、民間委託処理業者へ搬出	民間委託処理業者へ直接搬入

※処理困難物は、不法投棄等を起因として構成市町職員が回収したテレビ等を指す

第3章 ごみ処理の現状

4. 中間処理の現状

表 3.4-2 印西クリーンセンターの概要

焼却処理施設	名称	印西クリーンセンター（1、2号炉）	印西クリーンセンター（3号炉）	
	所在地	千葉県印西市大塚一丁目1番地1		
	建設年月	着工：昭和58年9月 竣工：昭和61年3月	着工：平成8年9月 竣工：平成11年3月	
		【ダイオキシン対策工事】 着工：平成12年10月 竣工：平成13年12月		
	敷地面積	24,968m ² （粗大ごみ処理施設含む）		
	建築面積	3,485m ²		
	延床面積	6,842m ²		
	建物構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造		
	処理能力	200t/24h（100t/24h×2基）	100t/24h	
	形式	日本鋼管フェルト式往復動階段火格子 全連続燃焼式焼却炉	日本鋼管式往復動水平火格子 全連続燃焼式焼却炉	
	ガス冷却方式	廃熱ボイラ式		
設計施工	日本鋼管株式会社（現 JFE エンジニアリング株式会社）			
粗大ごみ処理施設 （破碎・選別処理）	所在地	千葉県印西市大塚一丁目1番地1		
	建設年月	着工：昭和59年7月 竣工：昭和61年3月		
	建築面積	637m ²		
	延床面積	888m ²		
	処理能力	50t/5h		
	形式	横型回転式破碎機		
設計施工	日本鋼管株式会社（現 JFE エンジニアリング株式会社）			

第3章 ごみ処理の現状

4. 中間処理の現状

表 3.4-3 印西クリーンセンターの受入基準（1）

		ごみ種別	ごみの大きさと分別の注意点
焼却処理施設	燃やすごみ（可燃ごみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ちゅう芥類（料理くず、残飯、野菜くず、卵殻、貝殻等） ・紙類（ちり紙、紙くず等） ・布類（古着（汚れのひどい物）、ボロきれ、） ・草、木（雑草、庭木の枝、落葉、板切れ等） ・プラスチック類（カセットテープ、ビデオテープ、食品ラップ等） ・皮、ゴム類（革靴、運動靴、ゴム長靴、ゴム手袋等） ・その他、燃やせるもの（燃えるもの） 	<p>1.ごみの大きさ</p> <p>①各市町が指定したごみ袋（家庭系ごみ）に入るもの。</p> <p>②各市町が指定したごみ袋と同等の大きさの袋（事業系ごみ）に入るもの。</p> <p>③木くず類（枝木、木材）及び竹は、長さ 45 cm・太さ 3 cm程度以内のもの。</p> <p>④板切れは、縦 30 cm×横 30 cm・厚さ 3 cm程度以内のもの。</p> <p>2.分別の注意点</p> <p>①木くず類と竹は、幹と枝葉を切り離す。</p> <p>②生枝、生木は十分に乾燥させる。</p>
	燃やさないごみ（不燃ごみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・陶磁器類（茶わん、皿、植木鉢等） ・ガラス類（板ガラス、コップ、化粧品のビン、油ビン、電球等） ・金属類（油缶、なべ、やかん、刃物等） ・小型家庭製品類（ヒゲソリ、ドライヤー、目覚時計等） ・針金 ・電気コード ・その他、燃やせないもの（燃えないもの）（栄町では、スプレー缶・カセットボンベ缶は不燃ごみとなります。） 	<p>1.ごみの大きさ</p> <p>①各市町が指定したごみ袋（家庭系ごみ・20ℓ）に入るもの。</p> <p>②事業系不燃ごみは、原則受入できません。（例外的に受け入れられるものは、従業員が飲食した際のびん類・缶類）</p> <p>2.分別の注意点</p> <p>①中身が容易に判別できる袋を使用する。</p> <p>②鋭利なものは、紙等で包み危険表示をする。</p>
	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・木製家具類（机、椅子、タンス、鏡台、ベッド枠、整理棚等） ・家庭電気製品類（掃除機、扇風機、炊飯器、ビデオ、ラジカセ、ステレオ、トースター等） ・建具類（障子、襖、網戸、畳、じゅうたん、カーペット等） ・寝具類（ふとん、毛布、マットレス等） ・自転車 ・三輪車 ・一輪車 ・石油ストーブ ・ガスストーブ ・ガステーブル ・ガスレンジ等 ・スチール製家具 ・木材（生木は除く）
	有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池 ・蛍光管 ・水銀入り体温計 	<p>1.分別の注意点</p> <p>①他のごみとは混ぜずに、所定の場所に搬入する。（小型二次電池、ボタン型電池は販売店の回収ボックスへ）</p> <p>②事業系ごみは受け入れできません</p>

※各市町とは、印西市、白井市、栄町を示す

表 3.4-4 印西クリーンセンターの受入基準（2）

印西クリーンセンター受入基準			
<p>■受入れできないごみとは、受入基準（1）のごみの分別が不十分なごみ及び以下のごみ。</p> <p>（1）処理できないごみ</p> <p>1) 事業活動によって排出される下記に示す産業廃棄物</p> <p>① 廃プラスチック類(発泡スチロール、ポリフィルム、塩化ビニールシート、農業用ビニール、塩ビパイプ、ポリ容器、プラスチック成形物等)</p> <p>② 金属くず（業務用金属缶、金属製器具、金属製機械、農機具、金属製家具、金属を含む不用物等）</p> <p>③ ガラス及び陶磁器くず（業務用ビン、事業所の蛍光管、ガラスを含む不用物、瓦、土器・陶器・磁器くず） ④ がれき類（石膏ボード、コンクリートの破片等の建設廃材） ⑤ ゴムくず ⑥ 汚泥</p> <p>⑦ 燃え殻 ⑧ 廃油 ⑨ 廃酸 ⑩ 廃アルカリ ⑪ 鋳さい ⑫ ばいじん ⑬ 家畜のふん尿</p> <p>⑭ 家畜の死骸 ⑮ 動植物性残さ ⑯ 動物系不要固形物 ⑰ 産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の種類の産業廃棄物に該当しないもの</p> <p>2) 廃棄物関係法令等により指定されているもの</p> <p>① 冷蔵庫（冷凍庫） ② テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式） ③ 洗濯機 ④ エアコン（室外機含） ⑤ パソコン（ノート型、デスクトップ型、ブラウン管式、液晶式ディスプレイ） ⑥ 衣類乾燥機 ※①から⑥までの電化製品は分解したものを含む。</p> <p>⑦ スプリング入りマットレス ⑧ タイヤ ⑨ 注射器 ⑩ 小型二次電池（充電して繰り返し使える電池） ⑪ オートバイ（※）等 ※オートバイは、メーカーによる自主回収システムによる。</p> <p>3) 爆発及び発火の恐れがあるもの</p> <p>① 発煙筒 ② 火薬類 ③ 導火線・花火・マッチ（水に十分浸してないもの） ④ 石油類 ⑤ 薬品（農業、科学、医療用等） ⑥ シンナー ⑦ 塗料等</p> <p>4) 破砕機で処理できないもの</p> <p>① 太陽熱温水器 ② 受水槽 ③ 浴槽 ④ 大型流し台 ⑤ 大型機械製品 ⑥ 自動車部品 ⑦ 耐火金庫 ⑧ ワイヤー類 ⑨ ブロック ⑩ レンガ ⑪ 消火器 ⑫ ガスボンベ ⑬ バッテリー ⑭ スプリング類等。</p> <p>（2）再生利用することができる資源物のごみ</p> <p>以下の表のうち資源物として出せるもの</p>			
	資源物として出せるもの	資源物として出せないもの	出し方と注意
ビン類	<ul style="list-style-type: none"> リターナブルビン（一升ビン・ビール、ジュース焼酎などのビン） ワンウェイビン（茶色、無色、青、黒、緑、黄色などのビン） 化粧品のビン（栄町は燃やさないごみで回収となります。） 	<ul style="list-style-type: none"> 哺乳ビン、農薬の入っていたビン、割れたビン ビン以外のガラス製品（電球・食器・板ガラス・花瓶・鏡など） <p>⇒これらは「燃やせないごみ」へ出す。</p>	<p>①フタを取る。⇒②中をすすいで水気を切る。⇒③集積所の専用袋へ入れる。</p> <p>※取り除いたフタは、金属製の場合はカン類へ、プラスチック製の場合はプラスチック製容器包装類へ出す。</p>

第3章 ごみ処理の現状

4. 中間処理の現状

表 3.4-4 印西クリーンセンターの受入基準 (3)

(2) 再生利用することができる資源物のごみ

以下の表のうち資源物として出せるもの

	資源物として出せるもの	資源物として出せないもの	出し方と注意
カン類	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミカン(ジュース・ビールなど) ・スチールカン(缶詰・菓子・のり・ジュースなど) ・ビンなどの金属製のフタ ・スプレー缶・カセットボンベ(栄町は有害ごみで回収となります。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・塗料缶、オイル缶、1斗缶 ・カン以外の金属製品(なべ・やかん・釘・針金など) <p>⇒1斗缶は「粗大ごみ」へ、その他は「燃やせないごみ」へ出す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミカン・スチールカン：①中をすすいで水気を切る。⇒②集積所の専用袋へ入れる。 ・スプレー缶・カセットボンベ缶：①中身を使い切る。⇒②穴を開けずに透明の袋に入れ出す。 <p>※栄町では、スプレー缶・カセットボンベ缶は、有害ごみです。(上記①の後、穴を開けずに、栄町指定の有害ごみ袋へスプレー缶類のみを入れて出す。)</p>
紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞(新聞紙・チラシ広告) ・雑誌(週刊誌・単行本・カタログ類など) ・雑がみ(包装紙・紙袋・菓子などの箱・コピー用紙・ハガキ・封筒、カーボン紙、ノーカーボン紙、感熱紙など) ・ダンボール(断面が波形のもの) ・紙パック(牛乳・ジュースなどのパック) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロウびき紙、油紙写真、ハードカバー付きの本、キッチンペーパー、紙おむつなど ・アイロンプリントの紙(捺染紙) <p>⇒これらは「燃やすごみ」へ出す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞：ひもでしばって出す。(チラシも一緒) ・雑誌：なるべく同じ大きさのもので、まとめてひもでしばって出す。 ・雑がみ：ビニール、セロハン等ははがし、ひもでしばるか、紙袋に入れて出す。 ・ダンボール：箱は開いて扱いやすい大きさにたたんでひもでしばって出す。 ・紙パック：水洗いし、切り開いて乾かしてからひもでしばって出す。 <p>※プラスチックの注ぎ口が付いている場合は、取り外して注ぎ口は「プラスチック製容器包装類」に出す。</p> <p>※雨の日は出さないこと。紙は水にぬれるとリサイクルできなくなる。</p>
布類	<ul style="list-style-type: none"> ・古着、肌着、セーター、シャツ、タオル、衣類の革製品、毛布、カーテン、下着、はかま、ぼうし、マフラーなど <p>(栄町は革製品、下着、靴下、はかま、ぼうしは燃やすごみで回収になります。)</p> <p>※汚れのひどいものや切れているものは、資源物になりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・綿の入った物、ビニールのような化学合成繊維、革製品、マクラ、玄関マット <p>⇒これらは「燃やすごみ」へ出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふとん、ジュータン、カーペット <p>⇒これらは「粗大ごみ」へ出す。</p>	<p>①洗っておく。⇒②ボタン・ファスナーはつけたままで良い。⇒③透明の袋、または組合の指定袋(プラスチック製容器包装類)に「布」と記入して出す。</p> <p>※雨の日は出さないこと。水にぬれるとリサイクルできなくなる。</p>
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料用、酒、しょう油用でペットマークのあるボトル状のもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・塩ビボトル・油のボトルなどボトル状であってもペットマークのないもの <p>⇒これらは「プラスチック製容器包装類」に出す。</p>	<p>①キャップ、ラベルを取る。⇒②中をすすぎ、水気を切ってつぶす。⇒③集積所の専用袋へ入れる。</p> <p>※取り除いたフタは、プラスチック容器包装類へ出す。</p>

表 3.4-4 印西クリーンセンターの受入基準（4）

(2) 再生利用することができる資源物のごみ

以下の表のうち資源物として出せるもの

	資源物として出せるもの	資源物として出せないもの	出し方と注意
カ ン 類	<ul style="list-style-type: none"> ・トレイ・パック類（白色又は絵柄などのついたトレイ、卵やイチゴのパック、洗剤の詰め替え用パックなど） ・カップ・ケース類（カップ麺の容器、プリン、ゼリーなどの容器） ・チューブ類（マヨネーズ、ケチャップ、練りわさびなどの容器） ・袋・ラップ類（スーパーのレジ袋、トレイのラップ、パンなどの袋、包装フィルムなど） ・ボトル類（ソース、油、洗剤、シャンプーなどの容器） ・キャップ類（ビンやペットボトルなどのプラスチック製のフタ） ・梱包材・その他対象物（梱包の緩衝材袋に使われている発泡スチロールやビニール、みかんやしいたけなどのネット） 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の容器や包装ではないプラスチックやビニールなど（バケツ、ストローなど） ・商品の容器や包装であってもプラスチックやビニールなどではないもの <p>⇒これらは「燃やすごみ」へ出す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すすいで水気を切る。 ・値札やシールははがさず出して良い。洗剤や薬品類は必ず洗う。 ・しずくが滴らない程度に水切りする。食用油のボトルなどは、一晚逆さに置くと簡単に油が切れる。 ・指定袋（薄黄色）に入れる。 <p>※袋に入れるときは、小袋などに入れず直接入れる。</p>

■災害ごみは、処理可能な範囲で管理者が定めるものについて、期間を定め受け入れることができるが、一般廃棄物を優先し搬入を制限することがある。

第3章 ごみ処理の現状

4. 中間処理の現状

(2) 焼却処理量の実績

平成 24 年度以降、家庭系・事業系とも燃やすごみ（可燃ごみ）量が増加している影響で、焼却処理量も増加傾向で推移しており、令和 3 年度の実績は 48,144 t/年で平成 24 年度と比較すると、4,954 t/年増加しています。

令和 3 年度の実績を前計画の目標値と比較すると、焼却処理量は 3,945 t/年上回っています。

焼却処理量の実績を以下に示しています。

表 3.4-5 焼却処理量の実績

年度		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 (2021)
処理量	焼却処理量	t/年	43,189	44,019	44,002	44,362	44,757	44,888	45,650	47,403	48,403	48,144
									(44,763)	(44,752)	(44,488)	(44,198)
	燃やすごみ	t/年	41,663	42,442	42,580	42,931	43,296	43,458	44,140	45,704	46,807	46,666
									(43,336)	(43,324)	(43,069)	(42,789)
	家庭系燃やすごみ	t/年	30,818	30,854	30,867	30,980	31,026	31,118	31,327	32,383	33,567	33,191
									(31,043)	(31,046)	(30,872)	(30,639)
事業系燃やすごみ	t/年	10,845	11,587	11,713	11,951	12,270	12,340	12,813	13,321	13,240	13,476	
								(12,292)	(12,278)	(12,197)	(12,150)	
	破碎・選別処理後の戻り可燃物	t/年	1,526	1,578	1,422	1,432	1,461	1,430	1,510	1,699	1,596	1,477
									(1,427)	(1,427)	(1,419)	(1,409)
焼却処理後の搬出量	埋立処分	t/年	3,587	2,349	1,462	1,595	1,628	1,836	3,938	5,772	6,018	5,941
									(5,468)	(5,467)	(5,435)	(5,400)
	焼却灰	t/年	3,587	2,349	1,462	1,595	1,628	1,836	3,938	5,772	6,018	5,941
									(5,468)	(5,467)	(5,435)	(5,400)
	資源化	t/年	2,686	872	4,096	3,962	3,886	3,655	1,829	38	47	55
									(8)	(8)	(8)	(8)
	焼却灰（資源化・エコセメント）	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
									(0)	(0)	(0)	(0)
焼却灰（資源化・人工砂）	t/年	2,686	302	1,638	1,568	1,542	1,459	1,077	0	0	0	
								(0)	(0)	(0)	(0)	
落塵灰（資源化）	t/年	0	118	0	43	32	8	34	38	47	55	
								(8)	(8)	(8)	(8)	
飛灰（資源化）	t/年	0	452	2,458	2,352	2,312	2,188	718	0	0	0	
								(0)	(0)	(0)	(0)	
残渣率（搬出量/処理量）	%	14.52	7.32	12.63	12.53	12.32	12.23	12.63	12.26	12.53	12.46	
								(12.23)	(12.23)	(12.23)	(12.24)	

※H30 年度以降の下段カッコ書きは、前計画での目標値

第3章 ごみ処理の現状

4. 中間処理の現状

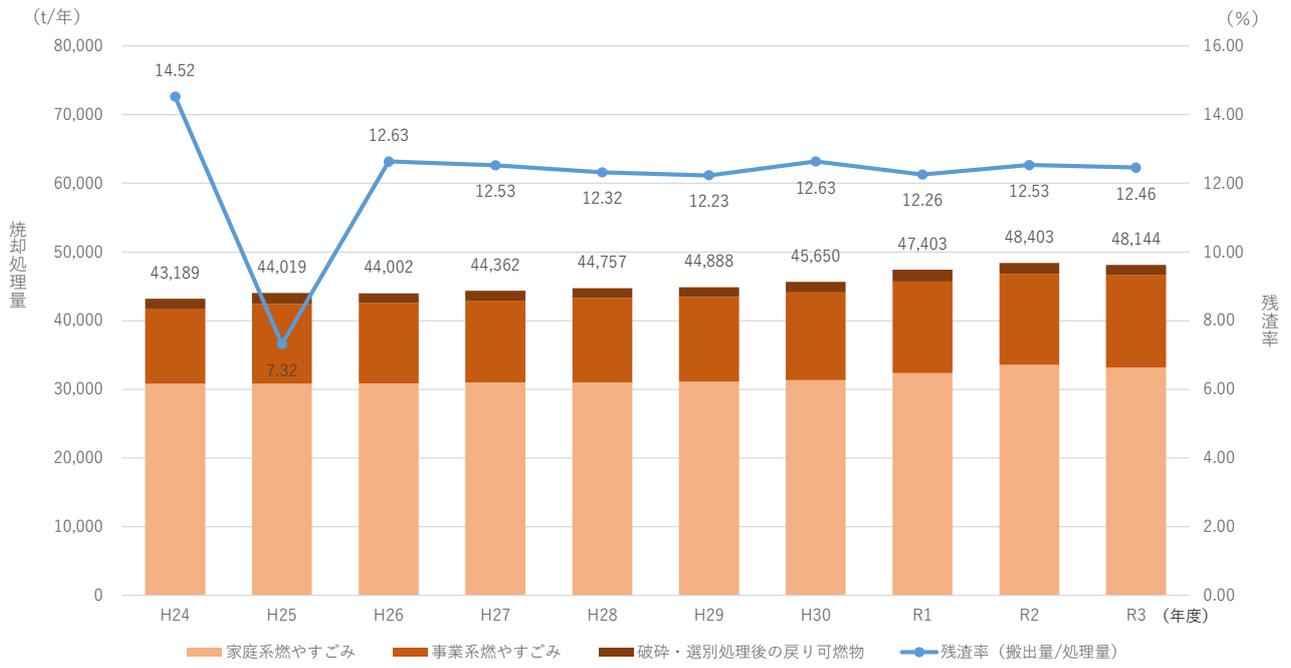


図 3.4-1 焼却処理量の推移

第3章 ごみ処理の現状

4. 中間処理の現状

(3) 破碎・選別処理量の実績

破碎・選別処理量は、平成 25 年度以降減少傾向で推移していましたが、平成 30 年度から令和元年度にかけて増加し、令和 2 年度から減少傾向となっています。令和 3 年度の実績は 2,731 t/年で、平成 24 年度と比較すると 383 t/年減少しています。

令和 3 年度の実績を前計画の目標値と比較すると、破碎・選別処理量は 101 t/年上回っています。

破碎・選別処理量の実績を以下に示しています。

表 3.4-6 破碎・選別処理量の実績

項目		年度	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 (2021)
処理量	破碎・選別処理量		t/年	3,114	3,157	2,943	2,898	2,760	2,669	2,722	2,986	2,965	2,731
	燃やさないごみ		t/年	1,354	1,361	1,285	1,247	1,073	1,029	984	1,042	1,133	1,041
	粗大ごみ		t/年	1,759	1,795	1,658	1,652	1,687	1,640	1,737	1,944	1,832	1,689
搬出選別後の	焼却処理(可燃物)		t/年	1,526	1,578	1,422	1,432	1,461	1,430	1,510	1,699	1,596	1,477
	埋立処分(不燃残渣)		t/年	568	583	542	540	453	422	420	439	500	480
	資源化(資源物)		t/年	1,020	996	978	927	846	817	791	848	869	774

※H30 年度以降の下段カッコ書きは、前計画での目標値

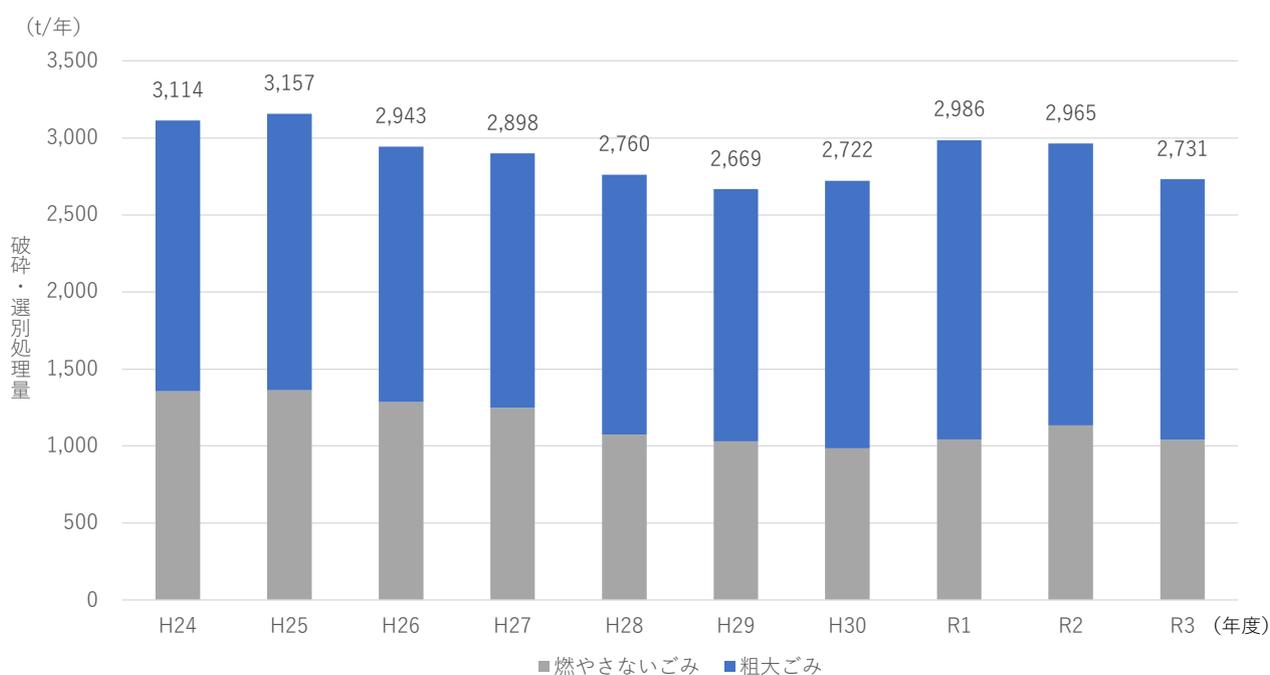


図 3.4-2 破碎・選別処理量の推移

第3章 ごみ処理の現状

4. 中間処理の現状

(4) 搬出資源物の実績

搬出資源物は、平成24年度以降減少傾向で推移していましたが、令和元年度から令和2年度にかけて増加し、令和3年度は減少となっています。令和3年度の実績は774t/年で、平成24年度と比較すると246t/年減少しています。

令和3年度の実績を前計画の目標値と比較すると、搬出資源物は31t/年下回っています。

搬出資源物の実績を以下に示しています。

表 3.4-7 搬出資源物の実績

年度 項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 (2021)
搬出資源物 (t/年)	1,020	996	978	927	846	817	791	848	869	774
鉄	723	715	755	698	659	618	620	662	736	662
アルミ	74	75	71	74	62	54	54	57	62	53
カレット	146	118	85	85	81	77	42	37	0	0
生ビン	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
乾電池	37	53	37	35	16	34	43	41	55	48
蛍光灯	8	9	6	7	2	9	8	23	8	6
紙類	30	26	23	27	24	25	22	27	9	4

※H30年度以降の下段カッコ書きは、前計画での目標値

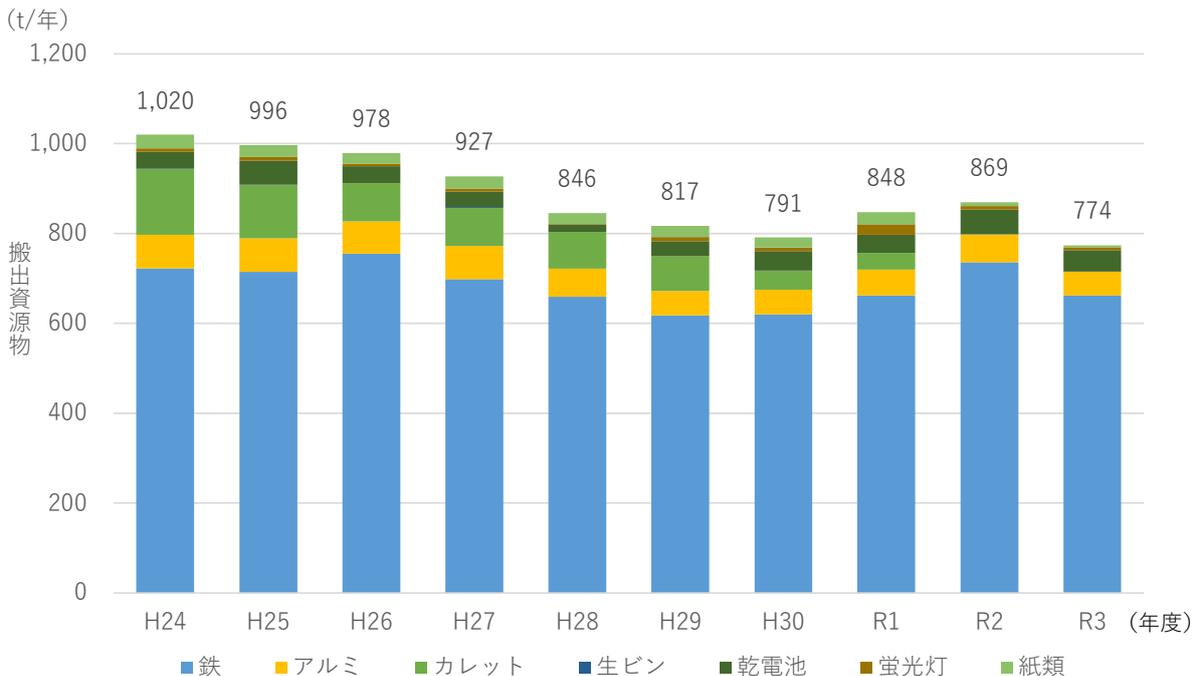


図 3.4-3 搬出資源物の推移

第3章 ごみ処理の現状

4. 中間処理の現状

(5) 資源化量・リサイクル率の実績

印西クリーンセンターで処理後の再生利用量及び回収資源物からの資源化量は、平成26年度以降減少傾向で推移しており、令和3年度の実績で10,692 t/年で、平成26年度と比較すると、5,165 t/年減少しており、リサイクル率も10.14%減少しています。

令和3年度の実績を前計画の目標値と比較すると、資源化量は143 t/年上回り、リサイクル率は1.18%下回っています。

資源化量及びリサイクル率の実績を以下に示しています。

表 3.4-8 資源化量及びリサイクル率の実績

項目	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 (2021)	
	合計 (t/年)		14,536	12,868	15,857	15,413	14,940	14,330	12,216	10,425	10,844	10,692
取集資源物からの資源物搬出量		7,194	7,318	7,124	7,061	6,925	6,736	6,488	6,578	7,409	7,382	
								(10,806)	(10,769)	(10,669)	(10,549)	
	カン	スチール	252	243	225	208	221	215	206	210	228	219
		アルミ	245	248	251	255	263	254	241	247	289	280
	ビン	カレット白	488	501	502	516	511	510	465	420	477	465
		カレット茶	345	372	358	369	362	324	293	320	300	326
		カレット混	241	273	290	270	267	263	280	308	330	338
	ペットボトル	511	537	501	493	486	476	476	481	555	600	
	紙	新聞紙	1,026	1,003	929	836	747	660	583	515	482	478
		紙バック	18	17	16	18	18	18	17	17	19	20
		ダンボール	1,137	1,157	1,123	1,051	1,069	1,059	1,053	1,133	1,435	1,462
		雑誌/雑がみ	1,121	1,082	1,063	1,134	1,065	1,027	1,024	1,084	1,218	1,120
	布	417	380	364	381	377	380	402	440	526	496	
	プラスチック製容器	1,394	1,505	1,502	1,531	1,541	1,550	1,449	1,403	1,549	1,579	
	集団回収資源物	3,636	3,682	3,659	3,463	3,284	3,122	3,108	2,962	2,519	2,480	
								(3,060)	(3,005)	(2,932)	(2,853)	
破碎・選別処理後再生利用量 ^{※1}	1,020	996	978	927	846	817	791	848	869	774		
								(815)	(815)	(811)	(805)	
焼却処理後再生利用量 ^{※2}	2,686	872	4,096	3,962	3,886	3,655	1,829	38	47	55		
								(8)	(8)	(8)	(8)	
ごみ排出量 ^{※3} (t/年)	52,299	53,109	52,809	53,059	53,147	53,050	53,662	55,672	57,578	57,107		
								(52,921)	(52,927)	(52,635)	(52,302)	
総ごみ排出量 ^{※4} (t/年)	55,935	56,792	56,468	56,522	56,430	56,172	56,770	58,633	60,097	59,588		
								(55,982)	(55,933)	(55,567)	(55,155)	
リサイクル率 ^{※5} (%)	25.99	22.66	28.08	27.27	26.47	25.51	21.52	17.78	18.04	17.94		
								(19.30)	(19.25)	(19.20)	(19.13)	

※1 粗大ごみ処理施設において資源化された金属等の量 ※2 焼却処理施設において資源化された金属・混合灰等の量

※3 家庭系ごみ排出量(集団回収資源物を除く)+事業系ごみ排出量

※4 家庭系ごみ排出量(集団回収資源物を含む)+事業系ごみ排出量

※5 (取集資源物からの資源物搬出量+集団回収資源物量+破碎・選別処理後再生利用量+焼却処理後再生利用量) / 総ごみ排出量

※H30年度以降の下段カッコ書きは、前計画での目標値

第3章 ごみ処理の現状

4. 中間処理の現状

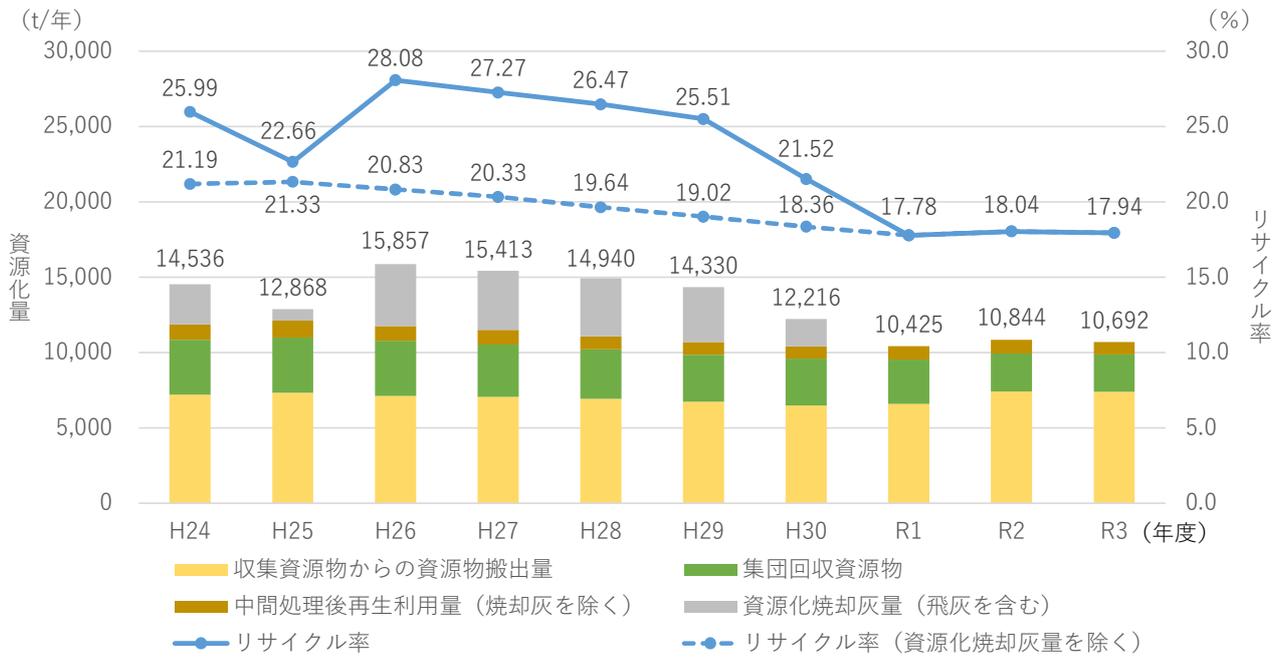


図 3.4-4 資源化量及びリサイクル率の推移

第3章 ごみ処理の現状

4. 中間処理の現状

(6) 燃やすごみの組成分析結果

印西クリーンセンターに搬入している家庭系ごみ及び事業系ごみの燃やすごみの組成分析結果は、平成24年度からほとんど変化しておらず、令和3年度の組成分析結果をみると、紙類が37.7%と最も多く、次いで、プラスチック類が31.1%、ちゅう芥類が16.3%となっています。

また、低位発熱量（燃料が燃焼し、動力に変えることができる熱量）は増減を繰返し、令和3年度は12,405 J/gとなっています。

燃やすごみの組成分析結果を以下に示しています。

表 3.4-9 燃やすごみの組成分析結果（乾ベース）

項目 年度	紙類 (%)	布類 (%)	ちゅう芥類 (%)	草木類 (%)	プラスチック類 (%)	ゴム類 (%)	金属類 (%)	ガラス類 (%)	セトモノ、 砂、石 (%)	その他 (%)	低位発熱量 (J/g)
H24	32.9	15.0	7.2	14.7	23.8	0.4	0.8	0.8	2.2	2.2	10,520
H25	37.7	6.8	14.5	15.7	18.3	0.7	1.0	0.2	1.4	3.7	8,407
H26	37.5	4.3	15.5	17.1	21.1	0.6	1.1	0.0	0.9	1.9	9,224
H27	41.2	2.8	15.6	6.1	25.6	0.6	1.5	0.4	0.7	5.7	11,484
H28	41.0	7.6	5.8	9.7	31.5	0.4	1.1	0.9	0.3	1.8	10,425
H29	41.1	2.7	15.6	6.3	25.3	0.5	1.5	0.4	0.7	5.9	11,652
H30	42.4	1.7	16.4	4.9	26.7	0.2	1.5	0.3	0.7	5.2	11,777
R1	36.3	15.5	6.0	12.1	26.3	0.9	0.5	0.0	1.8	0.7	11,547
R2	40.5	1.0	16.1	5.9	28.3	0.2	1.6	0.3	0.9	5.4	12,154
R3 (2021)	37.7 (32.5)	1.0 (0.9)	16.3 (28.5)	5.7 (4.8)	31.1 (26.5)	0.2 (0.2)	1.9 (1.6)	0.3 (0.2)	0.8 (0.6)	5.1 (4.4)	12,405

※資料：印西クリーンセンター環境測定結果（ごみ質分析）

※各年度のデータは年4回の測定の平均値を使用

※測定データは水分を含まない

※R3年度の下段カッコ書きは水分を含むデータ（資料：R3年度印西地区組成分析調査）

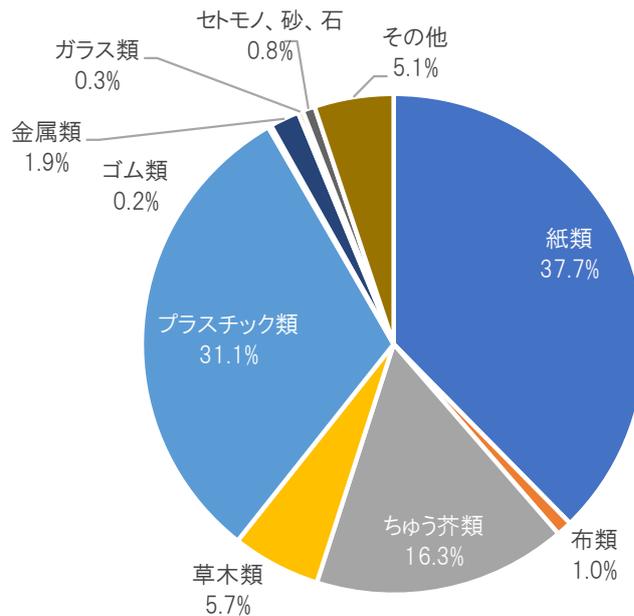


図 3.4-5 燃やすごみの組成分析結果（令和3年度）

第3章 ごみ処理の現状

4. 中間処理の現状

(7) 余熱の利用状況

印西クリーンセンターでは、発生した蒸気を周辺地域の冷暖房等への熱源として供給しています。

令和3年度の蒸気発生量は148,097 t/年であり、平成24年度以降おおむね増加傾向で推移していますが、利用状況の割合については平成24年度以降ほとんど変化がみられません。

令和3年度の内訳は、発電が58,785 t/年と最も多く、次いで、場内利用が37,785 t/年、地域冷暖房が25,723 t/年となっています。

蒸気発生量及び利用状況を以下に示しています。

表 3.4-10 蒸気発生量及び利用状況

年度	項目 蒸気発生量 (t/年)	利用状況					復水(未利用) の割合 ^{※1} (%)
		発電	温水 センター	地域 冷暖房	場内利用	復水 (未利用)	
H24	127,196	50,520	4,049	21,050	35,717	15,860	12.5
H25	130,007	55,381	3,880	20,391	35,832	14,523	11.2
H26	128,333	54,442	3,781	21,652	35,388	13,071	10.2
H27	132,672	53,589	3,400	22,600	33,246	19,837	15.0
H28	132,678	52,937	3,476	22,566	34,254	19,446	14.7
H29	136,363	59,806	3,416	20,210	41,422	11,510	8.4
H30	141,358	58,500	3,304	22,720	37,640	19,194	13.6
R1	145,213	57,876	3,080	23,517	39,180	21,560	14.8
R2	148,277	58,328	3,213	24,182	37,782	24,772	16.7
R3(2021)	148,097	58,785	3,773	25,723	37,785	22,032	14.9

※1 復水(未利用) ÷ 蒸気発生量

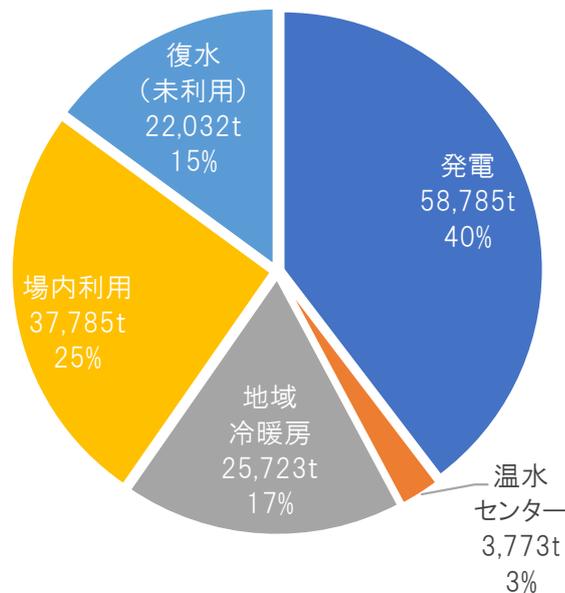


図 3.4-6 余熱利用の状況 (令和3年度)

5. 最終処分場の現状

(1) 最終処分場の概要

印西クリーンセンターから搬出される焼却灰、不燃・粗大破碎残渣は、印西地区一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

最終処分場の概要を以下に示しています。

表 3.5-1 最終処分場の概要

名称	印西地区一般廃棄物最終処分場
所在地	千葉県印西市岩戸 3630
建設年月	着工：平成 8 年 9 月 竣工：平成 1 1 年 2 月
開発面積	10.52 h a
処分面積	7.61 h a
埋立面積	5.39 h a
埋立容量	402,200 m ³
埋立可能容量	250,000 m ³
埋立方法	山間埋立・セル方式

第3章 ごみ処理の現状

5. 最終処分場の現状

(2) 最終処分場埋立量の実績

印西地区一般廃棄物最終処分場での埋立量は、焼却灰（飛灰）の資源化等の影響で、減少傾向で推移していましたが、平成26年度以降は増加傾向で推移しています。令和3年度の実績は、埋立量が101,864 m³、埋立率が25.3%となっています。

最終処分場埋立量の実績を以下に示しています。

表 3.5-2 最終処分場埋立量の実績

項目 年度	合計 (m ³ /年)	埋立量			累計埋立量 (m ³)	残余容量 ^{※1} (m ³)	埋立率 ^{※2} (%)
		焼却残渣	破碎・選別 処理不燃残渣	覆土等			
H24	11,458	1,885	323	9,250	73,930	328,270	18.4
H25	2,714	1,243	324	1,147	76,643	325,557	19.1
H26	1,399	769	310	320	78,042	324,158	19.4
H27	1,459	840	307	313	79,501	322,699	19.8
H28	1,516	857	259	400	81,017	321,183	20.1
H29	1,657	967	238	452	82,674	319,526	20.6
H30	3,163	2,073	240	850	85,837	316,363	21.3
R1	5,093	3,874	318	902	90,930	311,270	22.6
R2	5,604	4,039	362	1,203	96,535	305,665	24.0
R3(2021)	5,369	3,987	348	1,034	101,904	300,296	25.3

※1 埋立可能容量 402,200 m³を基に算出

※2 累計埋立量 ÷ 廃棄物埋立容量 (402,200 m³)

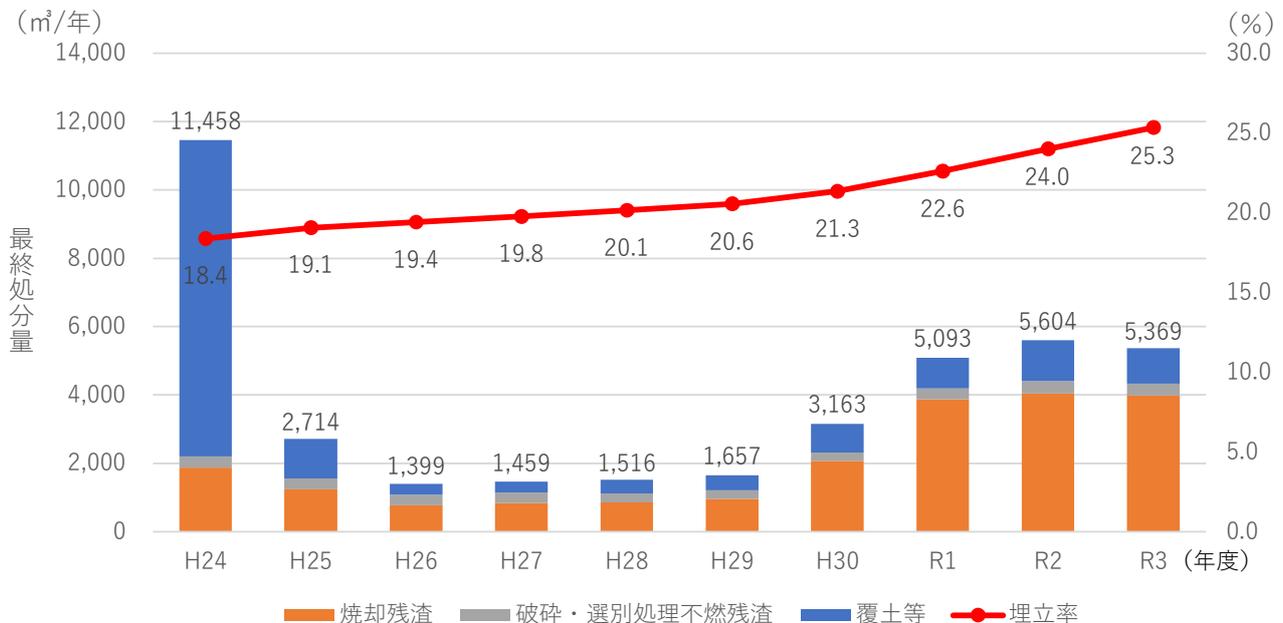


図 3.5-1 最終処分場埋立量の推移

6. ごみ処理経費の現状

ごみ処理経費は、平成 24 年度から平成 28 年度までは、ほぼ横ばいの金額で推移しており、平成 29 年度に変動があったものの、平成 30 年度には平成 28 年度までの水準に戻り、令和 2 年度実績は 2,194,587 千円となっています。

1 人当たりの処理経費（事業費）は、平成 29 年度の変動を除き、平成 24 年度以降おおむね減少傾向で推移しており、令和 2 年度実績は 11,595 円/人・年で、平成 24 年度と比較して 157 円/人・年減少しています。

また、1 kg 当たりの処理経費（事業費）は、1 人当たりの処理経費（事業費）と同様に、平成 29 年度の変動を除き、平成 24 年度以降おおむね減少傾向で推移しており、令和 2 年度実績は 38.1 円/kg・年で、平成 24 年度と比較して 1.7 円/kg・年減少しています。

ごみ処理経費の実績を以下に示しています。

表 3.6-1 ごみ処理経費

項目 年度	事業費*1 (千円)			人口*2 (人)	ごみ排出量*3 (t/年)	1人当たりの処理経費 (円/人・年)			1kg当たりの処理経費 (円/kg・年)		
	事業費	建設改良費 を除く	構成市町 人件費を除く			事業費	建設改良費 を除く	構成市町 人件費を除く	事業費	建設改良費 を除く	構成市町 人件費を除く
H24	2,081,959	2,010,450	2,028,127	177,153	52,299	11,752	11,349	11,448	39.8	38.4	38.8
H25	2,040,107	1,997,972	1,981,650	177,477	53,109	11,495	11,258	11,166	38.4	37.6	37.3
H26	2,033,913	2,003,153	1,981,276	177,966	52,809	11,429	11,256	11,133	38.5	37.9	37.5
H27	2,066,716	2,037,056	2,007,551	179,830	53,059	11,493	11,328	11,164	39.0	38.4	37.8
H28	1,957,591	1,937,409	1,905,292	181,926	53,147	10,760	10,649	10,473	36.8	36.5	35.8
H29	2,910,978	1,995,130	2,851,130	183,813	53,050	15,837	10,854	15,511	54.9	37.6	53.7
H30	2,039,686	1,989,291	2,012,264	185,637	53,662	10,987	10,716	10,840	38.0	37.1	37.5
R1	2,041,291	2,032,913	2,012,180	187,514	55,672	10,886	10,841	10,731	36.7	36.5	36.1
R2	2,194,587	1,987,884	2,166,886	189,273	57,578	11,595	10,503	11,448	38.1	34.5	37.6

※1 資料：「清掃事業の現況と実績（千葉県）」、組合提供資料

※2 各末人口（外国人登録者を含む）、

※3 家庭系ごみ排出量（集団回収資源物量を除く）+事業系ごみ排出量

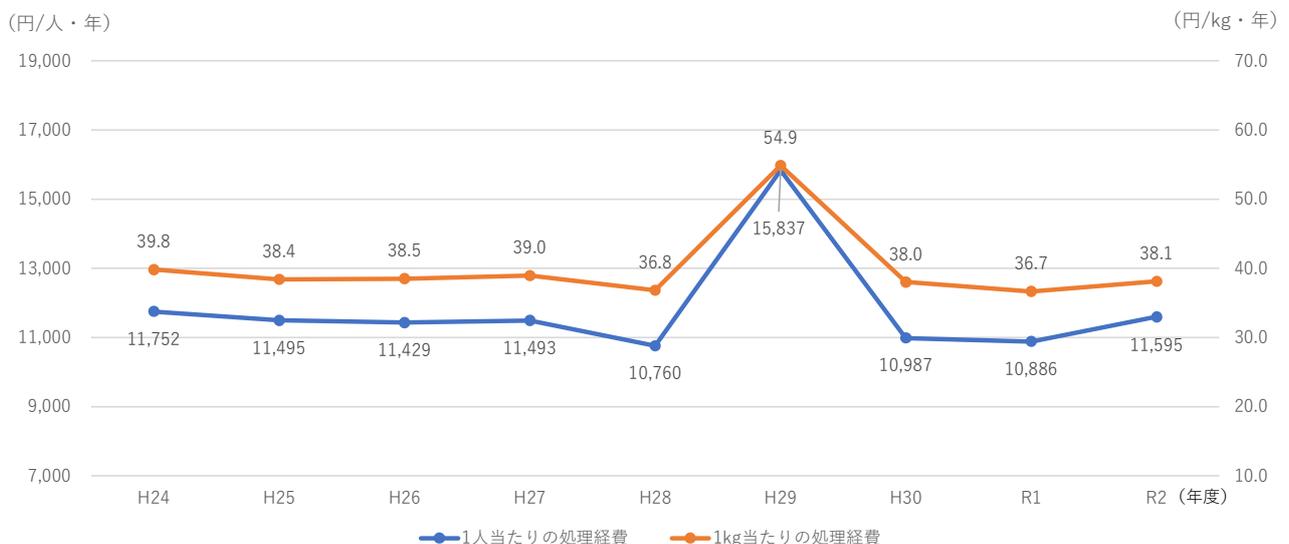


図 3.6-1 ごみ処理経費の推移

7. 温室効果ガス排出量の現状

温室効果ガスの排出量は、令和3年度の実績で 31,332,453 kg-CO₂/年で、中間処理による排出量が最も多く、30,550,287 kg-CO₂/年となっています。

1人1日当たりの温室効果ガス排出量は、令和3年度の実績で 449.7 g-CO₂/人・日となっています。温室効果ガス排出量の実績を以下に示しています。

表 3.7-1 温室効果ガス排出量の推移

項目		対象ガス	H29	H30	R1	R2	R3(2021)	
収集	(1) 燃料使用量	ガソリン	CO ₂	1,748	1,748	1,581	1,414	1,583
		軽油	CO ₂	604,683	604,683	625,472	664,618	671,696
		天然ガス	CO ₂	20,093	18,883	10,777	0	0
	(2) 自動車走行量	ガソリン(2t未満)	CH ₄ ,N ₂ O	24	22	21	20	21
		ガソリン(軽自動車)	CH ₄ ,N ₂ O	15	16	16	16	17
		軽油(2t以上)	CH ₄ ,N ₂ O	4,133	4,084	4,109	4,394	4,667
		軽油(2t未満)	CH ₄ ,N ₂ O	674	729	746	824	781
		天然ガス(2t以上)	CH ₄ ,N ₂ O	87	83	83	0	0
		天然ガス(2t未満)	CH ₄ ,N ₂ O	0	0	0	0	0
	合計 (kg-CO ₂ /年)		-	631,457	630,249	642,805	671,285	678,766
中間処理	(1) 燃料使用量	ガソリン	CO ₂	42	-	-	-	-
		灯油	CO ₂	101,008	110,872	117,060	101,337	99,579
		軽油	CO ₂	4,746	3,484	5,442	5,556	5,085
		都市ガス	CO ₂	2	-	-	-	-
	(2) 購入電気の使用量	CO ₂	515,348	487,024	545,978	516,443	535,848	
	(3) 熱供給量	CO ₂	-2,822,327	-3,172,700	-3,284,177	-3,376,959	-3,592,221	
	(4) 一般廃棄物焼却処理量	CO ₂ ,CH ₄ ,N ₂ O	25,811,917	27,221,360	33,181,185	36,285,519	33,501,996	
合計 (kg-CO ₂ /年)		-	23,610,736	24,650,040	30,565,488	33,531,896	30,550,287	
最終処分	(1) 燃料使用量	ガソリン	CO ₂	-	-	-	-	-
		軽油	CO ₂	5,059	97,812	12,703	12,113	11,270
	(2) 購入電気の使用量	CO ₂	97,058	86,012	84,708	81,397	92,130	
合計 (kg-CO ₂ /年)		-	102,117	183,824	97,411	93,510	103,400	
合計	排出量 (kg-CO ₂ /年)			24,344,310	25,464,113	31,305,704	34,296,691	31,332,453
	人口 (人)			183,813	185,637	187,514	189,273	190,887
	1人1日当たり温室効果ガス排出量 (g-CO ₂ /人・日)			362.85	375.81	456.15	496.44	449.70

※CH₄,N₂O は CO₂ 換算値を示す

第3章 ごみ処理の現状

7. 温室効果ガス排出量の現状

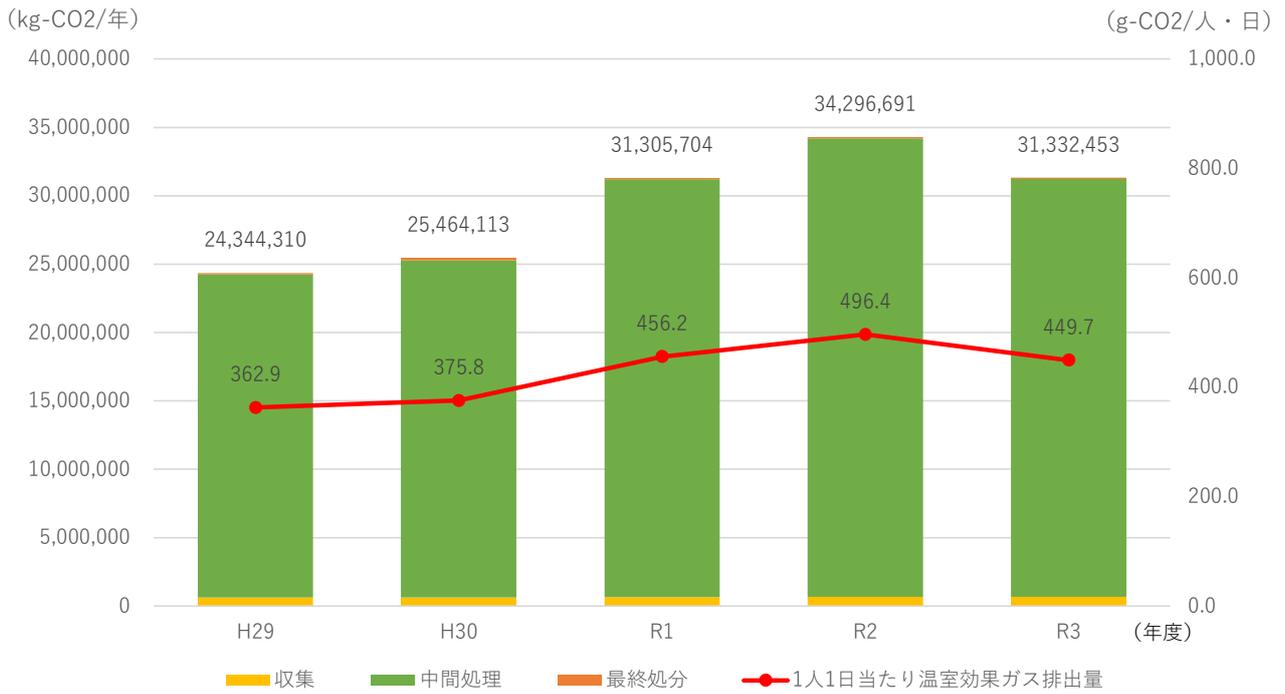


図 3.7-1 温室効果ガス排出量の推移

8. 県内市町村との比較

(1) 構成市町のごみ処理システム評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月、環境省）」に基づき、千葉県内の市町村との比較によって、構成市町のごみ処理システムを評価した結果（令和2年度実績）を以下に示しています。

廃棄物のうち最終処分される割合は平均値を下回っていますが、そのほかの項目に関しては概ね平均値か平均値を上回っています。

表 3.8-1 各指標の見方

指標		指数の見方
循環型社会形成	一人1日当たりごみ総排出量	指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなり、良好と判断される
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなり良好と判断される
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなり良好と判断される
経済性	一人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、一人当たりの年間処理経費が少なくなり良好と判断される
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、最終処分量の減量にかかる費用が少なくなり良好と判断される

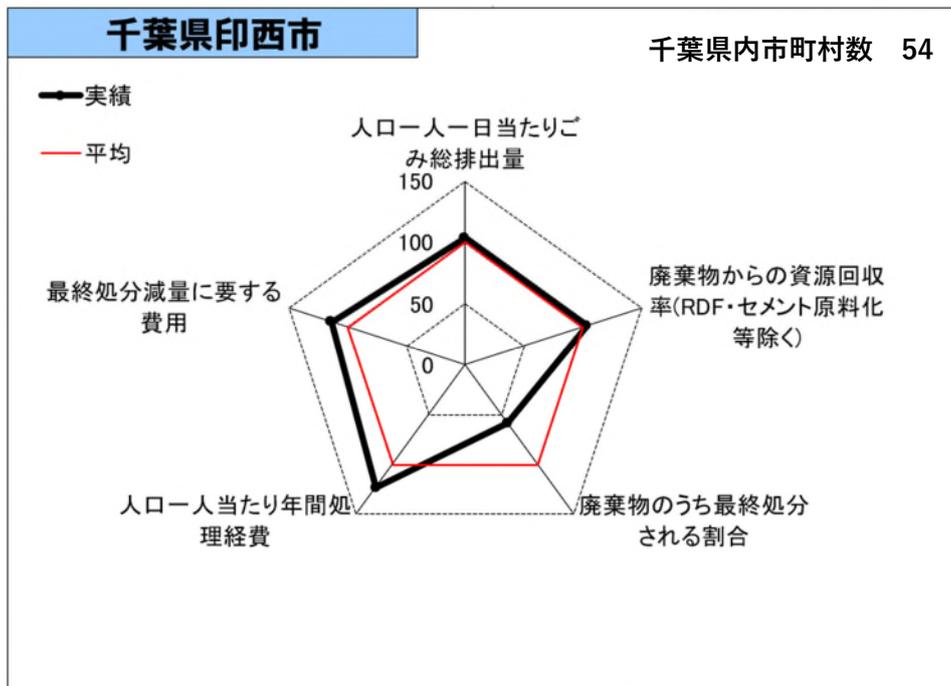


図 3.8-1 ごみ処理システムの評価（令和2年度実績） 印西市

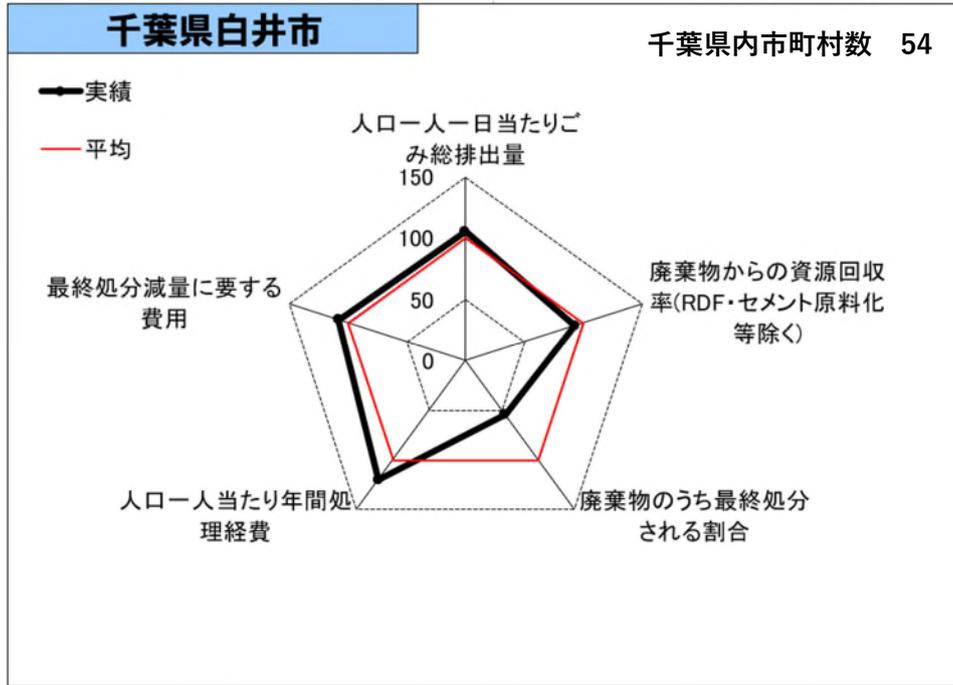


図 3.8-2 ごみ処理システムの評価（令和2年度実績） 白井市

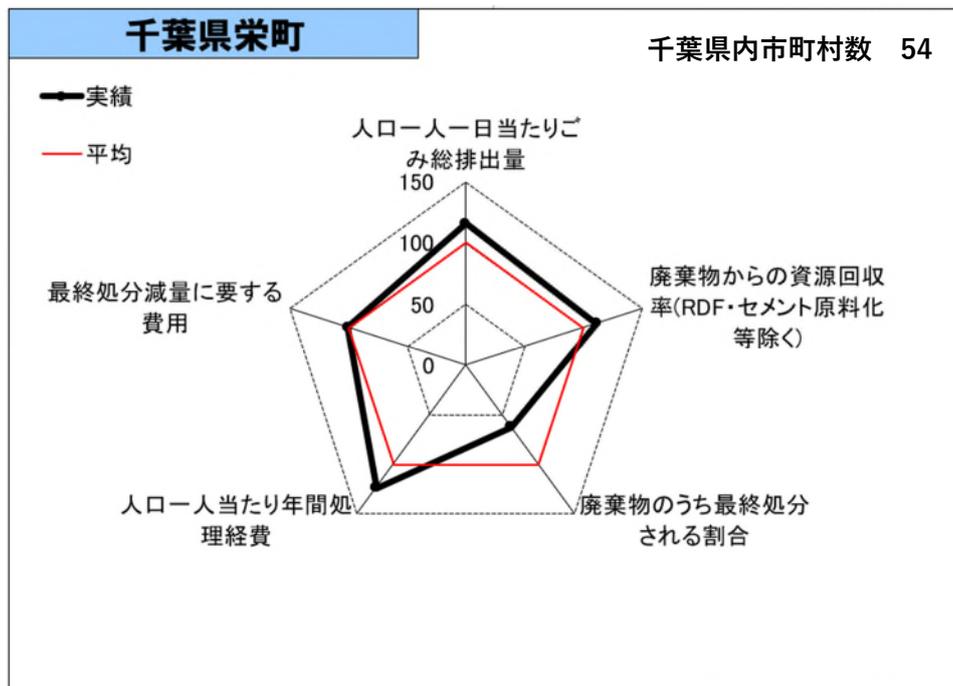


図 3.8-3 ごみ処理システムの評価（令和2年度実績） 栄町

表 3.8-2 指標の算出方法

標準的な指標		算出式	単位
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	$= \text{ごみ総排出量} \div 365 (\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	$= \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	$= \text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	$= \text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	$= (\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$	円/t

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 環境省

第3章 ごみ処理の現状

8. 県内市町村との比較

(2) 県内市町村との比較

県内市町村と比較すると、栄町は1人1日当たりのごみ排出量が9位と県内では比較的上位に位置しており、印西市と白井市については、ほぼ中位に位置しています。リサイクル率と最終処分量は、県内で栄町が19位と22位でほぼ中位に、印西市と白井市はほぼ下位に位置しています。ごみ総排出量とごみ処理経費については、栄町は比較的上位に位置していますが、印西市と白井市に関しては、中位前後となっています。

家庭系ごみ（資源物及び集団回収に係るものを除く）の1人1日当たりのごみ排出量について、印西市で541g/人・日、白井市で514g/人・日、栄町で508g/人・日となっており、令和2年度時点では県の令和7年度の目標値である440g/人・日以下は達成できていない状況です。

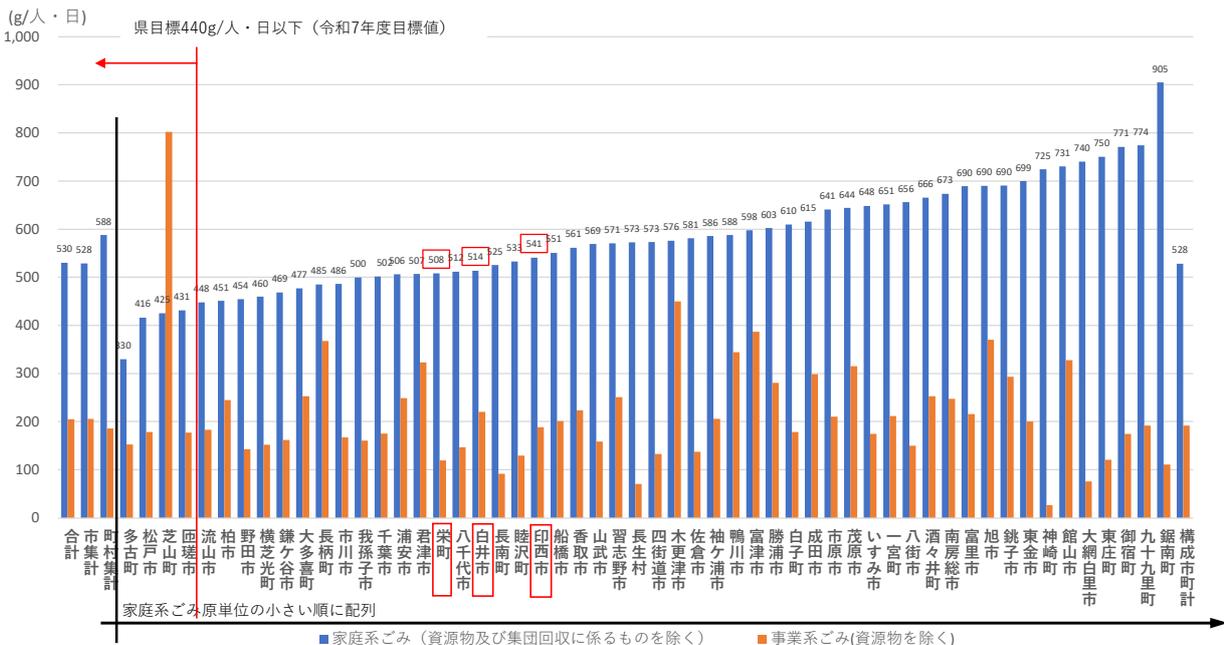
令和2年度のごみ総排出量、1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分量、ごみ処理経費について、構成市町と県内市町村（54市町村）の比較を以下に示しています。

表 3.8-3 千葉県内他市町村との比較（令和2年度）

市町	項目	ごみ総排出量 ^{※1} (t/年)		1人1日当たり排出量 ^{※1} (g/人・日)		リサイクル率 ^{※2} (%)		最終処分量 ^{※1} (t/年)		ごみ処理経費 ^{※1} (千円)	
		順位(昇順)	順位(昇順)	順位(昇順)	順位(昇順)	順位(昇順)	順位(昇順)				
印西地区環境整備事業組合	印西市	34,213	(38/54)位	890	(25/54)位	19.0	(32/54)位	3,723	(45/54)位	929,517	(29/54)位
	白井市	20,122	(28/54)位	872	(20/54)位	16.9	(39/54)位	2,262	(36/54)位	587,393	(23/54)位
	栄町	5,775	(15/54)位	778	(9/54)位	20.3	(19/54)位	612	(22/54)位	291,389	(16/54)位
	構成市町計	60,110	-	847	-	18.7	-	6,597	-	1,808,299	-
1位の市町村		1,842	神崎町	545	多古町	32.5	大多喜町	0	御宿町	44,541	睦沢町
千葉県平均値		38,183		-		-		2,585		1,779,555	
千葉県全体		2,061,897		891		22.0		139,605		96,095,946	

※1：ごみ総排出量、1人1日当たり排出量、最終処分量、ごみ処理経費の順位は値の小さい（低い）順

※2：リサイクル率の順位は値の大きい（高い）順



資料：一般廃棄物処理実態調査 令和2年度 環境省

図 3.8-4 千葉県内市町村の家庭系・事業系別1人1日当たりのごみ排出量

9. 国及び千葉県のごみ処理の現状

国や県の目標値と比較すると、国の「1人1日当たりのごみ排出量」はこのまま減少傾向に推移すれば目標値を達成できる見込みとなっていますが、国の他の項目並びに県の項目の目標値は達成が厳しい状況です。

令和3年度の実績値について、国の目標値（第4次循環型社会形成推進基本計画「平成30年6月」）及び千葉県の目標値（第10次千葉県廃棄物処理計画「令和3年3月」）との比較を、以下に示しています。

ごみ減量等の目標値を達成するためには、取り組み状況や目標値の達成等を定期的にチェックし、施策の改善を行っていくことが重要となります。

表 3.9-1 国の目標値との比較

項目	本組合の現状値 (令和3年度)	国の目標値	達成状況
		目標年度 (令和7年度)	
1人1日当たりのごみ排出量 ^{※1}	855g/人・日	約850g/人・日	△
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ^{※2}	515g/人・日	約440g/人・日	×
事業系ごみ排出量	-	約1,100万トン	-
出口側の循環利用率 ^{※3}	17.9%	約28%	×

※1 家庭系及び事業系ごみの総排出量/人口/365日

※2 家庭系ごみの排出量（収集、集団回収資源物除く）/人口/365日

※3 一般廃棄物の排出量に対する循環利用の割合

表 3.9-2 千葉県の目標値との比較

項目	本組合の現状値 (令和3年度)	県の目標値		達成状況
		基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和7年度)	
排出量	-	206万トン	183万トン以下	-
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ^{※1}	515g/人・日	507g	440g以下	×
出口側の循環利用率 ^{※2}	17.9%	22.4%	30%以上	×
最終処分量	-	14.3万トン	12万トン以下	-

※1 家庭系ごみの排出量（収集、集団回収資源物除く）/人口/365日

※2 一般廃棄物の排出量に対する循環利用の割合

第4章 ごみ処理の課題

1. 前計画の評価

(1) 前計画の目標達成状況

前計画のごみ排出原単位の目標達成状況を以下に示しています。

家庭系ごみのうち収集資源物と事業系ごみのうち不燃ごみ、粗大ごみに関しては令和3年度目標値を達成しましたが、それ以外の項目に関しては令和3年度目標値を達成できませんでした。

表 4.1-1 目標達成状況（構成市町計）

項目	ごみ排出原単位			基準年度比 ^{※1} (%)		達成 状況 ^{※2}
	前計画の目標値		R3(2021) 実績値	R3(2021) 目標値	R3(2021) 実績値	
	H29(2017) 基準年度	R3(2021) 目標値				
家庭系ごみ (g/人・日)	652.9	619.1	661.6	-5.2	1.3	×
家庭系ごみ (収集・集団回収資源物除く)	503.2	478.8	515.3	-4.8	2.4	×
燃やすごみ	463.8	441.4	476.4	-4.8	2.7	×
燃やさないごみ	15.0	13.7	14.8	-8.4	-1.7	×
粗大ごみ	24.3	23.7	24.2	-2.5	-0.5	×
資源物	149.7	140.2	146.3	-6.3	-2.3	○
収集資源物	103.2	99.2	110.7	-3.9	7.2	○
集団回収資源物	46.5	41.1	35.6	-11.7	-23.5	×
事業系ごみ (t/日)	33.9	33.4	37.0	-1.5	9.1	×
可燃ごみ	33.8	33.3	36.9	-1.5	9.2	×
不燃ごみ	0.1	0.1	0.0	-1.6	-42.5	○
粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	1.2	-54.8	○

※1 端数処理により基準年度比の計算が合わない場合がある

※2 達成状況は、令和3年度の実績値が目標値を達成しているものは「○」、達成していないものは「×」とした

(2) 前計画の施策の評価

前計画の12の施策を実施し概ね達成していますが、一部実施の施策もあることから、現状の課題に対して効果的な施策を検討していく必要があります。特に、新型コロナウイルス感染症により対面での啓発活動が実施できなかった実情もあることから、他の手段を用いて広報活動を行う等、今後も効果的な施策を講じていきます。

※評価基準

○：概ね実施しており、今後も継続 △：一部実施しており、今後は拡充 ×：未実施につき、今後は要検討

第4章 ごみ処理の課題

1. 前計画の評価

表 4.1-2 令和3年度までの施策の評価（1）

前計画施策		実施計画の内容		評価
ごみ排出量の削減				
1	食品ロスを減らそう	印西市	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、twitter、ごみ分別アプリ、広報紙等による啓発 ・環境フェスタ等イベント時の啓発 ・ごみ減量化等説明会及び出前講座による啓発 ・ごみ減量の映像コンテンツによる啓発 ・商工会との連携による啓発 ・食品ロス削減協力店登録制度の策定 	○
		白井市	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量出前講座による啓発 ・生ごみ堆肥化講座による啓発 ・ホームページ等による啓発。 ・食育事業と連携した食品ロス協力店の紹介 	△
		栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ、ごみ分別アプリ等での啓発 ・ごみ減量出前講座による啓発 ・集合住宅へのポスティング啓発 	○
		組合	<ul style="list-style-type: none"> ・工場見学による啓発 ・組成分析の実施 	△
2	生ごみの水切りを徹底しよう	印西市	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、twitter、ごみ分別アプリ、広報紙等による啓発 ・環境フェスタ等イベント時の啓発 ・ごみ減量化等説明会及び出前講座による啓発 ・ごみ減量の映像コンテンツによる啓発 ・生ごみ処理容器等購入費補助金の実施 	○
		白井市	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化講座による啓発 ・ごみ減量出前講座による啓発 ・広報紙等による啓発 	△
		栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ等による啓発 ・電気式生ごみ処理機購入費補助金の実施 ・EM容器購入費補助金の実施 ・集合住宅へのポスティング啓発 	○
		組合	<ul style="list-style-type: none"> ・工場見学による啓発 ・組成分析の実施 ・ホームページによる啓発 	△
3	マイバッグを使用しよう	印西市	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、twitter、ごみ分別アプリ、広報紙等による啓発 ・環境フェスタ等イベント時の啓発 ・ごみ減量化等説明会及び出前講座による啓発 ・ごみ減量の映像コンテンツによる啓発 ・マイバッグ普及促進協力店の推奨 	○
		白井市	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量出前講座による啓発 ・ふるさと祭り等イベント時でのマイバッグの啓発 ・広報紙等による啓発 	△
		栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ等による啓発 ・ごみ減量出前講座等による啓発 	△
		組合	<ul style="list-style-type: none"> ・工場見学による啓発 ・ホームページによる啓発 	△
4	繰り返し使えるものを使用しよう	印西市	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、twitter、ごみ分別アプリ、広報紙等による啓発 ・環境フェスタ等イベント時の啓発 ・ごみ減量化等説明会及び出前講座による啓発 ・ごみ減量の映像コンテンツによる啓発 	○

第4章 ごみ処理の課題

1. 前計画の評価

表 4.1-2 令和3年度までの施策の評価（2）

前計画施策		実施計画の内容		評価
ごみ排出量の削減				
4	繰り返し使えるものを使用しよう	白井市	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量出前講座による啓発 生活用品交換広場の実施 広報紙等による啓発 	△
		栄町	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙、ホームページ等による啓発 ごみ減量出前講座等による啓発 	△
		組合	<ul style="list-style-type: none"> 工場見学による啓発 	△
5	事業系ごみの排出を減らそう	印西市	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者への対応 事業者への助言、指導 事業系廃棄物適正処理パンフレットの活用 	○
		白井市	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者への対応 事業系ごみの適正処理と減量化・資源化の啓発 	○
		栄町	<ul style="list-style-type: none"> 事業者への助言、指導 	△
		組合	<ul style="list-style-type: none"> 窓口での啓発 事業系ごみの展開調査の実施 	△
ごみの分別、リユース・リサイクルの推進				
6	適正な分別・処理を推進しよう	印西市	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、twitter、ごみ分別アプリ、広報紙等による啓発 環境フェスタ等イベント時の啓発 ごみ減量化等説明会及び出前講座による啓発 ごみ減量の映像コンテンツによる啓発 外国人への対応 事業者への対応 事業系廃棄物適正処理パンフレットの活用 ごみ分別アプリの活用 	○
		白井市	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量出前講座による啓発 生活環境指導員による活動 イベント等での啓発 ホームページ、パンフレット等による啓発 ごみ分別アプリの活用 	△
		栄町	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙、ホームページ等による啓発 出前講座等による啓発 集合住宅へのポスティング啓発 ごみ分別アプリの活用 	○
		組合	<ul style="list-style-type: none"> 工場見学の実施 事業系ごみの展開調査の実施 広報紙、ホームページ等による啓発 関係市町のイベント参加による啓発 	△
7	資源の分別を徹底しよう	印西市	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、twitter、ごみ分別アプリ、広報紙等による啓発 環境フェスタ等イベント時の啓発 ごみ減量化等説明会及び出前講座による啓発 ごみ減量の映像コンテンツによる啓発 有価物集団回収制度の実施 	○
		白井市	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量出前講座による啓発 ホームページ、パンフレット等による啓発 資源回収運動奨励金交付の実施 有価物回収奨励金交付の実施 	△
		栄町	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、パンフレット等による啓発 ごみ減量化出前講座等による啓発 集団回収運動奨励金交付の実施 集合住宅へのポスティング啓発 	○

第4章 ごみ処理の課題

1. 前計画の評価

表 4.1-2 令和3年度までの施策の評価（3）

前計画施策		実施計画の内容		評価
ごみの分別、リユース・リサイクルの推進				
7	資源の分別を徹底しよう	組合	<ul style="list-style-type: none"> 工場見学の実施 事業系ごみの展開調査の実施 広報紙、ホームページ等による啓発 関係市町のイベント参加による啓発 	△
8	資源回収に協力しよう	印西市	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、twitter、ごみ分別アプリ、広報紙等による啓発 有価物集団回収制度の実施 	○
		白井市	<ul style="list-style-type: none"> 資源回収運動奨励金交付の実施 有価物回収奨励金交付の実施 資源物拠点回収の実施 	○
		栄町	<ul style="list-style-type: none"> 集団回収運動奨励金交付の実施 ごみ減量化奨励金の交付の実施 生ごみ集団資源回収モデル事業の実施 集合住宅へのポスティング啓発 	○
		組合	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙、ホームページ等による啓発 	○
9	リユース、リサイクル商品を活用しよう	印西市	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル情報広場の実施 おさがりマルシェの実施 	○
		白井市	<ul style="list-style-type: none"> 生活用品交換広場の実施 リサイクルマーケットの開催 機会を捉えた情報提供の実施 	△
		栄町	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量化出前講座等による啓発 ごみ分別アプリによる啓発 廃棄物中間処理施設見学の実施 	△
		組合	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみリサイクル事業の実施 	△
ごみについて考える				
10	ごみに関する知識を高め、実践しよう	印西市	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル施設見学会の実施 ごみ減量化等説明会及び出前講座による啓発 廃棄物減量等推進員制度の実施 	○
		白井市	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理施設等見学会の開催 ごみ減量出前講座による啓発 ごみ分別アプリによる啓発 	△
		栄町	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量化出前講座等による啓発 ごみ分別アプリによる啓発 廃棄物中間処理施設見学の実施 	△
		組合	<ul style="list-style-type: none"> 工場見学の実施 	△
11	ごみ処理有料化について考えよう	印西市	<ul style="list-style-type: none"> 組合・構成市町での研究・検討 	○
		白井市	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ有料化の検討 	△
		栄町	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ有料化の実施 	○
		組合	<ul style="list-style-type: none"> 担当者会議などにおける組合・構成市町での研究 	△
12	資源化の仕組みづくりについて考えよう	印西市	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理容器等購入費補助金の実施 生ごみ処理機、剪定枝粉碎機貸出事業の実施 	○
		白井市	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理容器等購入費助成金の実施 剪定枝等のバイオマスガス化発電利用の実施 	○
		栄町	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ集団資源回収の実施 剪定枝、雑草等の拠点回収事業の実施 生ごみ処理容器等設置補助金の実施 	○
		組合	<ul style="list-style-type: none"> 工場見学による啓発 組成分析の実施 	△

○：概ね実施しており、今後も継続

△：一部実施しており、今後は拡充

×：未実施につき、今後は要検討

2. ごみ処理の課題

(1) 発生抑制の推進

《現状と問題》

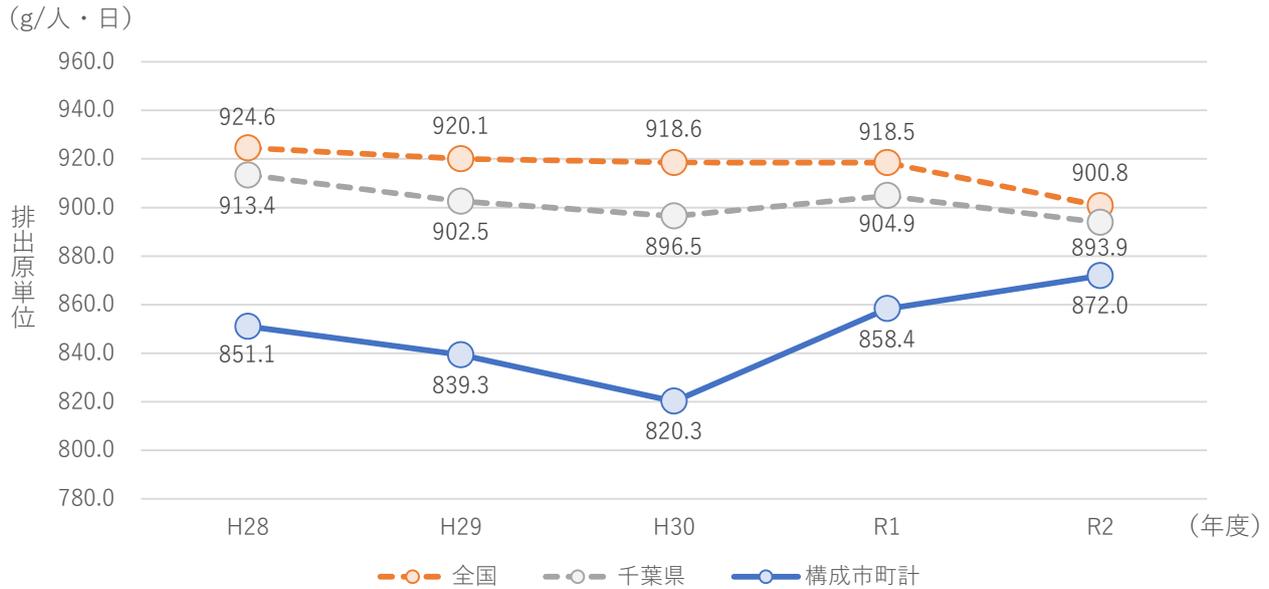
- ・ごみ排出原単位は、千葉県平均値及び全国平均値に比べて低い値ですが、令和元年度から増加傾向で推移しています（図 4.2-1 参照）。
- ・家庭系ごみは、人口の増加や新型コロナウイルス感染症の影響もあると考えられ、ごみ排出量が増加傾向で推移しています。今後も構成市町全体での人口が 2025 年まで増加傾向で推移することが予測されていることから、ごみ排出量も増加することが予測されます（図 4.2-2 参照）。
- ・平成 29 年度から令和 3 年度（令和 2 年度はコロナ禍のため実施していない）までの組成分析結果によると、家庭系ごみの燃やすごみの中には、適切に分別されなかった資源物が 22.1%、燃やさないごみが 2.4% 混入していました。特に、資源物の中に多く混入していたのは資源紙類（51.0%）、プラスチック製容器包装（32.3%）、レジ袋（5.4%）等になります（図 4.2-3 参照）。
- ・レジ袋の割合を令和 3 年度の家庭系ごみの燃やすごみの実績（33,191t）に換算すると、約 400t もの量になります。また、レジ袋 1 枚当たり 4g～10g とされているため、約 40,000,000 枚～100,000,000 枚が捨てられている計算となります。
- ・平成 29 年度から令和 3 年度（令和 2 年度はコロナ禍のため実施していない）までの組成分析結果によると、家庭系ごみの燃やすごみの 64.1% を占める厨芥類（生ごみ）の中に、食べ残しや未利用食品等の食品ロスが 10.5% 含まれていました。これは、厨芥類（生ごみ）の中に本来は食べられるのに捨てられてしまった食べ物（食品ロス）が 16.4% 含まれていたこととなります。これを令和 3 年度の家庭系ごみの燃やすごみの実績（33,191t）に換算すると、食品ロスは約 3,500t もの量になります（図 4.2-3 参照）。
- ・平成 29 年度から令和 3 年度の組成分析結果（家庭系ごみ+事業系ごみ）より、厨芥類（生ごみ）中に水分量が約 65.8% 含まれています。
- ・事業系ごみは、事業所数の増加もありごみ排出量も年々増加傾向で推移しています（図 4.2-4 参照）。事業系ごみに関しても、資源物の一部が資源化されず、可燃ごみ・不燃ごみとして排出されています。
- ・近年は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、自治体によるごみ減量のための広報・啓発活動が十分に実施出来なかったこともごみ排出量増加の要因の一つと推察されます。

《課題》

- ・発生抑制を推進するためには、家庭系ごみの燃えるごみの中に含まれる資源化可能な資源物（特に資源紙類やプラスチック製容器包装等）の分別の徹底、食べ残しや未利用食品等の食品ロスを削減、マイバッグの推進、厨芥類（生ごみ）中の水切りの徹底を図る必要があります。
- ・事業者（特に多量排出事業者）に対しては、ごみの排出指導の強化のほか、様々な方法で事業系ごみの減量の必要性や適正な資源化の方法について、情報発信していくとともに、確実な減量・資源化に向けての積極的な取組みが必要となります。
- ・若年層から高齢層まで、ごみの減量化・資源化に対する意識を高めてもらうための啓発活動や環境教育等の実施を推進する必要があります。また、転入者や外国人人口も増加傾向にあることから、丁寧な呼び掛けも実施する必要があります。

第4章 ごみ処理の課題

2. ごみ処理の課題



※ごみ排出原単位 = ごみ排出量 ÷ 365 日 (R1 年度は 366 日) ÷ 人口 × 10⁶

資料：一般廃棄物処理実態調査 令和 2 年度 環境省

図 4.2-1 ごみ排出原単位の推移

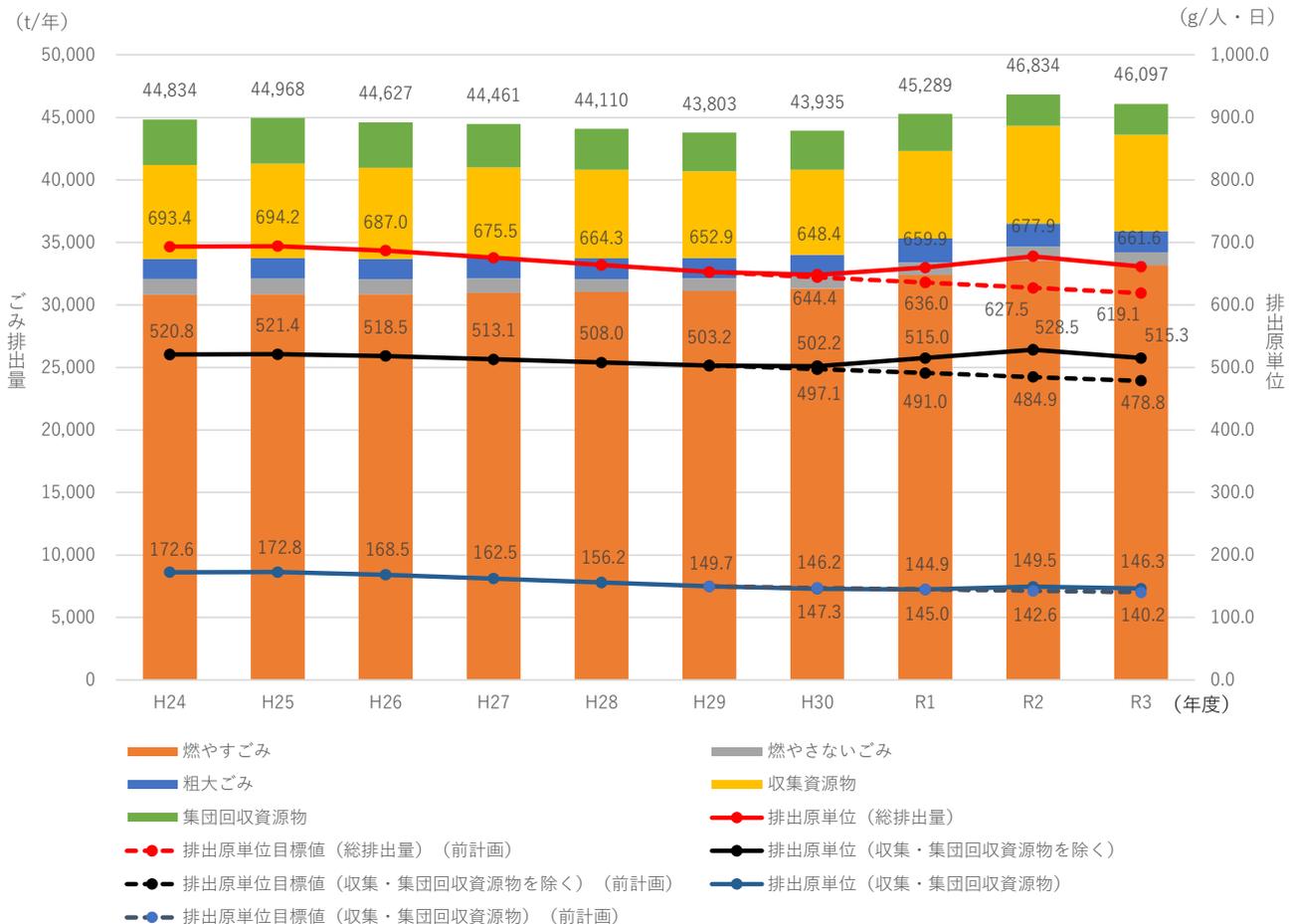


図 4.2-2 家庭系ごみ排出量の推移 (構成市町全体) 【再掲】

第4章 ごみ処理の課題

2. ごみ処理の課題

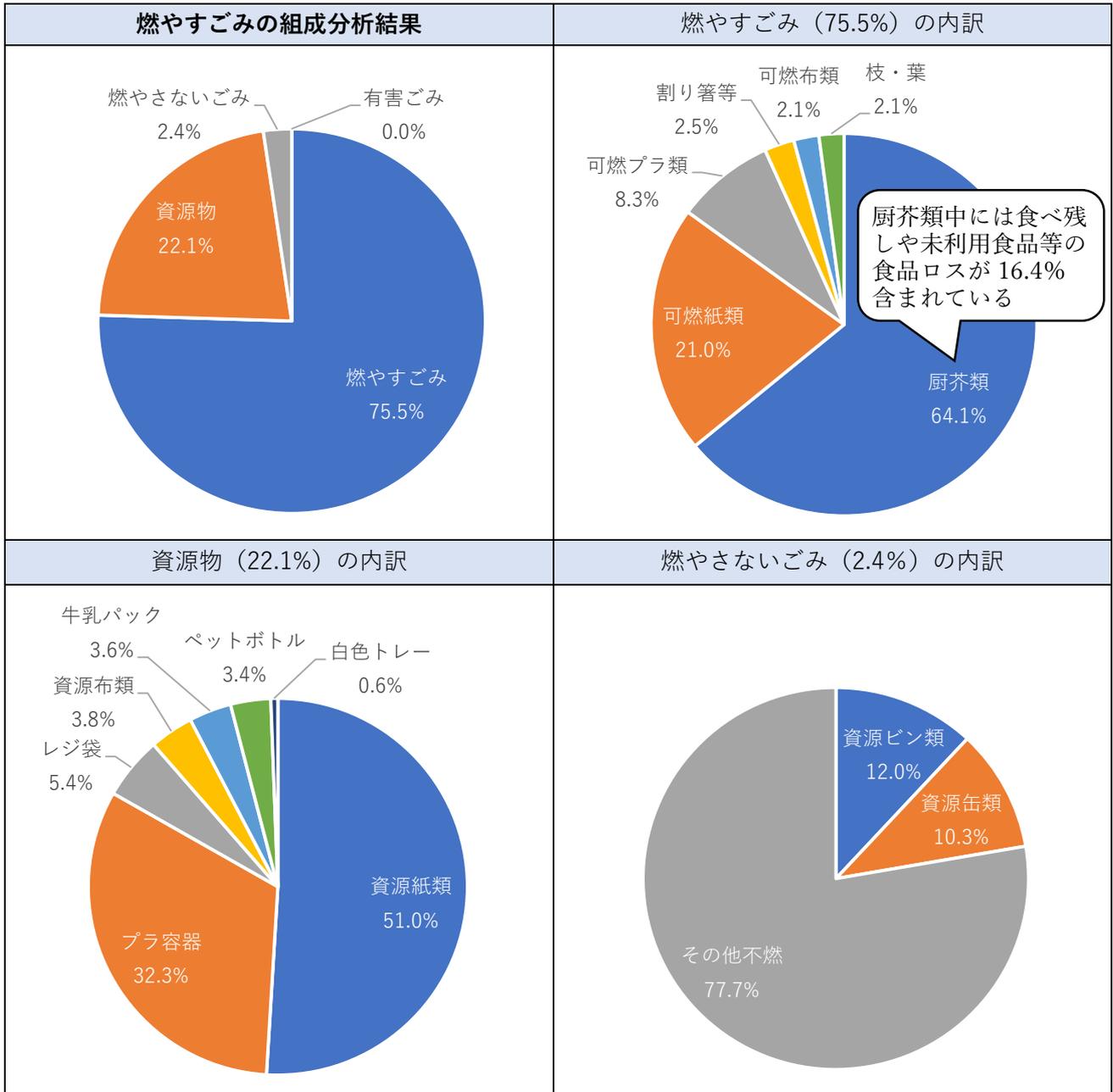


図 4.2-3 家庭系燃やすごみの組成分析結果

第4章 ごみ処理の課題

2. ごみ処理の課題

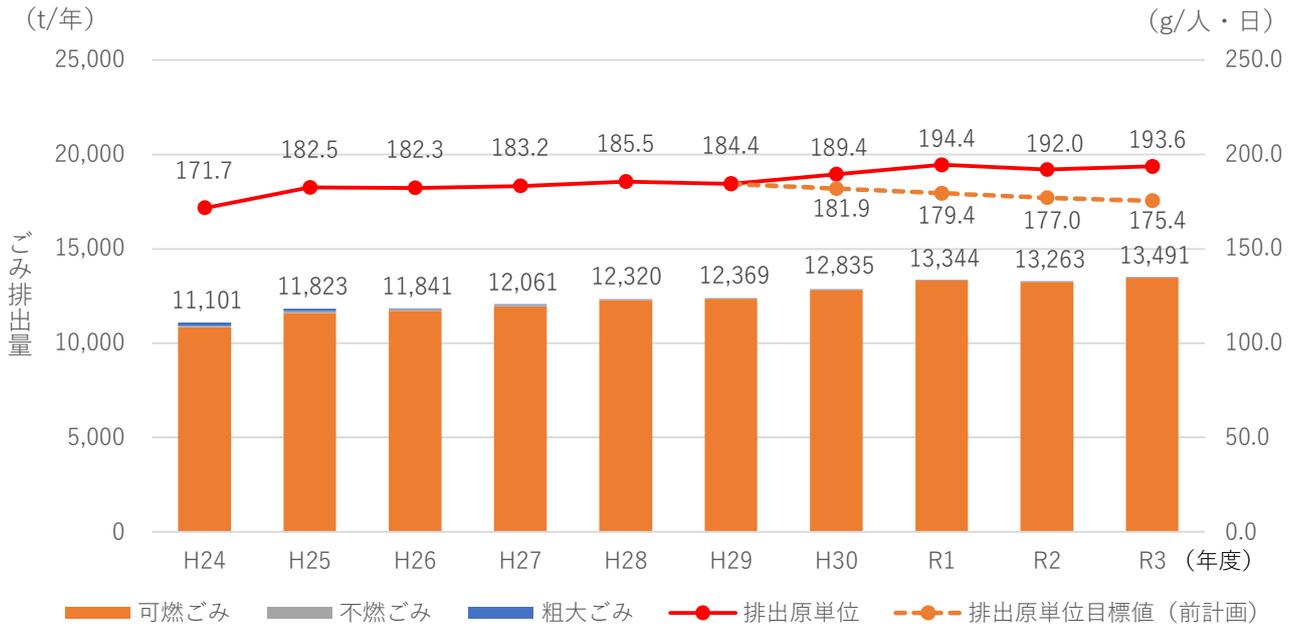


図 4.2-4 事業系ごみ排出量の推移（構成市町全体）【再掲】

第4章 ごみ処理の課題

2. ごみ処理の課題

(2) リサイクル率の向上

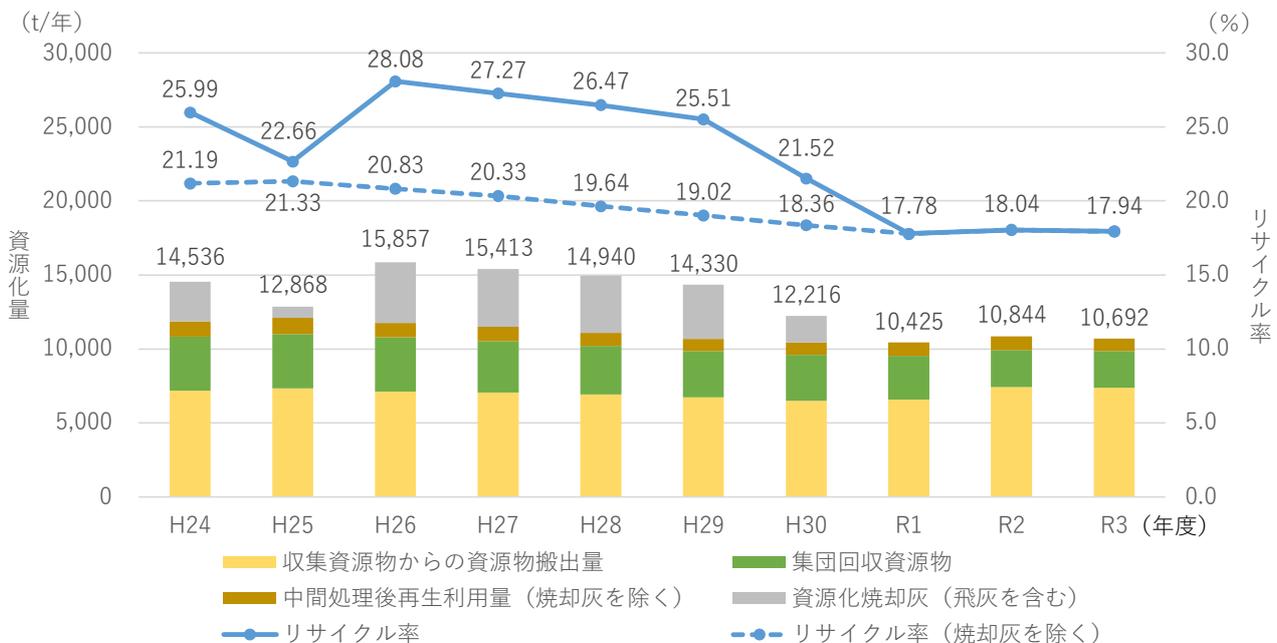
《現状と問題》

- ・本組合におけるリサイクル率は、平成 26 年度の 28.1% をピークに減少傾向で推移しており、令和 3 年度のリサイクル率は 17.9%※となっています（図 4.2-5 参照）。特に焼却灰における放射性物質の測定結果が低く安定してきたことから、平成 30 年 9 月より焼却灰と飛灰の全量埋立を再開したためリサイクル率が低下しています。
- ・家庭系ごみの約 7 割を占める燃えるごみ、事業系ごみの約 9 割を占める可燃ごみについては、平成 24 年度から令和 3 年度までの組成分析結果から平均の組成割合が、紙類は約 37%、プラスチック類は約 24% であり、この中には資源化可能な資源紙類やプラスチック製容器包装等も混入しています（表 4.2-1 参照）。
- ・リサイクル率は、平成 29 年度から千葉県平均値及び全国平均値に比べて低い値で推移しています（図 4.2-6 参照）。
- ・令和 4 年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）が施行され、プラスチックの資源循環の取り組みを強化していくこととされています。

※リサイクル率について令和 7 年度までの国の目標値が約 28%、千葉県の目標値が 30% 以上である。

《課題》

- ・リサイクル率向上のために、家庭系ごみや事業系ごみに含まれるリサイクル可能な資源物（特に紙類、プラスチック類等）の分別徹底が必要となります。
- ・事業系の資源物は本組合で収集・回収をしていますが、処理量削減の観点から事業者にも分別排出を徹底し、更なる資源化を進めるよう指導していく必要があります。
- ・プラスチック資源循環法に沿い、行政、住民、事業者が一体となって、プラスチックの資源循環を行うスキームを今後新たに検討する必要があります。



※リサイクル率 = (収集資源物からの資源物搬出量 + 集団回収資源物量 + 破碎・選別処理後再生利用量 + 焼却処理後再生利用量) ÷ 総ごみ排出量

図 4.2-5 資源化量及びリサイクル率の推移【再掲】

第4章 ごみ処理の課題

2. ごみ処理の課題

表 4.2-1 燃やすごみの組成分析結果（乾ベース）【再掲】

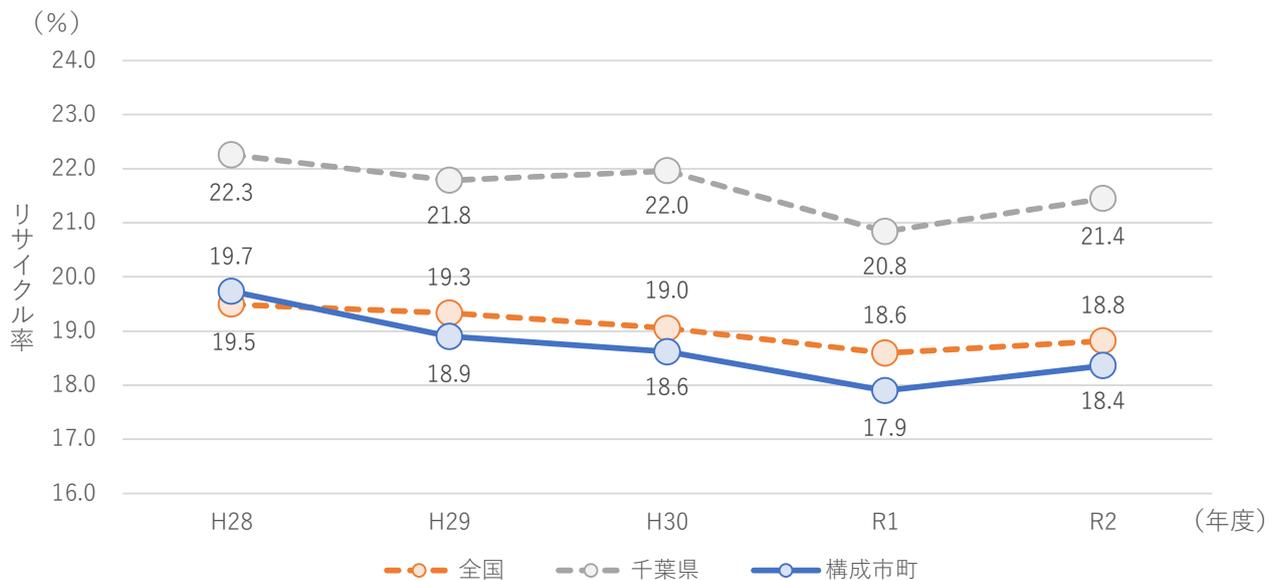
項目 年度	紙類 (%)	布類 (%)	ちゅう芥類 (%)	草木類 (%)	プラス チック類 (%)	ゴム類 (%)	金属類 (%)	ガラス類 (%)	セトモノ、 砂、石 (%)	その他 (%)	低位発熱量 (J/g)
H24	32.9	15.0	7.2	14.7	23.8	0.4	0.8	0.8	2.2	2.2	10,520
H25	37.7	6.8	14.5	15.7	18.3	0.7	1.0	0.2	1.4	3.7	8,407
H26	37.5	4.3	15.5	17.1	21.1	0.6	1.1	0.0	0.9	1.9	9,224
H27	41.2	2.8	15.6	6.1	25.6	0.6	1.5	0.4	0.7	5.7	11,484
H28	41.0	7.6	5.8	9.7	31.5	0.4	1.1	0.9	0.3	1.8	10,425
H29	41.1	2.7	15.6	6.3	25.3	0.5	1.5	0.4	0.7	5.9	11,652
H30	42.4	1.7	16.4	4.9	26.7	0.2	1.5	0.3	0.7	5.2	11,777
R1	36.3	15.5	6.0	12.1	26.3	0.9	0.5	0.0	1.8	0.7	11,547
R2	40.5	1.0	16.1	5.9	28.3	0.2	1.6	0.3	0.9	5.4	12,154
R3 (2021)	37.7 (32.5)	1.0 (0.9)	16.3 (28.5)	5.7 (4.8)	31.1 (26.5)	0.2 (0.2)	1.9 (1.6)	0.3 (0.2)	0.8 (0.6)	5.1 (4.4)	

※資料：印西クリーンセンター環境測定結果（ごみ質分析）

※各年度のデータは年4回の測定の平均値を使用

※測定データは水分を含まない

※R3年度の下段カッコ書きは水分を含むデータ（資料：R3年度印西地区組成分析調査）



※リサイクル率 = 総資源化量（焼却灰・飛灰のセメント原料化を除く） ÷ （ごみ処理量 + 集団回収量）

注意：環境省から公表されている一般廃棄物処理実態調査（令和2年度）の値を使用しているため、図 4.2-5 のリサイクル率と異なる

資料：一般廃棄物処理実態調査 令和2年度 環境省

図 4.2-6 リサイクル率の推移

(3) 収集・運搬体制の見直し

《現状と問題》

- ・現在、印西市及び白井市については、平成20年度より本組合へ収集・運搬業務を移管したことに伴い、本組合が収集・運搬業務を委託しており、栄町については独自で収集・運搬業務を委託している等、構成市町で収集・運搬体制に違いがあります。
- ・高齢化*が進む中でごみ出しが困難な世帯が増加することが予測されることから、ごみ出し支援に対する需要が増加するものと考えられます(図4.2-7参照)。

*令和3年度の構成市町全体の人口のうち高齢人口の割合は26.3%である。構成市町別では印西市23.2%、白井市27.2%、栄町39.7%である。

《課題》

- ・今後も、現状を踏まえた収集・運搬業務の効率化を図るとともに、一元化や有料化等の検討もしていく必要があります。
- ・高齢化社会に対応するためには、ごみ出しに関するニーズに合わせて地域が一体となり、社会福祉協議会、自治会、NPO等と連携した収集・運搬体制を構築する必要があります。



資料：(左) 高齢者のごみ出し支援制度 導入の手引き 令和3年3月 環境省、
(右) 高齢者ごみ出し支援ガイドブック 平成29年5月 国立環境研究所

図4.2-7 ごみ出し支援

第4章 ごみ処理の課題

2. ごみ処理の課題

(4) 中間処理施設の運営

《現状と問題》

- ・現在稼働している印西クリーンセンターは昭和 61 年度から稼働を開始し、稼働開始後 35 年以上が経過しており、ごみ質の変化や施設の老朽化等により処理能力が低下しています。
- ・安定的な処理を継続するため、現在、印西市吉田地区を建設予定地とする次期中間処理施設整備事業に着手しており、令和 10 年度の稼働を目指し計画的に推進しています（表 4.2-2 参照）。
- ・焼却処理量は、平成 24 年度以降、家庭系ごみ及び事業系ごみの燃やすごみ（可燃ごみ）の量が増加している影響もあり増加傾向で推移しています（図 4.2-8 参照）。
- ・現在稼働している中間処理施設では効率的な余熱利用により、発電や場内利用等を行っています。

《課題》

- ・次期中間処理施設（新クリーンセンター）の整備に関しては、効率的な余熱利用を実施し、地球温暖化等の環境問題に配慮する必要があります。
- ・燃やすごみ（可燃ごみ）の減量化や資源物の分別徹底等により焼却処理量を減らすための対策が必要となります。

表 4.2-2 次期中間処理施設（新クリーンセンター）の概要

施設	項目	内容
焼却施設	施設規模	156 t/日 (78 t/日×2 炉)
	方式	ストーカー方式
	対象ごみ	可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの破碎残渣
	稼働時間	1 日 24 時間
	災害廃棄物量	1200 t/年
リサイクルセンター	施設規模	10 t/日
	対象ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ
	稼働時間	1 日 5 時間

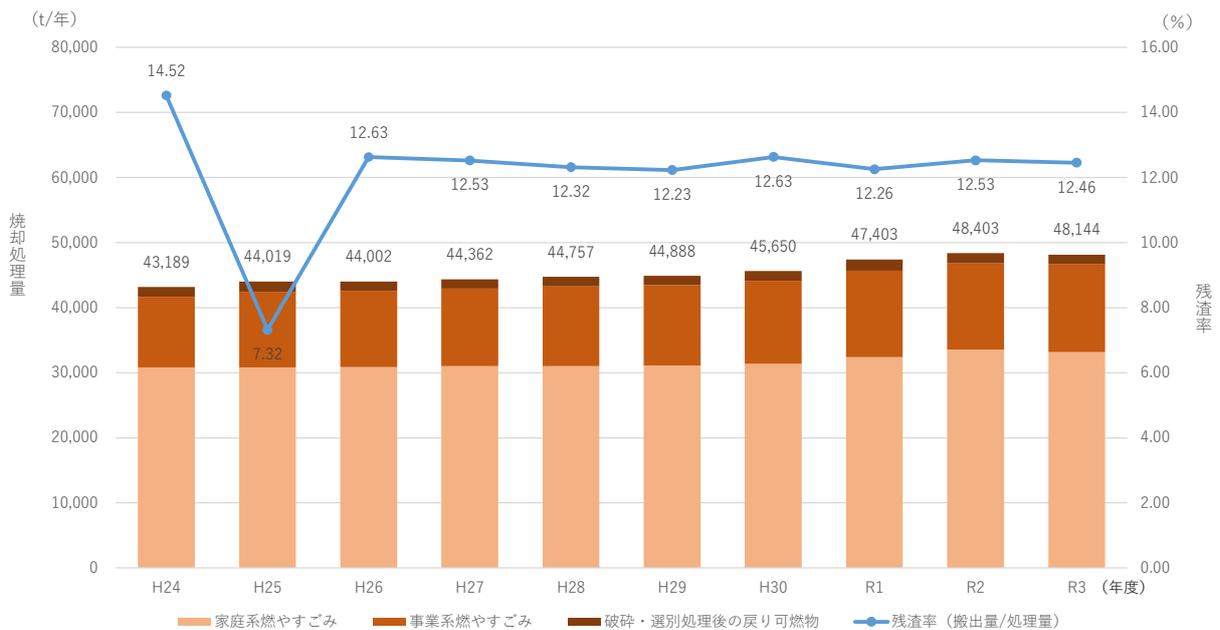


図 4.2-8 焼却処理量の推移【再掲】

(5) 最終処分場の運営

《現状と問題》

- ・印西地区一般廃棄物最終処分場の埋立率は令和3年度の実績で25.3%となっています。最終処分量は平成26年度から横ばいで推移していましたが、焼却灰における放射性物質の測定結果が低く安定してきたことから、平成30年9月より焼却灰と飛灰の全量埋立を再開したため、ここ3～4年で埋立量が増加しています(図4.2-9参照)。
- ・最終処分率は、平成30年度から千葉県平均値及び全国平均値に比べて高い値で推移しています。また、千葉県と全国は最終処分率が減少傾向で推移していますが、本組合では増加傾向で推移しています(図4.2-10参照)。

《課題》

- ・現状では長期にわたり印西地区一般廃棄物最終処分場の利用が可能ではありますが、全国的にも新たな最終処分場の建設が困難となっています。しかし、最終処分量は増加傾向にあることから、これまで以上にごみの減量化を実施することで、最終処分量を削減し、既設の最終処分場の延命化、長期利用を図る必要があります。

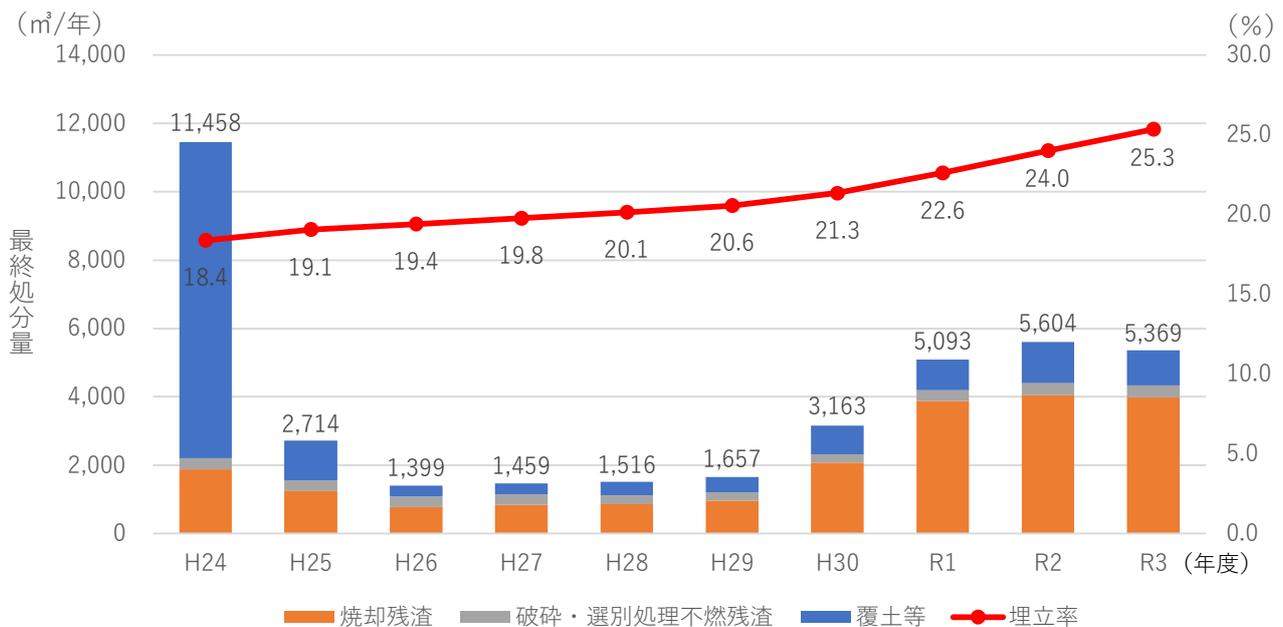
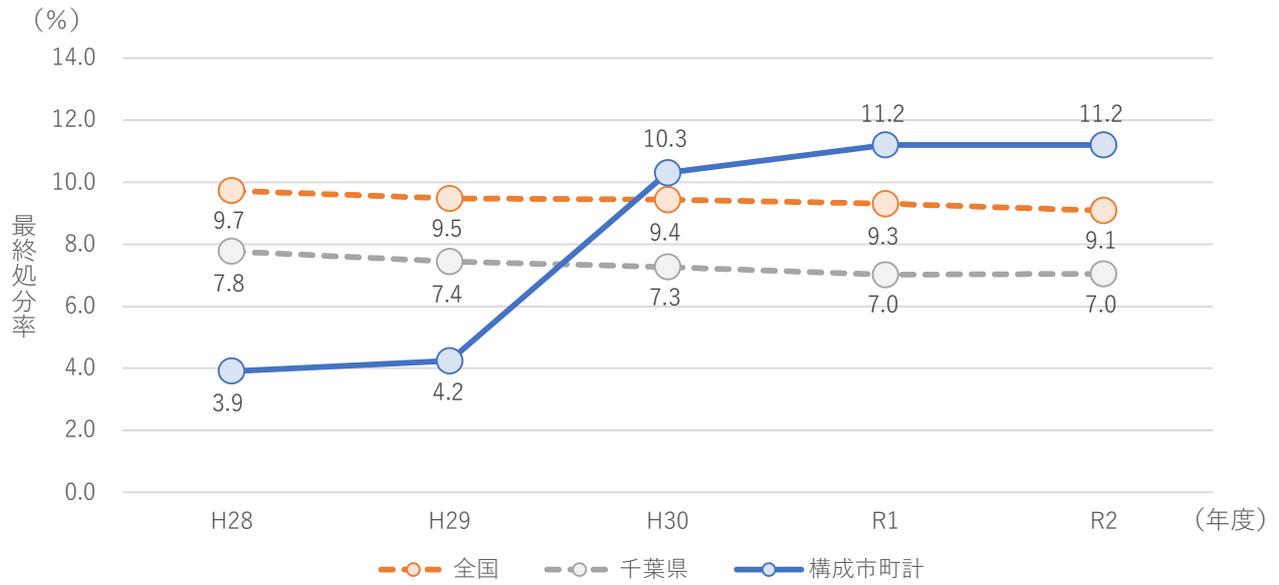


図 4.2-9 最終処分場埋立量の推移【再掲】

第4章 ごみ処理の課題

2. ごみ処理の課題



※最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ排出量 × 100

資料：一般廃棄物処理実態調査 令和2年度 環境省

図 4.2-10 最終処分率の推移

(6) 災害廃棄物への対策

《現状と問題》

- ・大規模災害時には、通常の一般廃棄物のほか、がれきや避難所ごみ等、通常とは異なる廃棄物が大量に発生することが予想されています（表 4.2-3 参照）。
- ・令和元年は台風被害により構成市町では災害廃棄物が発生しています。

《課題》

- ・大規模災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、一定程度の余裕をもった中間処理施設及び最終処分場の能力を維持する等、代替性及び多重性を確保しておくことが重要となります。また、廃棄物処理施設が地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する必要があります。
- ・大量の災害廃棄物は安全かつ迅速に処理する必要がありますが、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図るなど、適切な処理が必要となります。
- ・大規模災害に対する組合内での体制強化を図るとともに、県や構成市町・住民・民間事業者等と連携し、災害発生時における災害廃棄物処理の適切かつ円滑な対応方針を検討する必要があります。
- ・平時の備えとして、災害時に発生した廃棄物に対する必要な事項を定めた、災害廃棄物処理計画（令和5年3月策定予定）を策定するとともに、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、円滑な廃棄物処理体制の確保に努める必要があります。なお、災害廃棄物処理計画は、国や県の指針や社会情勢等に応じた計画の見直しをすることで、今後も実効性のある計画の維持に努める必要があります。

表 4.2-3 構成市町での災害廃棄物発生量

	千葉県北西部直下地震	3河川※氾濫による水害
印西市	126,610 t	605,841 t
白井市	95,340 t	39,428 t
栄町	62,740 t	567,281 t
合計	284,690 t	1,212,550 t

注) 端数処理により内訳の計と合計欄の値が一致しない場合がある

※利根川、高崎川・印旛沼流域、手賀川・手賀沼の3河川

資料：印西地区災害廃棄物計画 令和5年3月 印西環境整備事業組合（作成中）

(7) 感染症流行時の対応

《現状と問題》

- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和元年12月に初めて確認されて以降、国際的に感染が拡大しています。
- ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症流行時においても、ごみ処理事業（廃棄物収集運搬、処分等）は、住民の安定的な生活の確保に不可欠な業務とされています。そのため、感染症流行時においても、十分な感染拡大防止策を講じつつ、事業継続することが求められています。

《課題》

- ・感染症流行時での施設の適切な運営に向けて、ごみの排出から収集運搬、処理の過程における感染症拡大を防止するための取組みを進め、適切な処理体制の確保に努める必要があります。

ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ
収集運搬作業における新型コロナウイルス対策

ごみの収集運搬作業においては、作業前・作業中・休憩中、作業後に分けて次の対策を実施しましょう。

POINT 01.
—— “作業前” に心がける4つのこと ——

- 健康管理・体調把握の実施**
 十分な睡眠をとる等の健康管理や定期的な体温測定による体調把握を実施してください。
- 3つの密の回避**
 着替え時等は、他の人と十分な距離をとりましょう。また、こまめに更衣室の窓やドアを開け換気しましょう。
- 手袋、ゴーグル、マスク等の防護具の適切な着用**
 作業時のウイルス付着を防ぐために、手袋、ゴーグル、マスク等を着用しましょう。
- 肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用**
 作業時は、露出した肌へのウイルス付着を避けるために、長袖・長ズボンの着用を心がけましょう。

POINT 02.
—— “作業中・休憩中” に心がける4つのこと ——

- 素手で触らない**
 素手でごみに触れないようにしましょう。手袋の装着時に素手で手袋の外蓋や裏に触れないよう注意しましょう。
- こまめに消毒**
 作業の合間に、機会を見つけてアルコール消毒液等による消毒を心がけましょう。

POINT 03.
—— “作業後” に心がける3つのこと ——

- 消毒・洗浄の徹底**
 帰宅後は以下を重点的に消毒しましょう！
- 車両の消毒・洗浄**
 消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウムで消毒と洗浄。
 (0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコールを用いた消毒)
- 運転席の消毒**
 ハンドル、シート、ドアノブなどを重点的に消毒。
- スマホ、タブレット等の消毒**
 持ち歩いたスマホやタブレットは消毒。
- 手袋、ゴーグルの消毒・洗浄**
 使用した手袋・ゴーグルをしっかりと消毒・洗浄。
- 手洗いの徹底**
 帰宅直後と「その1」の消毒作業後は手洗いとし、必要に応じて洗髪を行います。
- 着替え時等の注意**
 作業着を脱いだり防護具を外すときは、外面に触れないよう配慮しながら、脱いだ作業着は洗濯しましょう。着替え・シャワー等の際は、他の人と十分な距離をとるなどしましょう。

その他: 車の換気(窓開け)、休憩時の3つの密の回避

環境省 Ministry of the Environment

資料：新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシ 環境省

図 4.2-11 収集運搬作業における新型コロナウイルス感染症対策

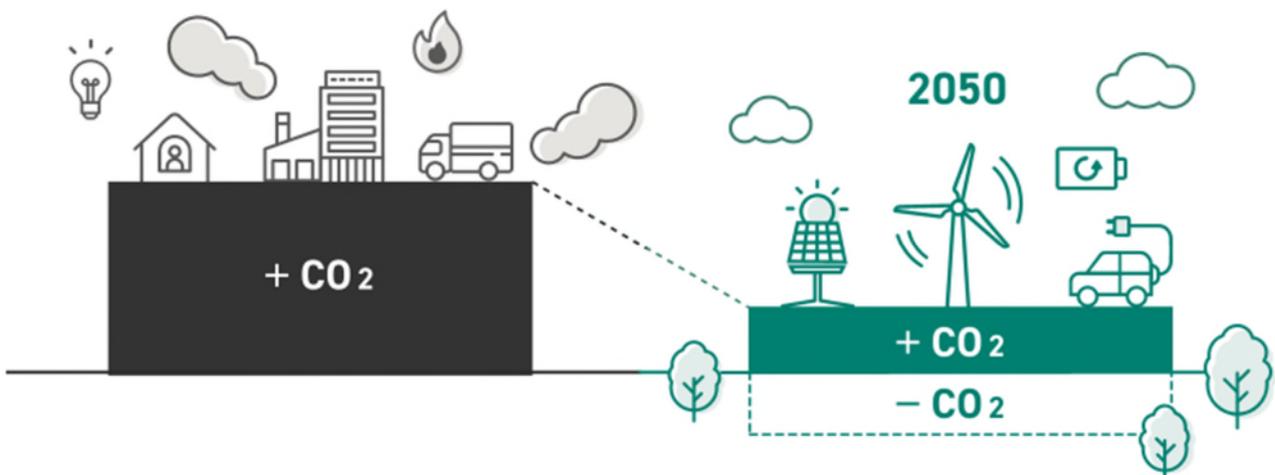
(8) 脱炭素社会への配慮とプラスチック資源循環の促進

《現状と問題》

- ・我が国は令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。そのため、2030年度までに温室効果ガス排出量を46%削減（2013年度比）、2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指しています。
- ・本組合の令和3年度の温室効果ガスは31,332t-CO₂/年です。特に中間処理では30,550 t-CO₂/年排出しています。また、構成市町の1人1日当たりの温室効果ガス排出量は、令和3年度の実績で449.70g-CO₂/人・日となっています。ごみを焼却処理する際に発生する二酸化炭素は、地球温暖化に大きく影響を及ぼすものとなります。
- ・令和4年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）が施行され、プラスチックの資源循環の取り組みを強化していくこととされています。

《課題》

- ・地域の活性化にもつながる地域循環共生圏づくりに向け、それぞれの地域の文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、エネルギー源としての活用も含めた循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進める必要があります。
- ・住民や事業者には、排出抑制の大切さや地球温暖化につながる温室効果ガスの問題や海洋プラスチックごみ問題などのごみ問題に関して伝えるべき内容は多岐にわたっています。このことを踏まえ、国や千葉県の動向にも注視しつつ、様々な機会・媒体を活用した情報発信が求められます。
- ・海洋へのプラスチックごみ（マイクロプラスチックを含む）の流出を抑制するため、プラスチック類の資源化を推進し、適正処理を進めていく必要があります。
- ・プラスチック資源循環法に沿い、行政、住民、事業者が一体となって、プラスチックの資源循環を行うスキームを今後新たに検討する必要があります。
- ・脱炭素社会とSDGsの各目標は密接な関係にあります。脱炭素社会実現のために、ごみ処理政策においてもSDGsに関連する目標の達成を目指すことが重要となります。
- ・脱炭素社会実現のためには、従来の3Rに加えて再生可能な資源への転換を行う「Renewable」を加えた「3R+Renewable」の推進が今後必要となります。



資料：環境省 HP (https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/)

図 4.2-12 2050年カーボンニュートラルイメージ図

第5章 ごみ処理基本計画

1. 計画策定の基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

国では天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目的とし、循環基本法に基づいた「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

昨今、全国的に3Rの考え方が普及し、循環型社会の形成に向けた取組み等によりリサイクル率が向上し、ごみ排出量や最終処分量は大幅に減少してきています。構成市町全体においても、人口が増加しているにも関わらず、住民等の3Rの取組みによってごみ排出量は平成30年までは減少傾向で推移しておりましたが、令和元年に発生した台風15号により発生した災害廃棄物の処理や令和2年から拡大した新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化等の影響と考えられるごみ排出量増加の傾向が見られ、これまでとは異なる新たなごみ処理対応が必要となっています。また、事業系ごみの増加やリサイクル率の減少、資源化可能な雑がみや「食品ロス」等の課題はこれまでと同様に見受けられます。

このような中、国は「持続可能な開発目標（SDGs）※1」や「パリ協定」等の世界的な潮流を受け、令和2年10月に2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、令和4年4月にはプラスチック資源循環促進法が施行されたほか、近年はこれまでの3Rに再生可能資源への代替を意味する「Renewable」を加えた3R+Renewableが基本原則として掲げられています。

「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標12「つくる責任つかう責任」を含む17の目標（ゴール）は、循環型社会の構築を掲げた本計画と方向性が一致しており、本計画の取組みが国際的な課題の解決にも結び付くことを認識して、取組みを進めていく必要があります。併せて本組合の廃棄物施策が脱炭素社会の実現につながるように取り組みを進めます。

近年のごみ情勢や国の取組みを踏まえ、本組合及び構成市町においては積極的に3Rの取組みを進めるとともに新たに「Renewable」を加えた3R+Renewableとして脱炭素社会への移行を目指して、環境への負荷をかけない地域を目指し、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

みんなで作る 循環型・脱炭素社会

～現在も将来も考えた持続可能社会を目指して～

※1 「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは

「持続可能な開発目標」(SDGs)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された、平成28年から2030年までに達成すべき国際目標です。地球環境や気候変動に配慮しながら、持続可能な暮らしや社会を営むための、世界各国の政府や自治体、非政府組織、非営利団体だけでなく、民間企業や個人等にも共通した目標で、「貧困や飢餓の根絶」「質の高い教育の実現」「女性の社会進出の促進」「再生可能エネルギーの利用」「経済成長と、生産的で働きがいのある雇用の確保」「強靱(きょうじん)なインフラ構築と持続可能な産業化・技術革新の促進」「不平等の是正」「気候変動への対策」「海洋資源の保全」「陸域生態系、森林資源の保全」等17の目標を実現するための169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



(2) 基本方針

本組合及び構成市町では、災害廃棄物の発生や新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化はありましたが、これまで住民・事業者・行政が減量化・資源化に努めた結果、一定の効果を示してきました。今後も更なる減量化・資源化を図るため、以下のとおり基本方針を定め、目標達成に向けて各種の施策を展開していきます。

基本方針 1. 持続可能な循環型・脱炭素社会の構築

従来的大量生産・大量消費・大量廃棄という社会システムから、できるだけ少ない資源で必要とする食料や物を生産し大切に利用することで、資源生産性の高い環境へ負荷の少ない持続可能な循環型・脱炭素社会を構築する必要があります。

そのため、住民・事業者・行政が共に 3 R+Renewable（「ごみの発生抑制」、「ごみの再使用」、「ごみの再生利用」、「再生可能資源の利活用」）の徹底による、「環境負荷低減」、「資源保全や福祉・教育・防災分野等との連携」、「環境的側面・経済的側面・社会的側面を含めた統合的な取組み」、「脱炭素社会への移行」を推進し、誰もが持続可能な形で資源を利用できる社会をめざして、「ごみの減量や分別の徹底」に積極的に取り組んでいく必要があります。

基本方針 2. 適正な循環型ごみ処理の推進

廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生向上の観点から不可欠であり、更に推進する必要があります。適正な循環型ごみ処理の推進には、限りある資源を有効に利用してごみとなることを抑制し、排出された廃棄物についてはできるだけ再利用し、利用できないものは適正処分することが重要です。

また、本組合においては、令和 10 年度に新たな処理施設の稼働を予定しており、廃棄物を最大限循環活用できる施設とし、災害廃棄物への対応や環境負荷の低減、環境学習及び福祉等の向上にも効果がある安全安心な施設整備と安定的な運営を推進します。

基本方針 3. 住民・事業者・行政が協働でつくる循環型・脱炭素社会

循環型・脱炭素社会を形成するには、構成員である「住民・事業者・行政」がそれぞれの役割を果たしつつ、主体性をもって共に取り組んでいく必要があります。住民には、自らも廃棄物等の排出者として、環境負荷の少ないライフスタイルへの変革が求められ、事業者には、環境に配慮した事業活動、廃棄物の不適正処理の防止や製品が廃棄物等となった後の適正な循環利用を行うこと等が求められます。

また、行政には循環型・脱炭素社会を形成していく上で、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間の取りまとめ役としての役割が求められ、循環型・脱炭素社会の構成員である「住民・事業者・行政」が、共に連携・協働して推進していきます。

2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測

(1) 将来人口の予測

構成市町全体の人口は、増加傾向で推移していきませんが、2025年度の193,898人をピークに、その後は減少傾向で推移し、計画最終年度（令和19年度）には184,278人になると予測されます。

構成市町の将来人口予測値を以下に示しています。なお、将来人口予測値の詳細は資料編に示しています。

表 5.2-1 将来人口の予測値

	年度	合計			
		(人)	印西市	白井市	栄町
実績	H29	183,813	99,133	63,772	20,908
	H30	185,637	101,406	63,555	20,676
	R1	187,514	103,794	63,336	20,384
	R2	189,273	106,080	63,012	20,181
	R3	190,887	108,141	62,745	20,001
推計	R4 (2022)	192,506	109,977	62,687	19,842
	R5 (2023)	194,127	111,814	62,630	19,683
	R6 (2024)	194,012	111,916	62,572	19,524
	R7 (2025)	193,898	112,018	62,515	19,365
	R8 (2026)	193,649	112,120	62,323	19,206
	R9 (2027)	193,400	112,222	62,131	19,047
	R10 (2028)	193,153	112,324	61,940	18,889
	R11 (2029)	192,394	111,916	61,748	18,730
	R12 (2030)	191,635	111,508	61,556	18,571
	R13 (2031)	190,659	110,998	61,249	18,412
	R14 (2032)	189,681	110,487	60,942	18,252
	R15 (2033)	188,705	109,977	60,636	18,092
	R16 (2034)	187,728	109,467	60,329	17,932
	R17 (2035)	186,751	108,957	60,022	17,772
	R18 (2036)	185,513	108,263	59,638	17,612
R19 (2037)	184,278	107,570	59,255	17,453	

第5章 ごみ処理基本計画

2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測

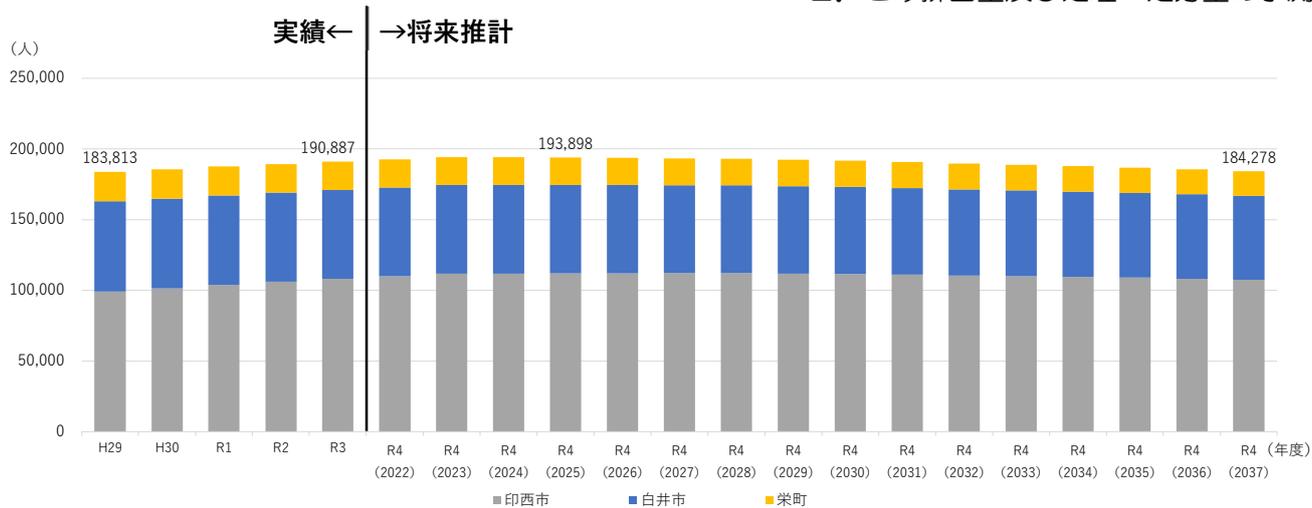


図 5.2-1 将来人口の予測値の推移

第5章 ごみ処理基本計画

2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測

(2) ごみ排出量の予測方法

本推計では、家庭系ごみ（収集・集団回収資源物除く）と収集資源物、集団回収資源物、事業系ごみに分け、構成市町毎の各原単位（1人1日当たりの排出量等）を過去10年間【平成24年度～令和3年度】の実績値から、「ごみ処理施設構造指針解説」（(社)全国都市清掃会議）に基づきトレンド式により推計しています。

なお、ごみの種類別排出量、処理・処分量は、実績よりそれぞれの比率を設定し算出しています。

また、家庭系ごみについては排出原単位法に基づき1人1日当たりのごみ排出量により将来のごみ排出量を予測しますが、事業系ごみ排出量は当該地域の産業構造に依存し、人口に比例するものではないため、過去の実績をもとに1日当たりのごみ排出量で予測を行います。

ごみ排出量の推計方法を、以下に示しています。

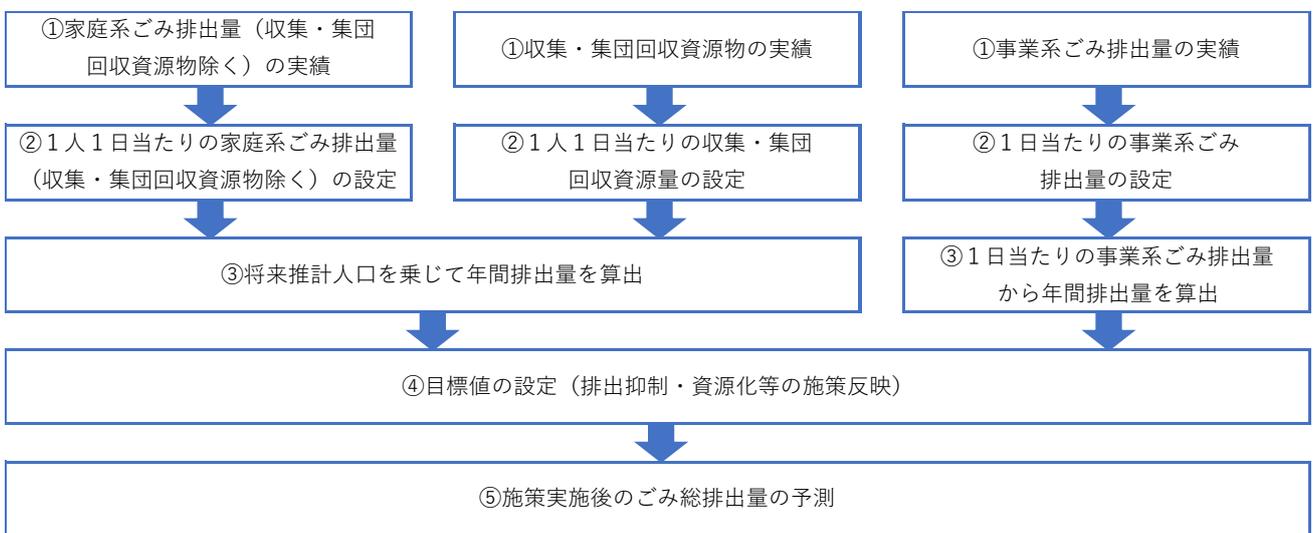


図 5.2-2 推計方法

- ① 家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の過去10年間の実績を整理する。
- ② ①の傾向を踏まえ、将来の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、1日当たりの事業系ごみ排出量等について、予測式を用いて設定する。
- ③ 設定した1人1日当たりの家庭系ごみ排出量に、将来人口を乗じて家庭系ごみの年間排出量を算出する。また、設定した1日当たりの事業系ごみ排出量から年間排出量を算出する。
- ④ 既存の施策と新たな施策を検討し、削減に関する目標値を設定する。国や県の目標を踏まえ、ごみの発生を抑える施策（リデュース）、ごみとしないで再使用・再生利用する施策（リユース・リサイクル）など、既存の施策と新たな施策を検討し、削減量を定める。
- ⑤ 削減に関する目標値の設定に合わせて、ごみ排出量等を算出するとともに、処理の内訳等を算出する。

第5章 ごみ処理基本計画

2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測

(3) 過去の実績を基にしたごみ排出量の予測

①総ごみ排出量の予測

総ごみ排出量は、減少傾向で推移していくことが見込まれ、計画最終年度（令和19年度）には54,320 t/年と予測され、令和3年度と比較すると、家庭系ごみで5,219 t/年、事業系ごみで49 t/年、全体で5,268 t/年、の減少が予測されます。

総ごみ排出量予測値を以下に示しています。なお、総ごみ排出量予測値の詳細は資料編に示しています。

表 5.2-2 構成市町全体の総ごみ排出量予測値

項目	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)	合計 (t/年)	ごみ	
				家庭系ごみ	事業系ごみ
基準年度 令和3(2021)年度 実績値	190,887	855.2	59,588	46,097	13,491
計画中間年度 (令和10年度) 予測値	193,153	819.4	57,767	44,490	13,277
計画最終年度 (令和19年度) 予測値	184,278	807.6	54,320	40,877	13,442

表 5.2-3 印西市の総ごみ排出量予測値

項目	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)	合計 (t/年)	ごみ	
				家庭系ごみ	事業系ごみ
基準年度 令和3(2021)年度 実績値	108,141	865.3	34,154	26,883	7,271
計画中間年度 (令和10年度) 予測値	112,324	825.3	33,834	26,686	7,148
計画最終年度 (令和19年度) 予測値	107,570	812.4	31,896	24,721	7,176

表 5.2-4 白井市の総ごみ排出量予測値

項目	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)	合計 (t/年)	ごみ	
				家庭系ごみ	事業系ごみ
基準年度 令和3(2021)年度 実績値	62,745	866.9	19,854	14,567	5,287
計画中間年度 (令和10年度) 予測値	61,940	845.4	19,113	13,832	5,281
計画最終年度 (令和19年度) 予測値	59,255	850.3	18,391	12,923	5,468

表 5.2-5 栄町の総ごみ排出量予測値

項目	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)	合計 (t/年)	ごみ	
				家庭系ごみ	事業系ごみ
基準年度 令和3(2021)年度 実績値	20,001	764.2	5,579	4,646	933
計画中間年度 (令和10年度) 予測値	18,889	699.0	4,819	3,971	848
計画最終年度 (令和19年度) 予測値	17,453	633.0	4,032	3,234	799

第5章 ごみ処理基本計画

2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測

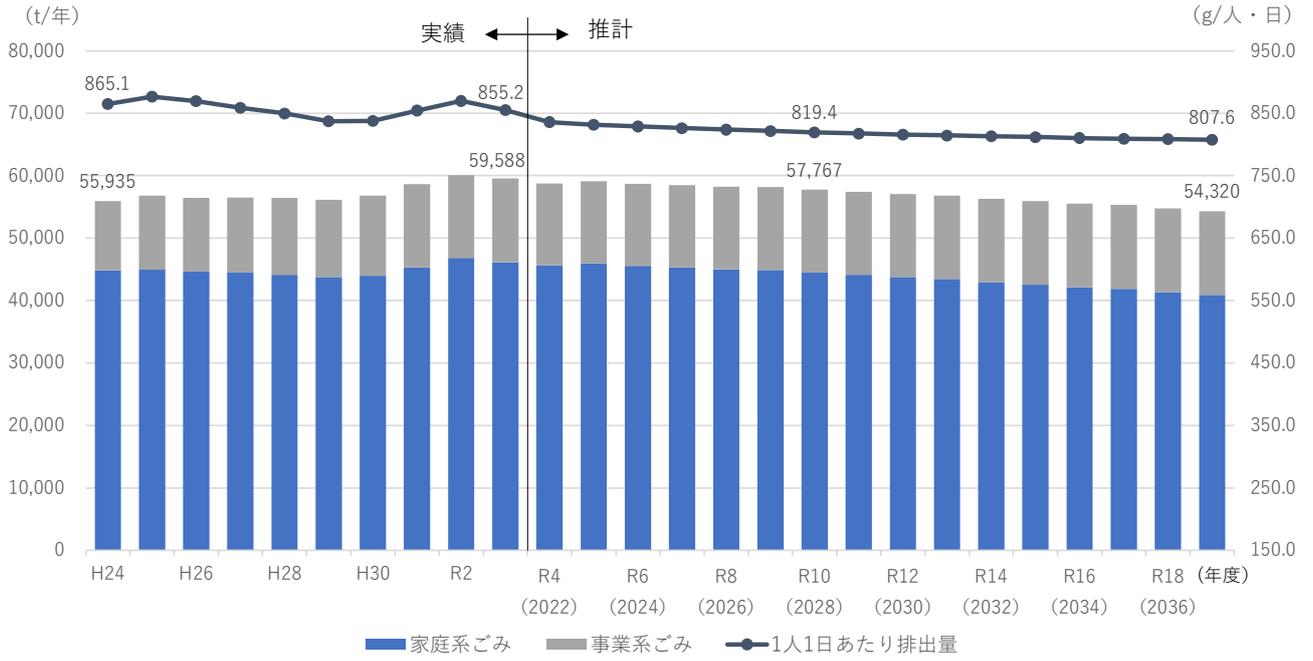


図 5.2-3 総ごみ排出量予測値の推移（構成市町計）

第5章 ごみ処理基本計画

2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測

②家庭系ごみ排出量の予測

家庭系ごみ排出量は、減少傾向で推移していくことが見込まれ、計画最終年度（令和19年度）には40,877 t/年と予測され、令和3年度と比較すると、5,219 t/年の減少が予測されます。

家庭系ごみ排出量予測値を以下に示しています。

表 5.2-6 構成市町全体の家庭系ごみ排出量予測値

項目	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)			合計 (t/年)	燃やすごみ	燃やさない ごみ	粗大ごみ	資源物合計	収集資源物	集団回収 資源物
		排出総量	集団回収 資源物を除く	収集・集団 回収資源物 を除く							
基準年度 令和3(2021)年度 実績値	190,887	661.6	626.0	515.3	46,097	33,191	1,029	1,686	10,191	7,710	2,480
計画中間年度 (令和10年度) 予測値	193,153	631.1	605.4	507.2	44,490	33,025	1,028	1,708	8,730	6,921	1,809
計画最終年度 (令和19年度) 予測値	184,278	607.7	591.2	502.0	40,877	31,165	973	1,624	7,115	6,000	1,115

表 5.2-7 印西市の家庭系ごみ排出量予測値

項目	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)			合計 (t/年)	燃やすごみ	燃やさない ごみ	粗大ごみ	資源物合計	収集資源物	集団回収 資源物
		排出総量	集団回収 資源物を除く	収集・集団 回収資源物 を除く							
基準年度 令和3(2021)年度 実績値	108,141	681.1	644.5	526.0	26,883	18,878	591	1,294	6,120	4,678	1,442
計画中間年度 (令和10年度) 予測値	112,324	650.9	626.6	521.6	26,686	19,444	609	1,333	5,300	4,304	997
計画最終年度 (令和19年度) 予測値	107,570	629.6	615.7	520.8	24,721	18,592	582	1,274	4,272	3,724	548

表 5.2-8 白井市の家庭系ごみ排出量予測値

項目	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)			合計 (t/年)	燃やすごみ	燃やさない ごみ	粗大ごみ	資源物合計	収集資源物	集団回収 資源物
		排出総量	集団回収 資源物を除く	収集・集団 回収資源物 を除く							
基準年度 令和3(2021)年度 実績値	62,745	636.1	621.9	504.0	14,567	10,864	360	319	3,024	2,699	325
計画中間年度 (令和10年度) 予測値	61,940	611.8	602.7	499.6	13,832	10,631	352	312	2,537	2,331	206
計画最終年度 (令和19年度) 予測値	59,255	597.5	593.3	499.6	12,923	10,171	337	299	2,117	2,026	91

表 5.2-9 栄町の家庭系ごみ排出量予測値

項目	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)			合計 (t/年)	燃やすごみ	燃やさない ごみ	粗大ごみ	資源物合計	収集資源物	集団回収 資源物
		排出総量	集団回収 資源物を除く	収集・集団 回収資源物 を除く							
基準年度 令和3(2021)年度 実績値	20,001	636.5	538.7	493.1	4,646	3,449	78	73	1,047	333	713
計画中間年度 (令和10年度) 予測値	18,889	576.0	488.1	446.5	3,971	2,949	67	62	893	287	606
計画最終年度 (令和19年度) 予測値	17,453	507.6	432.8	393.6	3,234	2,402	54	51	726	250	477

第5章 ごみ処理基本計画

2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測

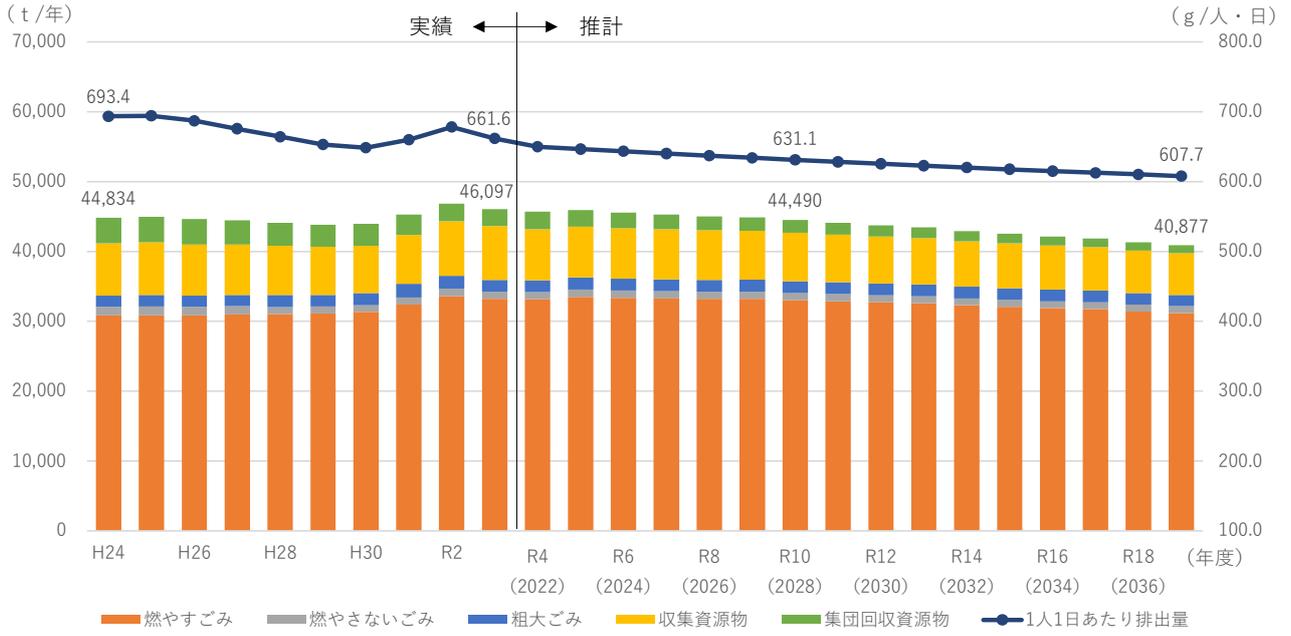


図 5.2-4 家庭系ごみ排出量予測値の推移 (構成市町計)

第5章 ごみ処理基本計画

2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測

③事業系ごみ排出量の予測

事業系ごみ排出量は、減少傾向で推移していくことが見込まれ、計算最終年度（令和19年度）には13,442 t/年と予測され、令和3年度と比較すると、49 t/年の減少が予測されます。

事業系ごみ排出量予測値を以下に示しています。

表 5.2-10 構成市町全体の事業系ごみ排出量予測値

項目	合計 (t/年)	ごみ		
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
基準年度 令和3(2021)年度 実績値	13,491	13,476	12	3
計画中間年度 (令和10年度) 予測値	13,277	13,262	12	3
計画最終年度 (令和19年度) 予測値	13,442	13,427	12	3

表 5.2-11 印西市の事業系ごみ排出量予測値

項目	合計 (t/年)	ごみ		
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
基準年度 令和3(2021)年度 実績値	7,271	7,258	11	1
計画中間年度 (令和10年度) 予測値	7,148	7,135	11	1
計画最終年度 (令和19年度) 予測値	7,176	7,163	11	1

表 5.2-12 白井市の事業系ごみ排出量予測値

項目	合計 (t/年)	ごみ		
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
基準年度 令和3(2021)年度 実績値	5,287	5,285	1	2
計画中間年度 (令和10年度) 予測値	5,281	5,278	1	2
計画最終年度 (令和19年度) 予測値	5,468	5,465	1	2

表 5.2-13 栄町の事業系ごみ排出量予測値

項目	合計 (t/年)	ごみ		
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
基準年度 令和3(2021)年度 実績値	933	933	0	0
計画中間年度 (令和10年度) 予測値	848	848	0	0
計画最終年度 (令和19年度) 予測値	799	799	0	0

第5章 ごみ処理基本計画

2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測

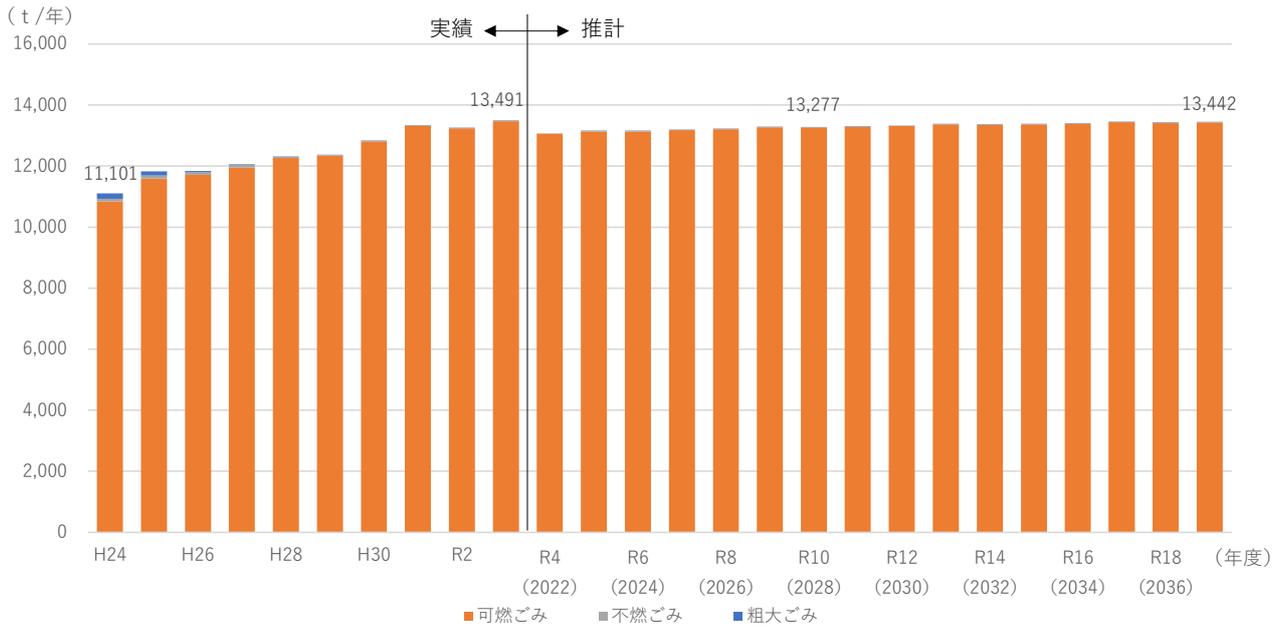


図 5.2-5 事業系ごみ排出量予測値の推移（構成市町計）

第5章 ごみ処理基本計画

2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測

(4) ごみ処理・処分量の予測

計画最終年度（令和19年度）における焼却による減量化率は74.2%、リサイクル率は14.1%、最終処分量率は11.3%と予測され、令和3年度と比較すると、焼却による減量化率は3.4%、最終処分量率は0.5%の増加、リサイクル率は3.8%の減少が予測されます。

処理・処分量予測値を以下に示しています。

表 5.2-14 処理・処分量予測値

項目	人口 (人)	総ごみ 排出量 (t/年)	焼却による 減量化量*1 (t/年)	資源化量 (t/年)	最終処分量 (t/年)				処理・処分量 (%)					
					焼却施設	粗大ごみ 処理施設	収集 資源物	集団回収 資源物	焼却による 減量化率*2	リサイクル 率*3	最終 処分量*4			
基準年度 令和3(2021)年度 実績値	190,887	59,588	42,147	10,692	55	774	7,382	2,480	6,421	5,941	480	70.7	17.9	10.8
計画中間年度 (令和10年度) 予測値	193,153	57,767	41,840	9,296	38	779	6,670	1,809	6,379	5,896	483	72.4	16.1	11.0
計画最終年度 (令和19年度) 予測値	184,278	54,320	40,291	7,674	37	740	5,782	1,115	6,137	5,677	459	74.2	14.1	11.3

※1 焼却による減量化量 = 焼却処理量 - (埋立処分量 + 資源化量)

※2 焼却による減量化率 = 焼却による減量化量 ÷ 総ごみ排出量 × 100

※3 リサイクル率 = 資源化量 ÷ 総ごみ排出量 × 100

※4 最終処分量率 = 最終処分量 ÷ 総ごみ排出量 × 100

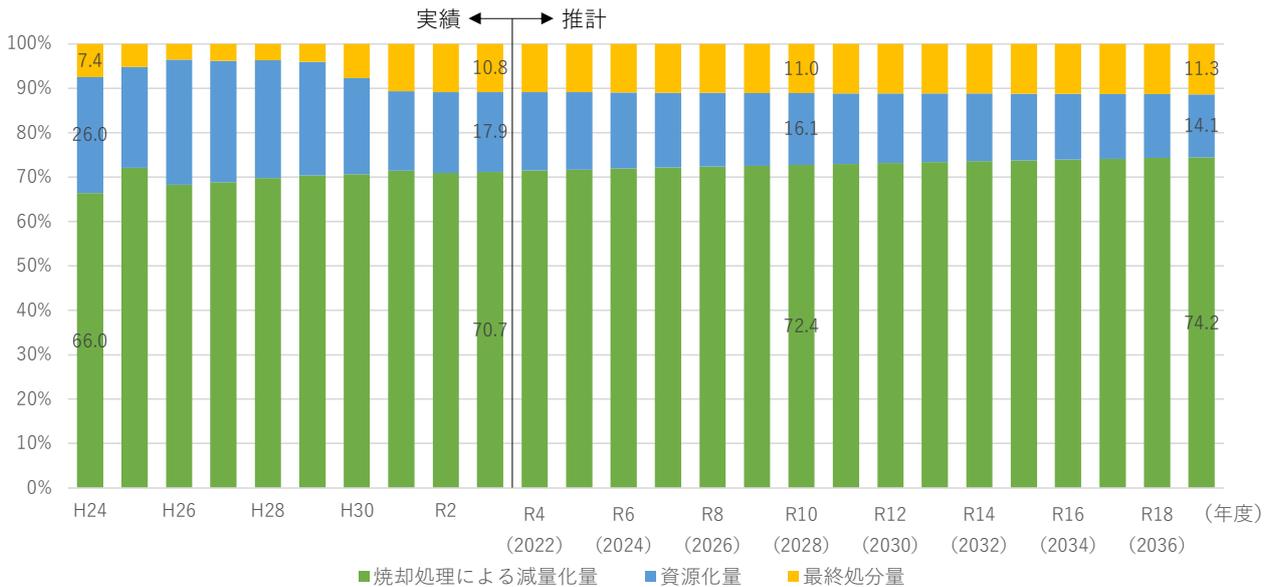


図 5.2-6 処理・処分量の予測値の推移

3. 国・千葉県及び構成市町の計画

(1) 第4次循環型社会形成推進基本計画

これまで、「第三次循環型社会形成推進基本計画」で進めてきた取組み等により、資源生産性、循環利用率が大幅に向上し、最終処分量が大幅に減少したものの、近年は横ばいとなっており、3R等の資源生産性を高める取組みを一層強化していく必要があるとされ、「第三次循環型社会形成推進基本計画」で掲げた、循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との取組み等を引き続き中核的な事項として重視し、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

「第四次循環型社会形成推進基本計画」は、7つの中長期的な方向性及び取組みの進展に関する指標が盛り込まれ、各主体の役割が示されています。循環型社会形成に向けた、「持続可能な社会づくりとの統合的取組み」、「多種多様な地域循環共生圏による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」の7つの方向性ごとに、地方公共団体、国民、NPO・NGO、大学等の研究機関、事業者等に対して各主体の役割連携と協働、独自の発想や工夫を加え循環型社会の形成に向けた様々な取組みを推進していくこととしています。

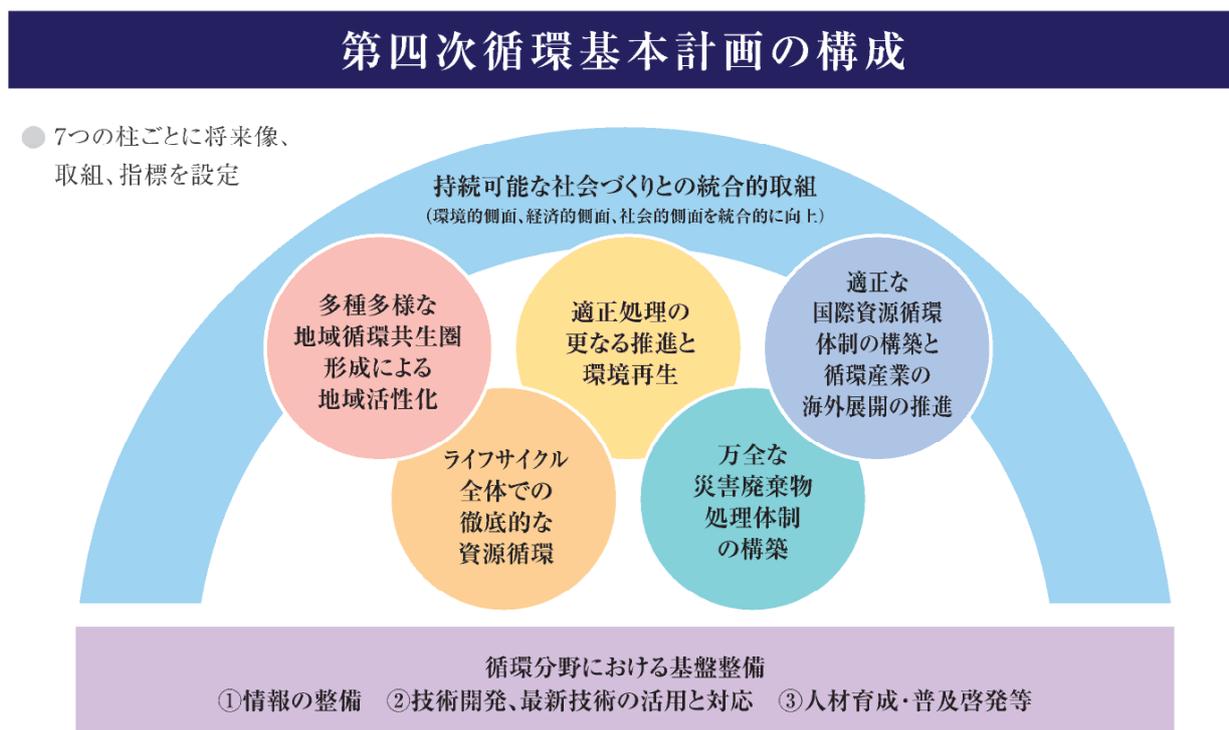


図 5.3-1 第四次循環基本計画の構成

資料：第四次循環型社会形成推進基本計画（概要） 環境省 より抜粋

第5章 ごみ処理基本計画

3. 国・千葉県及び構成市町の計画

表 5.3-1 第四次循環型社会形成推進基本計画の概略

中長期的な方向性		主な指標
持続可能な社会づくりとの統合的取組み	経済的側面、社会的側面との統合を含めた「持続可能な社会づくりとの統合的取組み」	<ul style="list-style-type: none"> ・産業分野別の資源生産性（一次資源等価換算） ・循環型社会ビジネスの市場規模 ・家庭系・事業系食品ロス量 ・廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量 ・廃棄物の原燃料・廃棄物発電等への活用による他部門での温室効果ガスの排出削減量 ・期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率 ・国産のバイオマス系資源投入率 ・森林における施業実施のための具体的な計画が策定されている面積
多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化	地域の衰退等課題を踏まえた「地域循環共生圏による地域の活性化」	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1日当たりのごみ排出量 ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ・事業系ごみ排出量 ・地域循環共生圏形成に取組む地方公共団体数
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	「Society 5.0」の実現をも狙った「ライフサイクル全体での資源循環徹底」	<ul style="list-style-type: none"> ・国民1人当たりの一次資源等価換算した天然資源等消費量 ・出口側の循環利用率 ・リユース市場規模 ・シェアリング市場規模（カーシェアリング等） ・製品アセスメントのガイドラインの整備状況 ・4資源別の入口側の循環利用率（バイオマス系、金属系、非金属鉱物系） ・廃棄物等種類別の出口側の循環利用率（廃プラスチック、バイオマス系、金属系、非金属鉱物系） ・廃棄物等種類別の最終処分量（廃プラスチック、バイオマス系、金属系、非金属鉱物系） ・食品循環資源の再生利用等実施率 ・家庭系・事業系食品ロス量 ・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率
適正処理の更なる推進と環境再生	循環型社会形成の根幹となる「適正処理の推進と環境再生」	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄量 ・不適正処理量 ・不法投棄の発生件数 ・不適正処理の発生件数 ・電子マニフェストの普及率 ・一般廃棄物最終処分場の残余年数 ・産業廃棄物最終処分場の残余年数
万全な災害廃棄物処理体制の構築	災害に備えた「万全な災廃棄物処理体制の構築」	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定率
適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	国際的にも展開していく「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」	<ul style="list-style-type: none"> ・資源循環分野を含む環境協力に関する覚書締結等を行った国の数 ・循環産業海外展開事業化促進事業数
循環分野における基盤整備	これらを支える情報・技術・人材等の「循環分野における基盤整備」	<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの普及率 ・環境研究総合推進費（資源循環領域）において S～A 評価の研究課題数の割合（事後評価） ・廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識 ・具体的な3R行動の実施率

第5章 ごみ処理基本計画

3. 国・千葉県及び構成市町の計画

表 5.3-2 第四次循環型社会形成推進基本計画における目標値

項目	令和7（2025）年度 目標値
1人1日当たりのごみ排出量 ^{※1}	約850g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ^{※2}	約440g/人・日
事業系ごみ排出量	約1,100万トン
出口側の循環利用率 ^{※3}	約28%

※1 家庭系及び事業系ごみの総排出量/人口/365日

※2 家庭系ごみの排出量（収集、集団回収資源物除く）/人口/365日

※3 一般廃棄物の排出量に対する循環利用の割合

（2）廃棄物処理基本方針

国では、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に、平成28年度以降における廃棄物減量化の目標量等を定めることが必要とされました。

また、「廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部を改正する法律」により非常災害時に関する事項を追加すること等を踏まえ、平成28年1月に基本方針の改正を行っています。

基本方針では、廃棄物の減量と適正処理に関する基本的な方向として、循環型社会に則した考え方が示され、低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮した取組みを進めていくこととし、国民・事業者・地方公共団体等が適切な役割分担の下で、それぞれが積極的な取組みを図ることが重要とされています。

表 5.3-3 基本方針の概略

基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物を ①発生抑制してもなお廃棄物となったものについては、不法投棄・不適正処理の防止、環境への負荷低減に配慮し ②再使用 ③再生利用 ④熱回収の順に、可能な限り循環的な利用を行う。 ・循環の利用が行われないものについては、適正な処分を確保。 ・災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を行い、かつ可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保。 ・低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮し、エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組みを推進。
各主体の役割	<p>【地方公共団体の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出抑制に関する普及啓発、情報提供及び環境教育等の実施 ・食品循環資源の再生利用等の促進 ・使用済小型家電及び水銀使用製品の回収体制の構築 ・災害時における適正かつ円滑、迅速な処理体制の確保 <p>【国民の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品の選択 ・賞味期限に関する正しい理解、適量の購入及び食べきり等による食品ロスの削減 ・商品の長期間使用 ・生ごみの水切り ・市町村が設定する分別区分に応じた排出 <p>【事業者の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料の選択や製造工程、輸送工程の工夫 ・自ら排出する廃棄物の再生利用等による減量 ・消費実態に合わせた容量の適正化 ・容器包装の減量及び簡素化 ・長期間使用できる商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品の製造または販売 ・修繕体制の整備 ・自ら製造等を行った製品や容器等の自主回収

(3) 廃棄物処理施設整備計画

国では、廃棄物処理法に基づき、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めるものとして、平成 30 年 6 月に「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定しました。

平成 30 年度～令和 2 年度を計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進するとしています。

(4) 千葉県廃棄物処理計画

千葉県では令和 3 年 3 月に「第 10 次千葉県廃棄物処理計画」を策定し、国の基本方針を踏まえ、「みんなで作る『持続可能な循環型社会』の構築」、「多様化する新たな課題への対応」、「多様化する新たな課題への対応」という基本方針を示しています。展開する施策としては、「3R の推進」、「適正処理の推進」、「適正処理体制の整備」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」としています。設定された計画目標を表 5.3-4 に示します。

第5章 ごみ処理基本計画

3. 国・千葉県及び構成市町の計画

表 5.3-4 基本方針における目標値

項目	平成 30 (2018) 年度 基準年度	令和 7 (2025) 年度 目標年度
排出量	206 万 t	183 万 t 以下
家庭系ごみ排出量	507 g/人・日	440 g/人・日以下
出口側の循環利用率	22.4%	30%以上
最終処分量	14.3 万 t	12 万 t 以下

※出口側の循環利用率：廃棄物等の排出量に対する循環利用量の割合で、どれだけの量が循環利用されたかを表す指標

(5) 構成市町の計画

①印西市

印西市では、令和 3 年 3 月に「第 3 次印西市ごみ減量計画」が策定されており、「印西地区ごみ処理基本計画（平成 31 年 3 月）」を参考にして、家庭系ごみ（資源物を除く）、資源物、事業系ごみ等の目標値を設定しています。

②白井市

白井市では、平成 27 年 3 月に「ごみ減量化・資源化基本方針（行動ガイドライン）」が策定されており、「印西地区ごみ処理基本計画（平成 26 年 3 月）」を参考にして、家庭系ごみ、事業系ごみ等の目標値を設定しています。

③栄町

栄町では、令和 4 年 3 月に「栄町ごみ減量化推進計画」が策定されており、国や県の減量化計画等を参考として、家庭系ごみの減量化目標値を設定しています。

(6) 国及び千葉県の計画目標値

国及び千葉県の各種計画の目標値を以下に示しています。

表 5.3-5 国と千葉県の目標値

項目	国の目標値	千葉県の目標値
	目標年度（令和 7 年度）	
1 人 1 日当たりのごみ排出量※1	約 850g/人・日	-
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量※2	約 440g/人・日	440g/人・日以下
事業系ごみ排出量	約 1,100 万トン	-
出口側の循環利用率※3	約 28%	30%以上

※1 家庭系及び事業系ごみの総排出量/人口/365 日

※2 家庭系ごみの排出量（収集、集団回収資源物除く）/人口/365 日

※3 一般廃棄物の排出量に対する循環利用の割合

4. 本計画の数値目標

(1) 目標値の設定

過去の実績を基にしたごみ排出量予測値によると、家庭系ごみ及び事業系ごみは減少が見込まれていますが、様々な施策を実施することで、更なる減量化・資源化が見込めると考えられます。

本計画の数値目標の設定にあたっては、SDGs や関連法令、国・県の動向（表 5.3-5 参照）を踏まえ、本組合及び構成市町における将来のあるべき姿を実現するバックキャスト^{※1}の考えに基づき、数値目標を設定しています。

家庭系ごみ排出量原単位（収集・集団回収資源物を除く）の数値目標は、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び県の「第10次千葉県廃棄物処理計画」に示される目標値（令和7年度までに440g/日・人）に準拠して440g/日・人以下としました。

事業系ごみ排出量の数値目標は、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」に示される目標値（令和7年度までに1,100万トン）に準拠して約15.7%削減することとし、10,825t/年以下^{※2}（29.7t/日）としました。

リサイクル率の目標値は、県の「第10次千葉県廃棄物処理計画」に示される目標値（令和7年度までに30%以上）に準拠して、資源化する焼却灰を除いて23.2%以上^{※3}としました。

国や県の現行の目標達成年度は令和7年度とされていますが、本組合では、令和元年度から令和3年度に発生した災害廃棄物や新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値の達成が見込めないことが考えられます。そのため、変動の大きい直近3年間分を考慮し、3年間スライドした令和10年度を目標達成年度とします。あわせて令和10年度を計画中間年度とします。

なお、国や県などの上位計画では、令和7年度以降のごみ排出量に関する目標値が示されていないため、令和10年度以降は達成した目標値を維持するとともに更なる減量化・資源化を目指します。今後、国や県等の上位計画の最新の目標値が公表された場合、随時目標値の見直しを行うこととします。

以上により設定した本計画における数値目標を以下に示しています。

※1 バックキャスト：最初に目標とする未来像を描き、次にその未来像を実現するための道筋を未来から現在へさかのぼって記述するシナリオ作成手法のこと

※2 国の平成30年度の事業系ごみ実績（13,043千トン（日本の廃棄物処理 令和2年度版より））から令和7年度の目標値（1,100万トン）までの減量率15.7%を本組合の平成30年度の事業系ごみ実績（12,835t）に適用し、10,825t/年とした。

※3 本組合では焼却灰における放射性物質の測定結果が低く安定してきたことから、平成30年9月より焼却灰と飛灰の全量埋立を再開したため、県が示すリサイクル率の目標値30%から平成27～29年度の資源化焼却灰の割合である6.8%を除いた23.2%とした。

表 5.4-1 本計画における数値目標

指 標	基準年度	計画中間年度	計画最終年度
	実績値	令和10(2028)年度 目標値	令和19(2037)年度 目標
家庭系ごみ排出原単位 (収集・集団回収資源物除く)	515.3 g/人・日 ^{※1}	440 g/人・日以下	更なる減量化・資源化を目指す
事業系ごみ排出量	12,835 t/年 ^{※2} (35.2 t/日)	10,825 t/年以下 (29.7 t/日)	
リサイクル率	17.9 % ^{※1}	23.2 %以上	

※1 基準年度：令和3（2021）年度、※2 基準年度：平成30（2018）年度

第5章 ごみ処理基本計画

4. 本計画の数値目標

(2) 目標達成のための重点項目の設定

本計画における数値目標を達成するため、家庭系ごみ及び事業系ごみについて以下の内容を重点項目として積極的に取り組むこととします。

また、家庭系ごみ及び事業系ごみの減量化・資源化の考え方の模式図を以下に示しています。

なお、令和3年度実績値の算出根拠や削減率の設定根拠は資料編に示しています。

表 5.4-2 重点項目での減量化・資源化量

重点項目			令和3年度 実績値 ^{※1} (g/人・日)	削減率 (%)	減量化・ 資源化量 ^{※2} (g/人・日)
家庭系 ごみ	燃やすごみ	水切りによる厨芥類の減量化	61.5	6.0	△3.7
		食品ロスによる厨芥類の減量化	37.2	20.0	△7.4
		資源紙の分別強化による資源化	67.8	25.0	16.9
		プラスチックの資源化	48.7	70.0	34.1
		プラスチックの減量化	11.9	40.0	△4.8
	燃やさないごみ	資源物の分別強化による資源化	0.7	50.0	0.4
合計			令和3年度実績 515.3g-減量化量 67.3g-自然減少量 8.1g 以上 ≦ 目標値 440g		
重点項目			令和3年度 実績値 ^{※1} (t/日)	削減率 (%)	減量化・ 資源化量 ^{※2} (t/日)
事業系 ごみ	可燃ごみ	水切りによる厨芥類の減量化	4.8	6.0	△0.3
		食品ロスによる厨芥類の減量化	2.9	20.0	△0.6
		資源紙の分別強化による資源化	4.8	25.0	1.2
		ペーパーレスによる紙類の減量化	6.0	25.0	△1.5
		プラスチックの資源化	4.7	70.0	3.3
合計			令和3年度実績 37.0t-減量化量 6.9t-自然減少量 0.6t 以上 ≦ 目標値 29.7t		

※1 令和3年度実績値を以下に示す

<家庭系ごみ>

- ・ 61.5 令和3(2021)年度実績による燃やすごみの厨芥類中(食品ロス除く)の水分量原単位
- ・ 37.2 令和3(2021)年度実績による燃やすごみの厨芥類中の食品ロス原単位
- ・ 67.8 令和3(2021)年度実績による燃やすごみ中の資源化可能な資源紙類原単位
- ・ 48.7 令和3(2021)年度実績による燃やすごみ中の資源化可能なプラスチック原単位
- ・ 11.9 令和3(2021)年度実績による燃やすごみ中の可燃プラスチック原単位
- ・ 0.7 令和3(2021)年度実績による燃やさないごみ中の資源化可能な資源物を5%と仮定した場合の資源物原単位

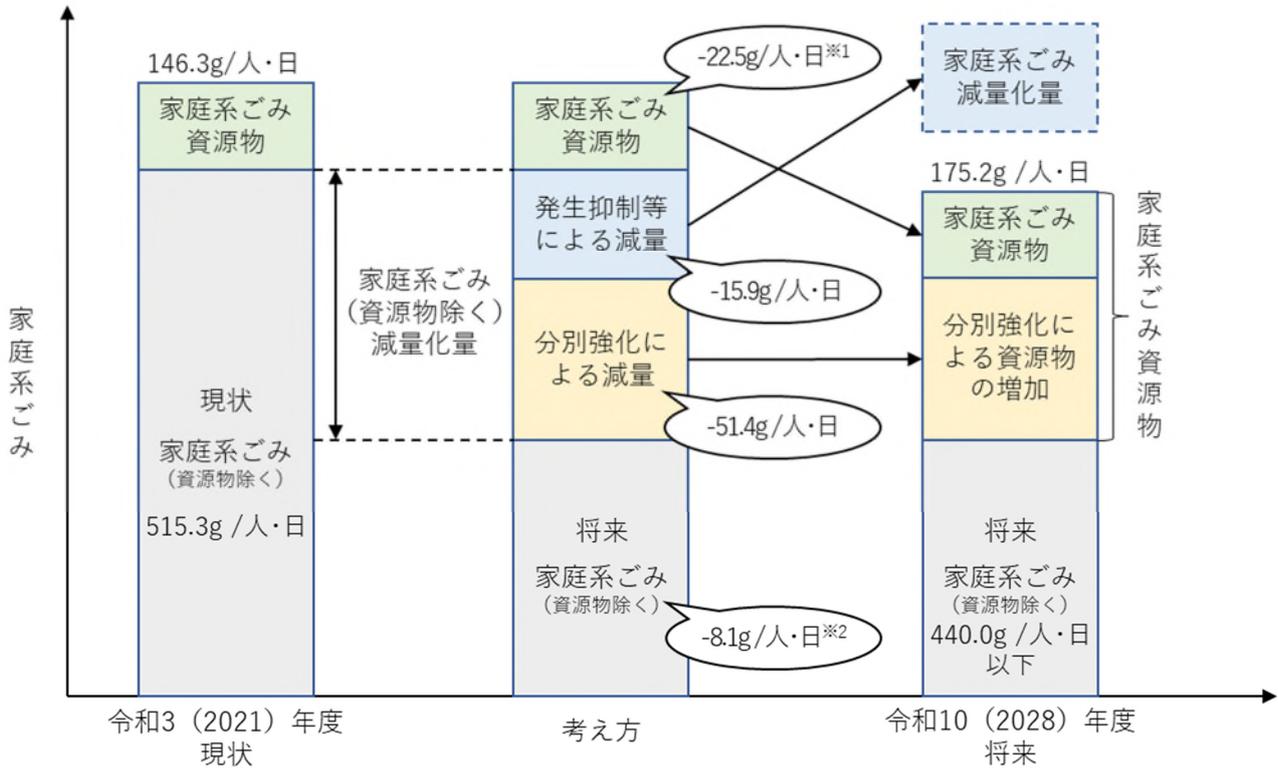
<事業系ごみ>本組合では事業系ごみの組成分析を実施していないため、家庭系ごみの組成分析を参考として使用

- ・ 4.8 令和3(2021)年度実績による家庭系燃やすごみの厨芥類中(食品ロス除く)の水分排出量
- ・ 2.9 令和3(2021)年度実績による家庭系燃やすごみの厨芥類中の食品ロス排出量
- ・ 4.8 令和3(2021)年度実績による家庭系燃やすごみ中の資源化可能な資源紙類排出量
- ・ 6.0 令和3(2021)年度実績による家庭系燃やすごみ中の紙類排出量
- ・ 4.7 令和3(2021)年度実績による家庭系燃やすごみ中の資源化可能なプラスチック排出量

※2 △は減量化量を示す

第5章 ごみ処理基本計画

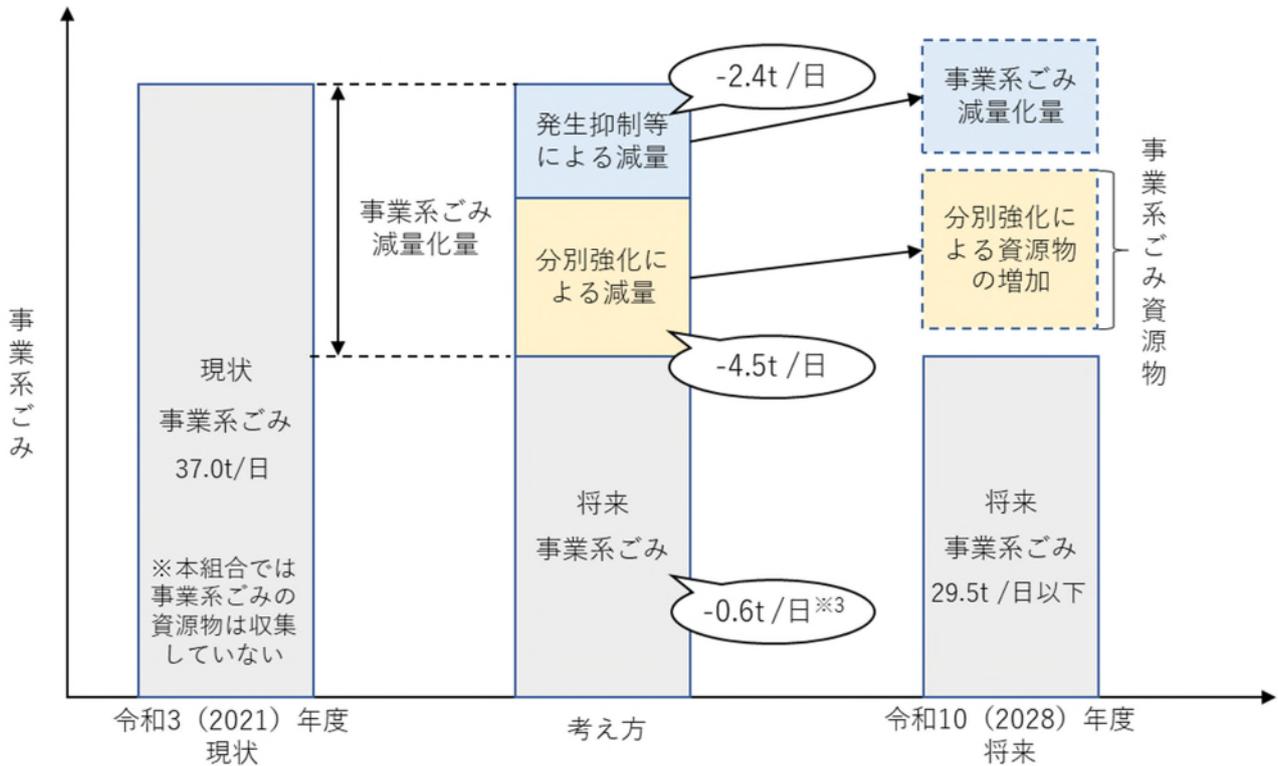
4. 本計画の数値目標



※1 -22.5g/人・日：令和3年度から令和10年度までの家庭系ごみ資源物の自然減少量

※2 -8.1g/人・日：令和3年度から令和10年度までの家庭系ごみ（資源物除く）の自然減少量

図 5.4-1 家庭系ごみの減量化・資源化の考え方



※3 -0.6t/日：令和3年度から令和10年度までの事業系ごみの自然減少量

図 5.4-2 事業系ごみの減量化・資源化の考え方

第5章 ごみ処理基本計画

4. 本計画の数値目標

(3) 重点項目反映後の予測値

①家庭系燃やすごみ

現状維持のままの令和10年度の排出原単位は468.4g/人・日であり、これに重点項目の「水切りによる厨芥類の減量化(-3.7g/人・日)」、「食品ロスによる厨芥類の減量化(-7.4g/人・日)」、「資源紙の分別強化による資源化(-16.9g/人・日)」、「プラスチックの資源化(-34.1g/人・日)」、「プラスチックの減量化(-4.8g/人・日)」を反映すると、家庭系燃やすごみの排出原単位は401.5g/人・日となります。

②家庭系燃やさないごみ

現状維持のままの令和10年度の排出原単位は14.6g/人・日であり、これに重点項目の「資源物の分別強化による資源化(-0.4g/人・日)」を反映すると、家庭系燃やさないごみの排出原単位は14.2g/人・日となります。

③家庭系収集資源物

現状維持のままの令和10年度の排出原単位は98.2g/人・日であり、これに重点項目の「資源紙の分別強化による資源化(+16.9g/人・日)」、「プラスチックの資源化(+34.1g/人・日)」、「資源物の分別強化による資源化(+0.4g/人・日)」を反映すると、家庭系収集資源物の排出原単位は149.5g/人・日となります。

④事業系可燃ごみ

現状維持のままの令和10年度の排出量は36.3t/日であり、これに重点項目の「水切りによる厨芥類の減量化(-0.3t/日)」、「食品ロスによる厨芥類の減量化(-0.6t/日)」、「資源紙の分別強化による資源化(-1.2t/日)」、「ペーパーレスによる紙類の減量化(-1.5t/日)」、「プラスチックの資源化(-3.3t/日)」を反映すると、事業系可燃ごみの排出量は29.5t/日となります。

表 5.4-3 重点項目での減量化・資源化量を反映したごみ排出原単位及びごみ排出量

項目	計画中間年度（令和10年度）			削減量
	現状維持	施策実施		
単位	(g/人・日)	(g/人・日)	(t/年)	(g/人・日)
家庭系ごみ	631.1	615.2	43,369	-15.9
① 燃やすごみ	468.4	401.5	28,308	-66.9
② 燃やさないごみ	14.6	14.2	1,001	-0.4
- 粗大ごみ	24.2	24.2	1,708	0.0
③ 収集資源物	98.2	149.5	10,542	+51.4
- 集団回収資源物	25.7	25.7	1,809	0.0
単位	(t/日)	(t/日)	(t/年)	(t/日)
事業系ごみ	36.4	29.5	10,773	-6.9
④ 可燃ごみ	36.3	29.5	10,758	-6.9
- 不燃ごみ	0.0	0.0	12	0.0
- 粗大ごみ	0.0	0.0	3	0.0

第5章 ごみ処理基本計画

4. 本計画の数値目標

(4) 施策実施によるごみ排出量の予測

目標値を達成するために設定した重点項目の施策を実施することで、計画中間年度（令和10年度）までに家庭系ごみは2,728 t/年、事業系ごみは2,718 t/年の減量化が見込めます。また、資源物は2,161 t/年の増加が見込まれ、リサイクル率が向上します。

施策実施後の計画中間年度（令和10年度）の排出量及び排出原単位を以下に示しています。

表 5.4-4 施策実施による計画中間年度（令和10年度）の排出量

項目	基準年度	計画中間年度	差分 (②-①)	割合
	令和3年度 実績値(①)	令和10年度 目標値(②)		
家庭系ごみ (t/年)	46,097	43,369	-2,728	-5.9%
家庭系ごみ (収集・集団回収資源物除く)	35,906	31,017	-4,888	-13.6%
燃やすごみ	33,191	28,308	-4,883	-14.7%
燃やさないごみ	1,029	1,001	-27	-2.7%
粗大ごみ	1,686	1,708	+21	-1.3%
資源物	10,191	12,351	+2,161	+21.2%
収集資源物	7,710	10,542	+2,832	+36.7%
集団回収資源物	2,480	1,809	-671	-27.1%
事業系ごみ (t/年)	13,491	10,773	-2,718	-20.1%
可燃ごみ	13,476	10,758	-2,718	-20.2%
不燃ごみ	12	12	-0	-1.5%
粗大ごみ	3	3	-0	-0.8%
総ごみ排出量 (t/年)	59,588	54,142	-5,445	-9.1%

注) 差分は、端数処理により計算が一致しない場合がある

表 5.4-5 施策実施による計画中間年度（令和10年度）の排出原単位

項目	基準年度	計画中間年度	差分 (②-①)	割合
	令和3年度 実績値(①)	令和10年度 目標値(②)		
家庭系ごみ (g/人・日)	661.6	615.2	-46.5	-7.0%
家庭系ごみ (収集・集団回収資源物除く)	515.3	440.0	-75.4	-14.6%
燃やすごみ	476.4	401.5	-74.8	-15.7%
燃やさないごみ	14.8	14.2	-0.6	-3.8%
粗大ごみ	24.2	24.2	+0.0	-0.1%
資源物	146.3	175.2	+28.9	+19.8%
収集資源物	110.7	149.5	+38.9	+35.1%
集団回収資源物	35.6	25.7	-9.9	-27.9%
事業系ごみ (t/日)	37.0	29.5	-7.4	-20.1%
可燃ごみ	36.9	29.5	-7.4	-20.2%
不燃ごみ	0.0	0.0	-0.0	-1.5%
粗大ごみ	0.0	0.0	-0.0	-0.8%
総ごみ排出量 (g/人・日)	855.2	768.0	-87.3	-10.2%

注) 差分は、端数処理により計算が一致しない場合がある

第5章 ごみ処理基本計画

4. 本計画の数値目標

①総ごみ排出量

総ごみ排出量は、構成市町の総ごみ排出量の合計値を計画中間年度（令和10年度）に54,142t/年、計画最終年度（令和19年度）に52,150t/年を達成することを目標とします。令和3年度と比較すると、計画中間年度（令和10年度）で5,446t/年、計画最終年度（令和19年度）で7,438t/年の減少となります。

施策実施後の総ごみ排出量の予測値と目標値を以下に示しています。

表 5.4-6 施策実施後の総ごみ排出量目標値

項目		人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)	合計 (t/年)	合計	
					家庭系ごみ	事業系ごみ
令和3(2021)年度	実績値	190,887	855.2	59,588	46,097	13,491
計画中間年度 (令和10年度)	予測値	193,153	819.4	57,767	44,490	13,277
	目標値		768.0	54,142	43,369	10,773
計画最終年度 (令和19年度)	予測値	184,278	807.6	54,320	40,877	13,442
	目標値		775.3	52,150	41,376	10,773

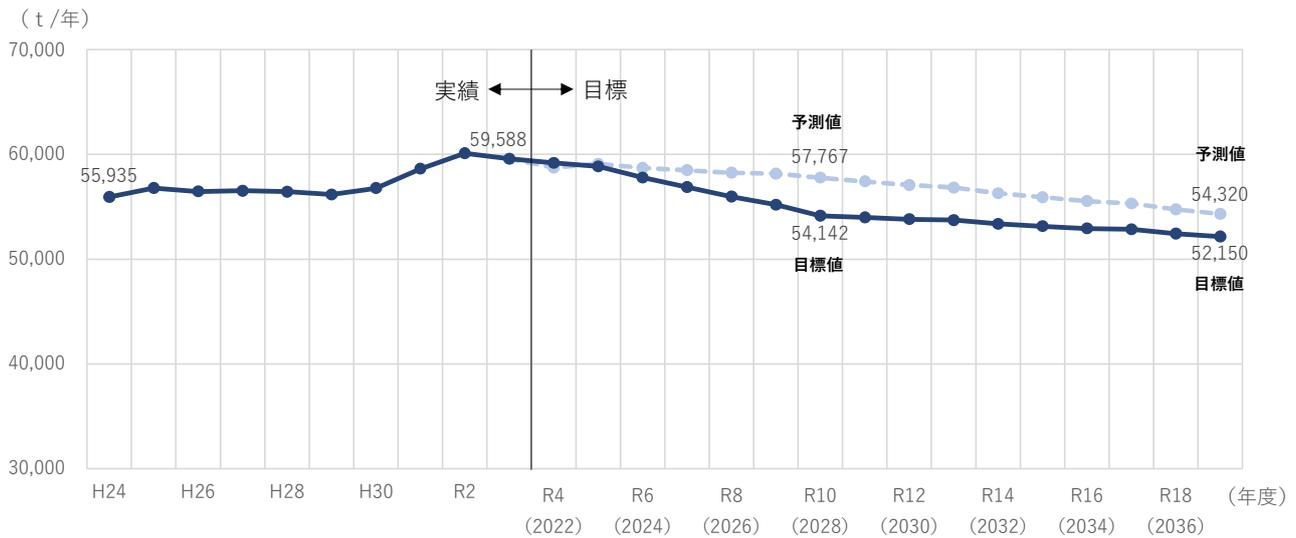


図 5.4-3 施策実施後の総ごみ排出量予測値の推移

第5章 ごみ処理基本計画

4. 本計画の数値目標

②家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量は、家庭系ごみ排出量原単位（収集・集団回収資源物除く）を計画中間年度（令和10年度）に1人1日当たり440.0g/人・日を達成することを構成市町全体の目標とします。施策実施後の家庭系ごみ排出原単位（収集・集団回収資源物除く）は440.0g/人・日と予測され、令和3年度と比較すると、計画中間年度（令和10年度）で75.3g/人・日の減少となります。

施策実施後の家庭系ごみ排出量の予測値と目標値を以下に示しています。

表 5.4-7 施策実施後の家庭系ごみ排出量目標値

項目	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)			合計 (t/年)	燃やすごみ	燃やさない ごみ	粗大ごみ	資源物合計	収集資源物	集団回収 資源物	
		排出総量	集団回収資源 物を除く	収集・集団 回収資源物 を除く								
令和3(2021)年度	実績値	190,887	661.6	626.0	515.3	46,097	33,191	1,029	1,686	10,191	7,710	2,480
計画中間年度 (令和10年度)	予測値	193,153	631.1	605.4	507.2	44,490	33,025	1,028	1,708	8,730	6,921	1,809
	目標値		615.2	589.5	440.0	43,369	28,308	1,001	1,708	12,351	10,542	1,809
計画最終年度 (令和19年度)	予測値	184,278	607.7	591.2	502.0	40,877	31,165	973	1,624	7,115	6,000	1,115
	目標値		615.2	589.5	440.0	41,376	27,008	955	1,629	11,784	10,058	1,726

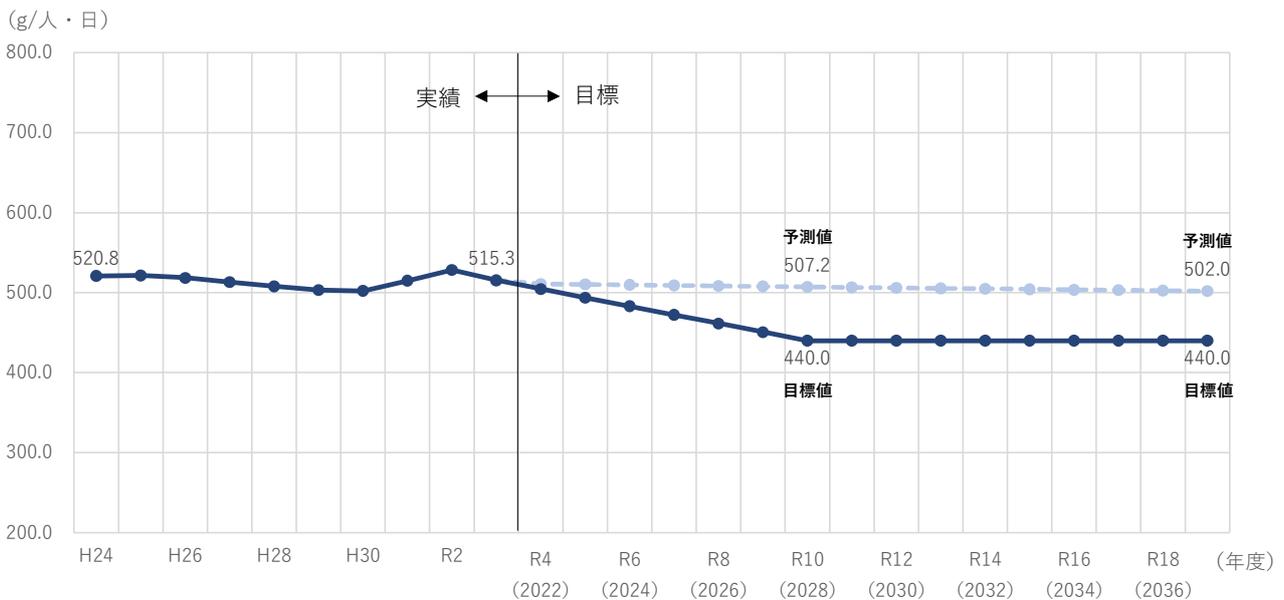


図 5.4-4 施策実施後の家庭系ごみ排出量予測値の推移

第5章 ごみ処理基本計画

4. 本計画の数値目標

③事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量を計画中間年度（令和10年度）に10,825 t/年以下を達成することを構成市町全体の目標とします。施策実施後の事業系ごみ排出量は10,773 t/年と予測され、令和3年度と比較すると、計画中間年度（令和10年度）で2,718 t/年の減少となります。

施策実施後の事業系ごみ排出量の予測値と目標値を以下に示しています。

表 5.4-8 施策実施後の事業系ごみ排出量目標値

項目		合計 (t/年)	ごみ		
			可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
令和3(2021)年度	実績値	13,491	13,476	12	3
計画中間年度 (令和10年度)	予測値	13,277	13,262	12	3
	目標値	10,773	10,758	12	3
計画最終年度 (令和19年度)	予測値	13,442	13,427	12	3
	目標値	10,773	10,758	12	3

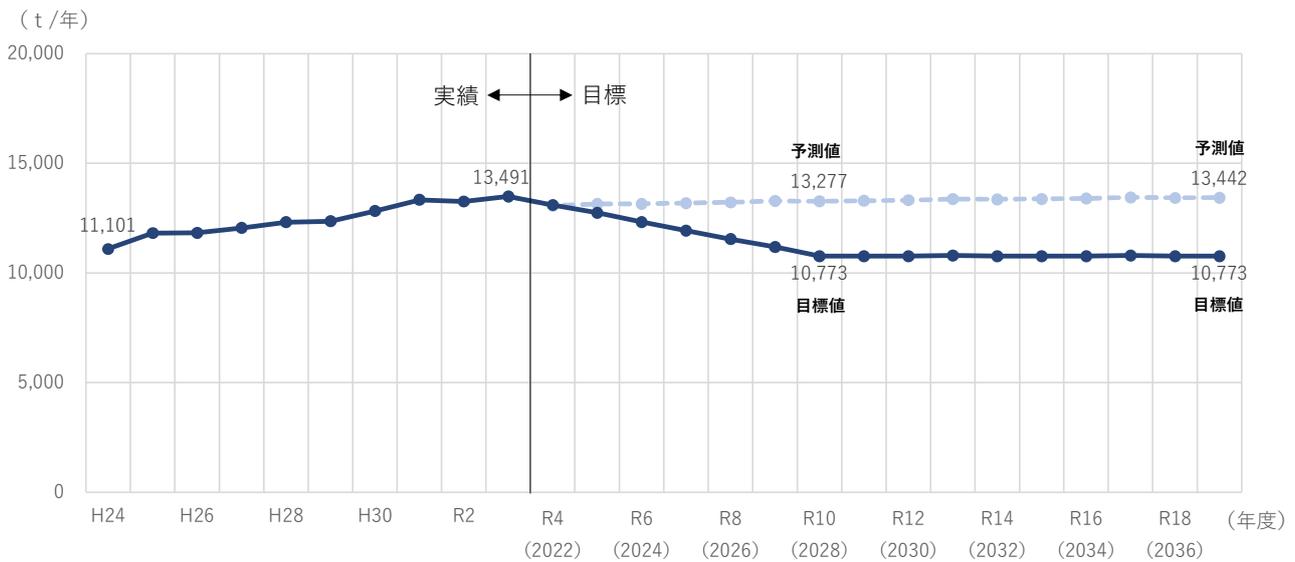


図 5.4-5 施策実施後の事業系ごみ排出量予測値の推移

第5章 ごみ処理基本計画

4. 本計画の数値目標

(5) 施策実施による処理・処分率の予測

計画最終年度（令和19年度）における焼却による減量化率は65.8%、リサイクル率は23.4%、最終処分率は10.1%と予測され、令和3年度と比較すると、焼却による減量化率は4.9%、最終処分率は0.7%の減少、リサイクル率は5.5%の増加が予測されます。

処理・処分率予測値を以下に示しています。

表 5.4-9 処理・処分率予測値

項目	人口 (人)	総ごみ 排出量 (t/年)	焼却による 減量化量 ^{※1} (t/年)	資源化量 (t/年)	資源化				最終処分量 (t/年)	処理・処分率(%)					
					焼却施設	粗大ごみ 処理施設	収集 資源物	集団回収 資源物		焼却による 減量化率 ^{※2}	リサイクル 率 ^{※3}	最終 処分率 ^{※4}			
令和3(2021)年度	実績値	190,887	59,588	42,147	10,692	55	774	7,382	2,480	6,421	5,941	480	70.7	17.9	10.8
計画中間年度 (令和10年度)	予測値	193,153	57,767	41,840	9,296	38	779	6,670	1,809	6,379	5,896	483	72.4	16.1	11.0
	目標値		54,142	35,504	12,774	33	772	10,160	1,809	5,482	5,003	479	65.6	23.6	10.1
計画最終年度 (令和19年度)	予測値	184,278	54,320	40,291	7,674	37	740	5,782	1,115	6,137	5,677	459	74.2	14.1	11.3
	目標値		52,150	34,306	12,188	32	737	9,693	1,726	5,291	4,834	457	65.8	23.4	10.1

※1 焼却による減量化量 = 焼却処理量 - (埋立処分量 + 資源化量)

※2 焼却による減量化率 = 焼却による減量化量 ÷ 総ごみ排出量 × 100

※3 リサイクル率 = 資源化量 ÷ 総ごみ排出量 × 100

※4 最終処分率 = 最終処分量 ÷ 総ごみ排出量 × 100

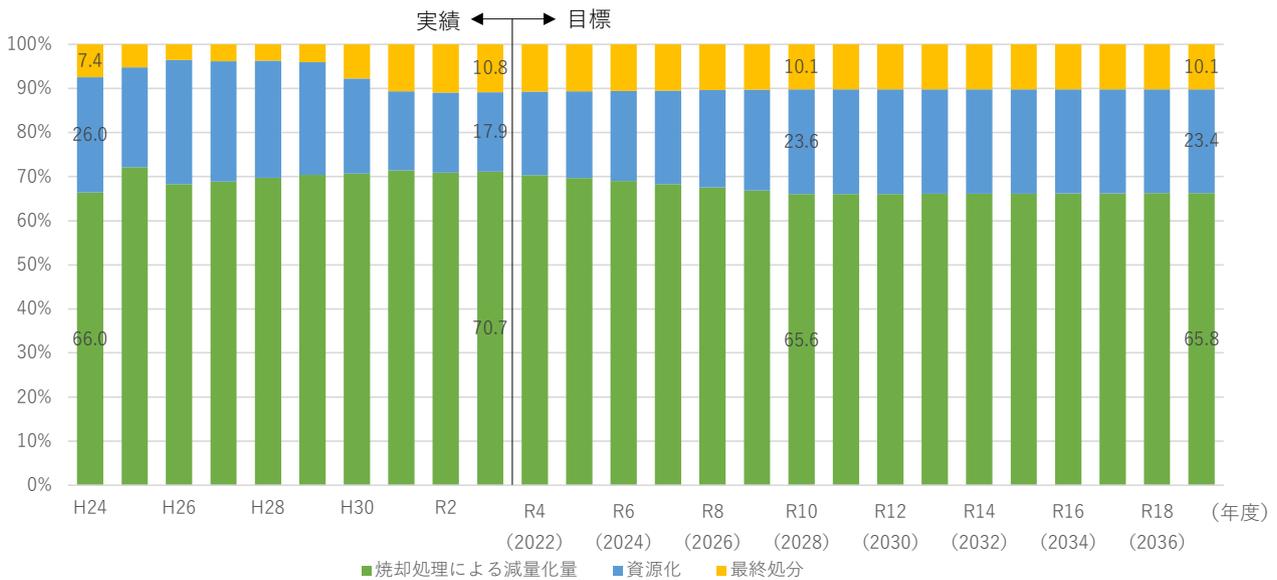


図 5.4-6 施策実施後の処理・処分量予測値の推移

5. 基本理念及び基本方針の実現に向けた施策

基本理念や基本方針を実現するためには、減量化と資源化のより一層の推進が必要となります。本計画では、前計画の12の施策内容を以下の9つの施策に再整理したうえで、各施策の実施成果を将来的に評価できるように、令和10年度の達成目標を設定し施策に取り組みます。



図 5.5-1 本計画における施策体系

第5章 ごみ処理基本計画

5. 基本理念及び基本方針の実現に向けた施策

(1) 発生抑制の推進

施策①	発生抑制の推進	
関連する 主なゴール	  	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理手数料の見直し検討 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機会を見据えた家庭系ごみ有料化の検討・導入 ✓ 導入に向けた機運の醸成 ✓ 事業系ごみ手数料の見直し検討
	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ペーパーレス化の推進 ✓ 生ごみの水切りの推進 ✓ 生ごみの堆肥化の推進 ✓ 剪定枝の分別の推進 ✓ バイオマス発電利用の検討 ✓ 生ごみ処理機、剪定枝粉碎器購入に係る補助金の推進 ✓ 小型家電の分別の推進
	<ul style="list-style-type: none"> 事業者への指導 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 多量排出事業者に対する減量化計画提出の徹底及び指導訪問 ✓ 小規模事業者に対する排出者責任の周知徹底 ✓ ごみ展開調査の実施及び訪問指導
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 総ごみ排出量を令和 10 年度までに約 9%削減する 食品ロス量を除く厨芥類中の水分量を令和 10 年度までに約 6%削減する（家庭系、事業系） 厨芥類中の食品ロスを令和 10 年度までに約 20%削減する（家庭系、事業系） 燃やすごみ中の可燃プラスチックごみ※を令和 10 年度までに約 40%削減する（家庭系） 可燃ごみ中の紙類ペーパーレス等によりを令和 10 年度までに約 25%削減する（事業系） 家庭系ごみの有料化を令和 10 年度までに検討、導入する（家庭系） 	

※可燃プラスチック：燃やすごみ中に含まれる資源化できないプラスチック

第5章 ごみ処理基本計画

5. 基本理念及び基本方針の実現に向けた施策

(2) リユース・リサイクルの推進

施策②	リユース・リサイクルの推進	
関連する 主なゴール	  	
取組内容	・ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源物（資源紙、プラスチック等）の分別の徹底 ✓ リサイクルショップ等を利用した不用品の再利用の推進 ✓ 新たな資源回収品目の検討 ✓ 粗大ごみ等の再利用 ✓ 民間事業者による拠点回収拡大の促進
	・集団回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 集団回収活動団体の育成支援
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やすごみ中の資源化可能な紙類を令和10年度までに約25%削減する（家庭系、事業系） ・燃やすごみ中の資源化可能なプラスチックごみを令和10年度までに約70%削減する（家庭系、事業系） 	

(3) 食品ロス削減の推進

施策③	食品ロス削減の推進	
関連する 主なゴール	  	
取組内容	・食品ロスの削減のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 家庭、事業所における食品ロス削減 ✓ 商工会等と連携した広報 ✓ 飲食店、小売店、販売店への食品ロス削減の協力要請
	・フードドライブ※1、フードバンク※2の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 食品関連事業者に対するフードバンク活動団体への協力依頼
	・食品ロス発生量の実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 家庭系ごみの食品ロス組成調査 ✓ 食品関係事業者の食品ロス量の実態把握
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・厨芥類中の食品ロスを令和10年度までに約20%削減する（家庭系、事業系） 	

※1 フードドライブ：家庭で余っている食品を集めて、福祉施設や団体、困窮する世帯・個人等に無償で提供するボランティア活動のこと

※2 フードバンク：包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動のこと

(4) プラスチックごみ削減の推進

施策④	プラスチックごみ削減の推進	
関連する 主なゴール	   	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> プラスチックごみの分別収集、処理方法の検討・実施 プラスチック削減への取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用抑制 ✓ マイバッグ、マイボトル等の利用促進
	<ul style="list-style-type: none"> バイオプラスチック利用の普及啓発 	
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 燃やすごみ中の可燃プラスチックごみを令和 10 年度までに約 40%削減する（家庭系） 燃やすごみ中の資源化可能なプラスチックごみを令和 10 年度までに約 70%削減する（家庭系、事業系） 	

(5) 住民のニーズに応じた効率的な収集運搬の確立

施策⑤	住民のニーズに応じた効率的な収集運搬の確立	
関連する 主なゴール	  	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 効率的できめ細やかな収集・運搬体制の構築 ごみ出し困難者への対応の検討 低公害収集車（電気自動車等）の検討 	
	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標 	
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量を令和 10 年度までに実質 16%*削減する ごみの収集運搬に関わる住民の満足度の向上を図る（アンケート等から把握） 	

*施策実施後の焼却処理量が令和 10 年度で 15.8%削減（令和 3 年度比）するため、それに伴う温室効果ガス排出量も比例すると想定した

第5章 ごみ処理基本計画

5. 基本理念及び基本方針の実現に向けた施策

(6) 施設の適正な運営及び管理

施策⑥	施設の適正な運営及び管理	
関連する 主なゴール	   	
取組内容	・ 適正処理及び処分量の低減	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 適正な分別の徹底 ✓ 中間処理施設へのごみ搬入量の削減 ✓ 最終処分場へのごみ搬入量の削減
	・ 現中間処理施設及び次期中間処理施設（新クリーンセンター）の運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 焼却余熱の適切な利活用
	・ 現中間処理施設等跡地利用の検討	
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス排出量を令和 10 年度までに実質 16%削減する ・ 燃やすごみ中の資源化可能な紙類を令和 10 年度までに約 25%削減する（家庭系、事業系） ・ 燃やすごみ中の可燃プラスチックごみを令和 10 年度までに約 40%削減する（家庭系） ・ 燃やすごみ中の資源化可能なプラスチックごみを令和 10 年度までに約 70%削減する（家庭系、事業系） 	

(7) 非常時におけるごみ処理体制の構築

施策⑦	非常時におけるごみ処理体制の構築	
関連する 主なゴール	  	
取組内容	・ 感染症流行時のごみ処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ✓ BCP（業務継続計画）の見なおし ✓ 関係機関と感染症流行時を想定した防災訓練の実施
	・ 災害発生時のごみ処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害廃棄物処理計画の策定 ✓ 災害廃棄物処理に係る相互支援協定等、広域的な支援体制の確保 ✓ 関係機関と災害発生時を想定した防災訓練の実施
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ BCP（業務継続計画）、災害廃棄物処理計画の策定及び適切な見直しの実施 	

(8) 脱炭素社会実現への推進

施策⑧	脱炭素社会実現への推進	
関連する 主なゴール	  	
取組内容	・ 処理施設の適切な運営（再掲）	
	・ 低公害収集車（電気自動車等）の検討（再掲）	
	・ プラスチックごみの分別回収・再資源化（再掲）	
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス排出量を令和 10 年度までに実質 16%削減する ・ 燃やすごみ中の可燃プラスチックごみを令和 10 年度までに約 40%削減する（家庭系） ・ 燃やすごみ中の資源化可能なプラスチックごみを令和 10 年度までに約 70%削減する（家庭系、事業系） 	

(9) 環境教育及び啓発活動の推進

施策⑨	環境教育及び啓発活動の推進	
関連する 主なゴール	  	
取組内容	・ 住民への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 工場見学会の実施及び見学内容の拡充 ✓ HP、ごみ分別アプリ、広報紙、パンフレット等による広報及び啓発 ✓ 多国籍、世代及び世帯等に伝わる情報の発信 ✓ 環境啓発イベント及び環境学習講座の拡充 ✓ ごみ減量出前講座の充実
	・ ナッジ※を活用した啓発等の検討	
	・ 事業者への意識啓発	
	・ 教育機関と連携した啓発活動の実施	
	・ 新規排出者へのごみ排出ルールの徹底	
達成目標	・ 総ごみ排出量を令和 10 年度までに約 9%削減する	

※ナッジ：人々が選択し、意思決定する際の環境を行動科学の知見を用いてデザインし、それにより行動をデザインすることを通じて、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法のこと（出典：環境省 HP）

6. 収集運搬計画

(1) 適正排出の啓発

ごみの排出に際し、決められた排出方法が守られるよう、住民への啓発を図り、適正な分別収集を行います。

なお、今後も継続的に家庭系ごみの組成分析や事業系ごみの展開調査を実施することでごみの適正排出状況を確認します。確認結果は住民や事業者にお知らせし啓発を進めながら、必要に応じて排出指導を行います。

(2) 効率的な収集運搬

生活様式、法令等の変化により、ごみの排出状況、収集方法を柔軟に見直していくことが必要となります。住民の理解と協力を得て、排出されたごみを収集運搬し、ごみの適正処理を実施することで生活環境の保全に努めます。

自らごみを排出することが困難な高齢者世帯等に対しては、必要に応じてごみ出し支援を行う等の収集体制を構築し、対応に努めていきます。

また、低公害収集車(電気自動車等)の導入を検討することで、収集運搬業務における環境負担の低減、温室効果ガスの排出を抑制し、脱炭素社会実現に貢献します。その他、アイドリングストップ、急発進、急ブレーキの抑制など環境に配慮した運転方法を励行します。

(3) 収集運搬時の安全確保

収集運搬作業における安全と事故防止を徹底します。また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症流行時においても感染予防対策に努めることで安定的な収集運搬体制を実施します。

(4) 収集運搬体制の検討・改善

構成市町で収集運搬業務の体制に違いがあることを踏まえ、地域特性や将来予測されるごみ排出量の減少及び多様化に対応し、収集運搬体制の改善を図ります。

7. 中間処理計画

(1) 既存施設における安定処理の確保と環境保全

① 現中間処理施設

現在稼働している印西クリーンセンターは、昭和61年度から稼働を開始し、ごみ質の変化や施設の老朽化等による処理能力の低下を防止するため、基幹的設備の改良等の大規模な工事を実施しています。今後も、安全・安定処理の確保及び施設の延命化対策として、各機器の定期点検と維持補修を計画的に実施します。

また、周辺環境に配慮して、安定した施設運転を継続します。更には、省エネルギーと地球温暖化対策としての熱エネルギーの有効活用について、調査研究を継続します。

② 粗大ごみ処理施設

安全・安定処理の確保及び施設の延命化対策として、各機器の定期点検と維持補修を計画的に実施します。

また、施設の安全性向上を目指し、施設改良、分別基準の見直し及び住民への啓発を徹底します。

(2) 次期中間処理施設（新クリーンセンター）

国では30年6月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」に基づき、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進することとしています。

本組合は、現焼却処理施設の状況を踏まえ、今後、ごみの適正処理を維持するため、印西市吉田地区を建設予定地とする次期中間処理施設整備事業を推進しています。令和10年度の稼働を目指し、令和元年度から令和3年度にかけて次期中間処理施設（新クリーンセンター）の施設整備基本設計や環境影響評価、令和4年8月には次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画を策定しています。



図 5.7-1 次期中間処理施設（新クリーンセンター）の位置図

①次期中間処理施設整備基本計画における基本方針

地域住民、構成市町及び本組合がどのような施設とするか、目指すべき方向性や理念を示すものとして、建設予定地「吉田地区」における基本方針を以下のように定めています。また、施設整備における重要事項等に関しては、次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画に詳細に定めています。

【基本方針】

(1) 地域住民等の理解と協力を確保する安全・安心な施設整備

- 吉田地区及び周辺の自然環境と調和した施設整備を図る。
- 地域住民の理解と協力を確保し、安全・安心な恒久施設となり得る施設整備を図る。

(2) 循環型社会形成と地域活性化の拠点となる施設整備

- 循環型社会形成を目指すことと併せ、ごみの持つエネルギーを最大限に活用した地域へのエネルギー供給、雇用創出を図る。
- 地域の特性や資源を活かし、地域活性化に寄与するほか、大規模災害時には避難・救護のための防災拠点^{※1}の役割と災害廃棄物を迅速に処理する復興拠点^{※2}としての役割を果たす施設として整備を図る。

(3) 経済性と高度なシステムの両立を目指した施設整備

- 効率かつ経済性を考慮した最新技術の導入を図る。
- 施設整備から運営に至る全段階において経済性に配慮した検討を行い、最適な事業方式の選定を図る。

※1：施設内スペースを活用した一時的避難場所や緊急的救援・救護場所の機能をいう。

※2：災害廃棄物の適正処理とエネルギー供給の機能をいう。

図 5.7-2 基本方針

②次期中間処理施設（新クリーンセンター）の規模の設定

■新焼却処理施設

稼働開始時（令和 10 年度）のごみ焼却処理量を以下に示しています。

・将来の焼却処理量

稼働開始時（令和 10 年度）の焼却処理量	40,540 t
※災害廃棄物の焼却処理量	1,200 t
合計	41,740 t

※災害廃棄物の処理能力として年間約 1,200t を平時の焼却処理量に上乗せして見込むこととする。これは災害廃棄物処理計画（令和 5 年 3 月策定予定）中の対象災害である「千葉県北西部直下地震」で発生すると推計される約 3,000t の災害廃棄物の焼却処理量を処理期間 3 年で処理が可能となるよう設定している

・施設規模

日平均処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率 = 施設規模 (t/日)

$$(41,740 \text{ t} \div 365 \text{ 日}) \div 0.767^{※1} \div 0.96^{※2} = 155.5 \approx 156 \text{ t/日}$$

※1 実稼働率：補修整備期間等によって、年間 85 日間の稼働停止日数が見込まれることから、稼働日数は年間 280 日間 (365 日-85 日) となり、実稼働率は 280 日 ÷ 365 日 ≈ 0.767 となる

※2 調整稼働率：故障修理など一時停止 (約 15 日間を想定) により能力低下を考慮した係数として 350 日 (365 日-15 日) ÷ 365 日 ≈ 0.96 となる

・災害廃棄物の焼却処理

災害廃棄物の焼却処理については、構成市町と本組合で協議・連携しながら対応し、本組合の施設で可能な限り焼却処理を行うこととしますが、対応できない場合も想定されることから、広域的な連携や民間等の外部処理も検討し対応する方針とします。

・プラスチックごみ

現在、本組合ではプラスチック製容器包装は、資源物として回収しリサイクルされています。

令和 4 年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラスチック資源循環法) が施行されたことから、今後は製品プラスチックの資源化も見据えながら国のプラスチック資源循環戦略を踏まえて対応することとします。

なお、プラスチック製容器包装の処理量は、令和 3 年度は約 1,579 t で、今後は減少傾向が予測されます。

■新・粗大ごみ処理施設

稼働開始時 (令和 10 年度) の破碎・選別処理量は以下に示しています。施設規模は将来にわたり、長期の稼働期間となることを考慮し、長期的な視点による経済性を踏まえ設定します。

・将来の破碎、選別処理量

稼働開始時 (令和 10 年度) の破碎・選別処理量	2,724 t
----------------------------	---------

8. 最終処分計画

(1) 安定的・効率的な運営

本組合が所有する最終処分場を今後も安定的・効率的に運営します。

(2) 周辺環境への配慮

今後も最終処分場の周辺環境に十分配慮し、より一層の安全対策に努めます。

なお、今後も生活環境の保全、環境汚染等の防止及び適切な維持管理のためのモニタリングを実施し、結果はホームページ等で公表していきます。

(3) 最終処分場の長期利用

最終処分場の安定的な利用を図るため、地域との信頼関係を構築し運営します。

なお、埋立容量に対し、令和3年度末の埋立率は25.3%と長期に渡り利用が可能であることから、今後も焼却灰と飛灰の全量を埋め立てる方針とします。

しかし、全国的にも新たな最終処分場の建設も困難なことから、減量化や資源化に対する取組みを推進することで、最終処分量の削減に努めます。

9. その他の廃棄物計画

(1) 災害時の廃棄物処理対策

災害時の廃棄物の処理については、本組合が策定している災害廃棄物処理計画及び構成市町の地域防災計画や災害廃棄物処理計画等により定めています。地震や水害等の災害時発生時には、構成市町等と連携体制を構築し、迅速で安全な廃棄物処理に努めます。

災害の規模や被害状況によっては、必要に応じて災害時相互支援協定を締結している協定先に支援を要請します。

(2) 不法投棄対策

ごみが適切な場所へ搬入されずに河川や山林等に廃棄される等の不法投棄について、衛生的環境確保の観点からも効果的な防止策を講じ、実施する必要があります。

そのため、今後も不法投棄等のパトロール、監視カメラの設置、不法投棄物協働撤去事業及び広報紙・ホームページでの啓発等を引き続き実施します。

(3) 不適正処理対策

廃棄物の野外等での焼却など不適正処理を防止することは、良好な生活環境の維持や環境への負荷を低減するために重要です。廃棄物の野外等での不適正な焼却などが法律（廃棄物処理法第16条の2）によって原則禁止されていることについて、構成市町との連携を図りながら住民や事業者に対する周知を徹底し、不適正処理の防止と良好な生活環境の保全に努めます。

(4) 処理困難物対策

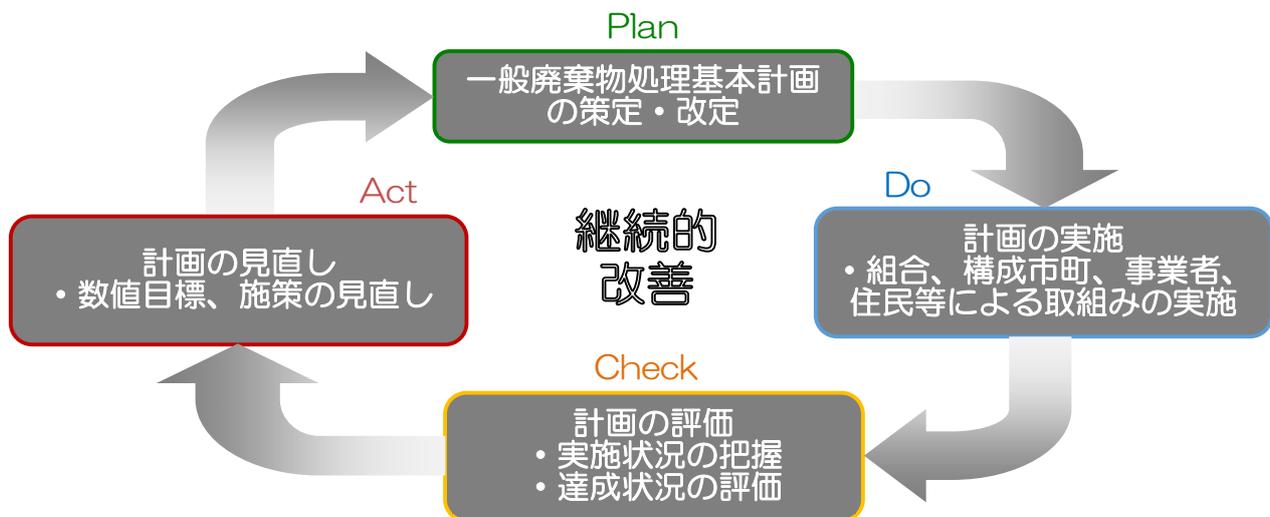
処理困難物については、最適な処理方法を再確認した上で、資源循環も考慮した適正な処理ルートを確保し、住民への十分な理解と協力が得られるよう、わかりやすい処理の方法・出し方について情報提供します。

第6章 計画の推進

1. 計画の進行管理

本計画における施策を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各種施策の進捗状況や達成目標に対しての達成状況の把握を行うとともに、事業効果等を的確に評価できる体制づくりを進めます。

本計画の進行管理については、計画の策定 (PLAN)、実施 (DO)、評価 (CHECK)、見直し (ACTION) のPDCAサイクルを適切かつ効果的に運用し、計画の継続的な進行管理を行います。



2. 評価の方法

本計画では、令和10年度を中間目標年として、家庭系ごみ排出原単位（収集・集団回収資源物除く）、事業系ごみ排出量、リサイクル率の数値目標を定めています。この数値目標の達成状況から本計画の進捗状況の確認し、その結果をもとに数値目標や施策の見直しを行うこととし、その内容はホームページ等で公表していきます。

3. 計画の見直し

数値目標や施策の進捗状況を総括するとともに、ごみ処理を取り巻く社会情勢の変化や新たなごみ処理問題などに対応するため、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。